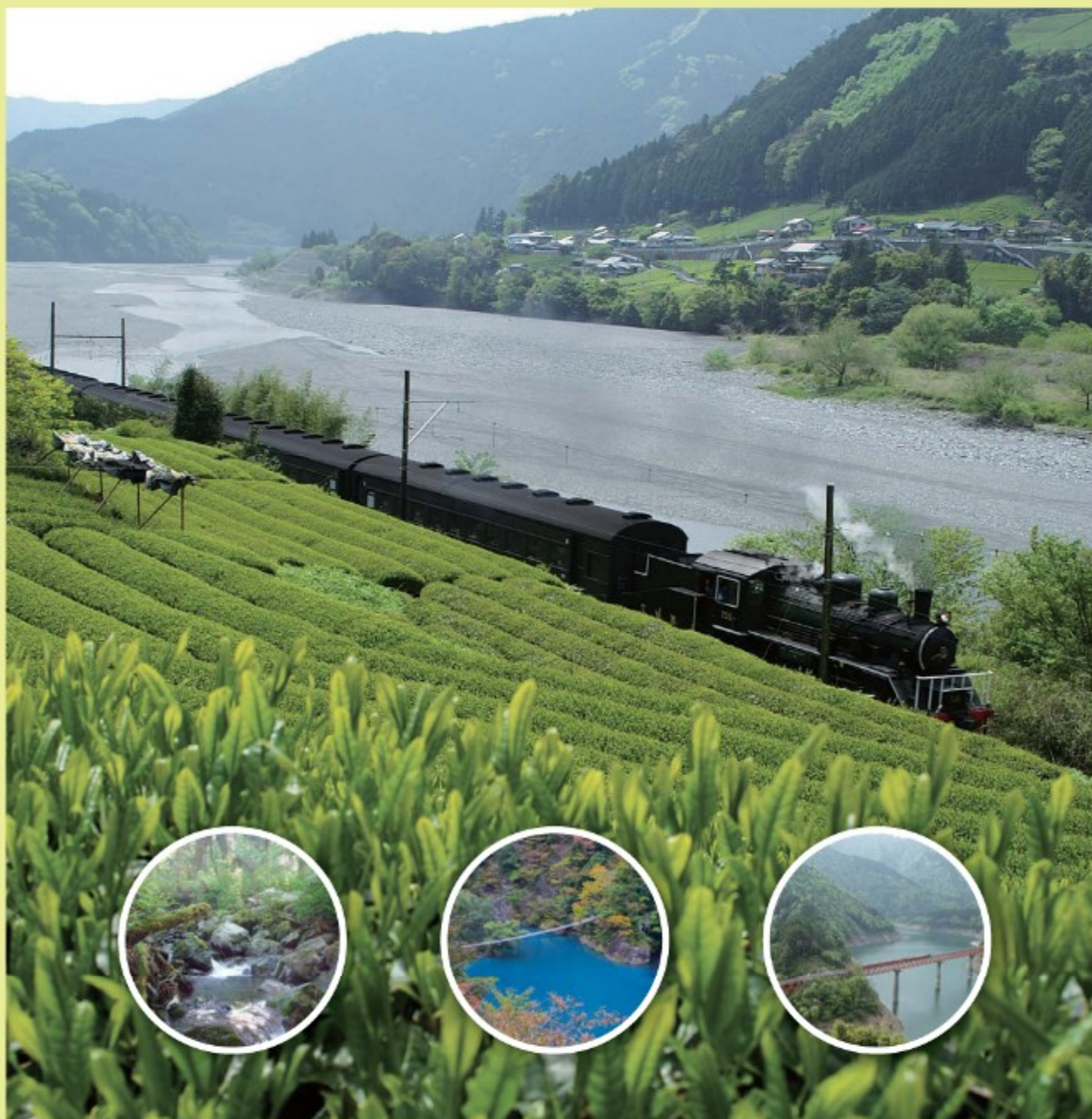


川根本町環境基本計画

～自然と共生する豊かなまち 川根本町～



平成22年3月
川根本町

ごあいさつ

本町は、名峰連なる南アルプスの玄関口として、清らかな流れの大井川、流域に広がる雄大な渓谷、全国的に知られる川根茶の茶畑など、緑豊かな自然と美しい景観に囲まれ、これら自然の恩恵を受けながら心の豊かさを育んできました。

私たちは、この自然の恵みをはじめとする良好な環境を「水と森の番人」として守り育てていくとともに、後世に継承していかなければなりません。

しかしながら、近年、社会環境の急激な変化で、資源やエネルギーの大量消費による地球温暖化、生活排水による河川汚濁、自動車排気ガスによる大気汚染など全国的に環境問題がクローズアップされてきました。また、本町においては、農業・林業の担い手不足、高齢化などによる耕作放棄地や荒廃森林の増加、有害鳥獣による農産物などへの被害が増加するなど、私たちの地域に関連した環境問題にも直面しています。

このような状況のなか、本町では環境に配慮したまちづくりを目指して、平成20年3月に県内では初となる「FSC森林認証」、同年5月には県内の自治体では3例目となる「エコアクション21認証」を取得しました。

また、地球温暖化防止活動として町民、事業者、行政が協働して取り組んできた「緑のカーテン」は、町内の多くの家庭や施設で設置されるようになり、町民や事業者の環境に対する意識も高まってきました。

そこで、町民や事業者の方々からご意見をいただきながら、本町の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策として、町民・事業者・行政の三者が連携・協力して環境保全に向けた取り組むべき項目を示した「川根本町環境基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、町民や事業者の方々にご協力をいただきながら、本町の望ましい環境像である「自然と共生する豊かなまち」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりましては、関係者の皆様から貴重なご意見をいただき感謝申し上げますとともに、引き続き皆様方からのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月



川根本町長 佐藤公敏

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の基本的事項	3
第2章 環境の現状	5
第1節 社会環境	6
第2節 自然環境	14
第3節 快適環境	37
第4節 生活環境	44
第5節 資源エネルギー	49
第6節 環境教育・環境保全活動	54
第3章 計画の目標	55
第1節 望ましい環境像	56
第2節 環境目標	56
第4章 主体別の取り組み	59
第1節 主体別の取り組みの展開	60
第2節 重点プロジェクト	61
プロジェクト 森林を守り育てるプロジェクト	61
プロジェクト 茶園の有効活用プロジェクト	63
プロジェクト 河川の景観とふれあいプロジェクト	65
第3節 町・町民・事業者の取り組み	67
1 自然と人々の営みが調和するまち	68
2 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち	76
3 おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち	82
4 資源・エネルギーを大切にするまち	85
5 森林の恵みに感謝する心を育てるまち	92
第5章 計画の進行管理と推進体制	95
第1節 進行管理	96
第2節 推進体制	97
第3節 その他の計画推進方策	99
参考資料	101

第1章 計画の基本的事項
計画策定の背景 基本的事項

第2章 環境の現状
社会環境 自然環境 快適環境 生活環境
資源エネルギー 環境教育・環境保全活動

第3章 計画の目標

<p>望ましい環境像</p> <p>自然と共生する 豊かなまち 川根本町</p>	<p>環境目標</p> <p>自然と人々の営みが調和するまち 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち 資源・エネルギーを大切にすまち 森林の恵みに感謝する心を育てるまち</p>
---	---

第4章 主体別の取り組み

<p>重点プロジェクト</p> <p>森林を守り育てるプロジェクト 河川の景観とふれあいプロジェクト 茶園の有効活用プロジェクト</p>	
<p>町・町民・事業者の取り組み</p> <p>自然と人々の営みが調和するまち</p> <ul style="list-style-type: none">● 森林の適正管理● 農地の保全● 河川・湧水などの保全● 野生動植物の保護・管理● 流域全体の視点による自然環境保全 <p>人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち</p> <ul style="list-style-type: none">● 人と自然とのふれあいの場の活用・創出● 公園・緑地などの整備・管理● 景観の保全・創造● 歴史的・文化的遺産の保全・活用	<p>おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境の監視及び公害等の対策● 大気汚染・悪臭・騒音・振動対策の推進● 水質汚濁対策の推進 <p>資源・エネルギーを大切にすまち</p> <ul style="list-style-type: none">● ごみの減量・再資源化と適正処理● 不法投棄対策・環境美化の推進● エネルギーの有効利用● 地球温暖化対策の推進 <p>森林の恵みに感謝する心を育てるまち</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境教育・環境学習・環境保全活動の推進● 環境情報の提供・発信・共有化
<p>数値目標</p>	

第5章 計画の進行管理と推進体制
進行管理 推進体制 その他の計画推進方策

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景、計画の目的、位置付け、期間、対象とする環境の範囲など、計画の基本的な事項について示しています。



第1節 計画策定の背景

1 環境問題の変化

今日の環境問題は、高度経済成長期に顕在化した「産業型公害」から、都市化の発展や産業構造の変化に伴う水質汚濁や廃棄物問題をはじめとした「都市生活型公害」へ、また、資源エネルギーの大量消費による地球温暖化やオゾン層の破壊などの「地球規模の環境問題」へと大きく変化しています。



2 国や県の動向

このような都市生活型公害や地球環境問題の解決のため、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、平成6年には同法に基づく「環境基本計画」が策定されました。その後、平成12年に新しい計画が策定され、平成18年4月には「第3次環境基本計画 - 環境から拓く新たなゆたかさへの道 - 」が閣議決定されました。

静岡県においては、平成8年に「静岡県環境基本条例」が制定され、平成9年に「静岡県環境基本計画」が策定されました。その後、平成14年に新しい計画が策定され、平成18年4月には「静岡県環境基本計画 - 環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして - (改定版)」が策定されました。

年次	国	静岡県
平成5年	「環境基本法」制定	
平成6年	「環境基本計画」閣議決定	
平成8年		「静岡県環境基本条例」制定
平成9年		「静岡県環境基本計画」策定
平成12年	「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」閣議決定	
平成14年		「静岡県環境基本計画 - 環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして - 」策定
平成18年	「第3次環境基本計画 - 環境から拓く新たなゆたかさへの道 - 」閣議決定	「静岡県環境基本計画 - 環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして - (改定版)」策定

3 川根本町環境基本計画について

本町は、南アルプスの山々が織りなす四季折々の美しい景観、町の南北を流れる大井川、町の特産物である川根茶の香る茶畑を有し、「水と森の番人」として豊かな水や森林を守ってきました。

しかし近年、本町においても少子高齢化の問題や、農業・林業の担い手不足などの問題に直面しており、人と自然との関わりの中で守ってきた豊かな環境を守り続けることが難しくなってきました。また、私たちの毎日の暮らしや消費活動が便利になる一方で環境に大きな影響を与えており、地球温暖化など地球規模の環境問題にも結びついています。

このような状況のなか、今、私たち川根本町が地域として行うべきこと、個人として行うべきこと、抑制していくべきことを考え、行動することが必要です。まず、地域の視点から、私たちの毎日の暮らし方や考え方を変えていくことが重要であると考えられます。

そこで、本町の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、川根本町環境基本計画を策定しました。本計画を核にして、町民、事業者、行政の三者が連携・協力して環境保全に向けた取り組みを実行していくことが求められています。

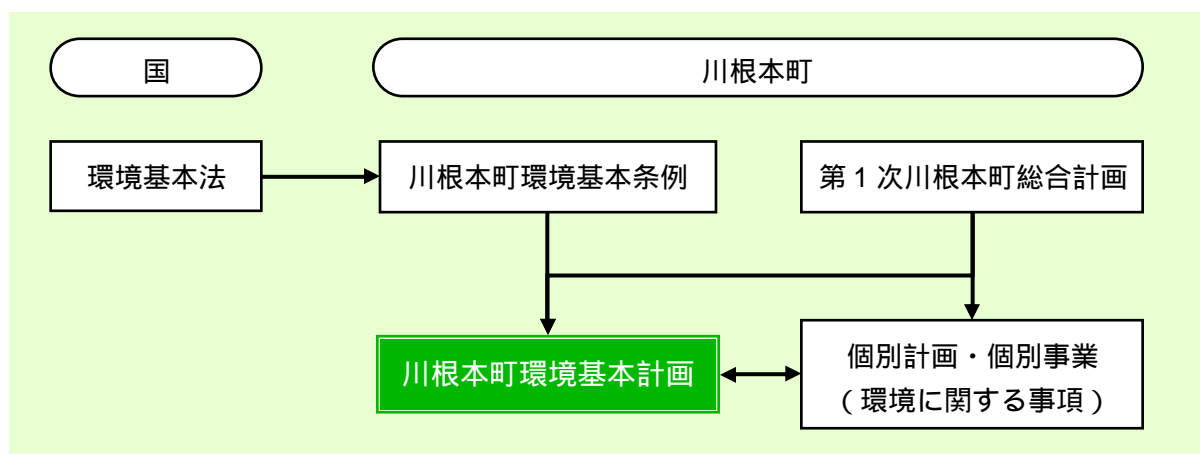
第2節 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、町民・事業者・町の取り組みを明らかにすることです。

2 計画の位置付け

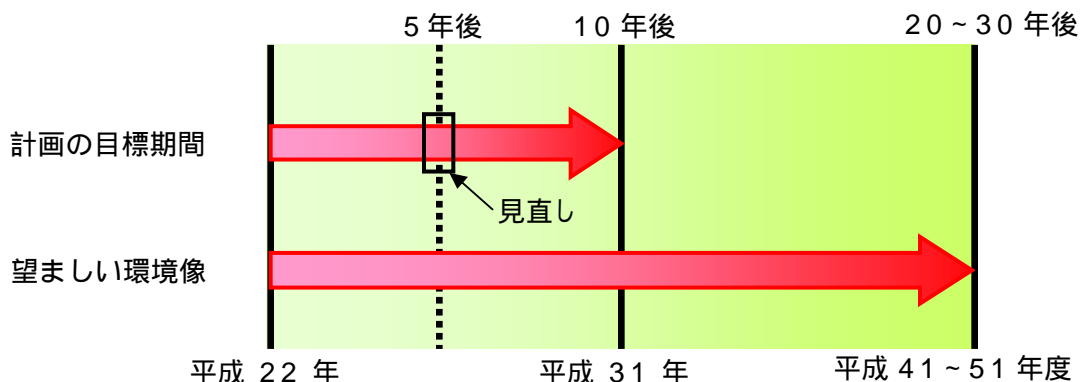
本計画は、平成19年に策定した「第1次川根本町総合計画」に示された基本理念や将来像を環境面から実現していくための計画と位置づけられます。また、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。



3 計画の期間

本計画の目標期間は、平成22(2010)年度からの10年間とし、計画の目標年次は平成31(2019)年度とします。その中で、具体的な施策や取り組みについては、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえて、概ね5年後を目途に見直すものとします。

なお、環境問題への取り組みは長期的な視点に立つことが重要であるとの認識から、望ましい環境像を20~30年後に設定し、その環境像を見据えた取り組みの検討を図っていくものとします。



4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、川根本町全域とします。

5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	森林、農地、河川・湧水、地形・地質、動植物 など
快適環境	自然とのふれあい、公園・緑地、景観、歴史・文化 など
生活環境	公害、有害化学物質、大気、悪臭、騒音・振動、水質など
資源エネルギー	廃棄物、不法投棄・環境美化、資源エネルギー、地球温暖化 など
環境教育・環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報 など

第2章

環境の現状

本章では、各種の既存文献資料や統計資料などを分析し、本町の環境の現状を示すとともに、環境特性マップで環境資源の分布状況を整理しています。



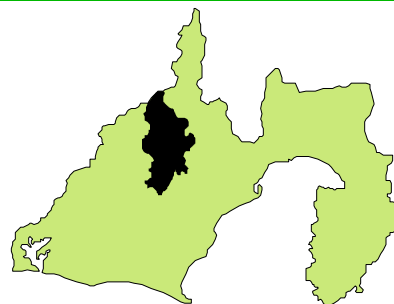
第1節 社会環境

1-1 立地条件・面積

町域は静岡市、島田市、浜松市、長野県と接しており、面積は約 496.72 km² で県全体の 6.4% にあたります。

本町は静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっています。

町域は大井川に沿った東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.72km² (県全体の 6.4%)、このうちの約 94%を森林が占めています。



1-2 まちの歩み

かつては稲作や木材・木炭製造、椎茸栽培などが行われてきましたが、近年は川根茶の栽培や観光などが盛んです。

本町には、旧石器時代(約3~4万年前)から人が住み始めたとされ、町内では縄文時代(約1万年~2,500年前)の遺跡が数多く発見されています。

かつては稲作や木材・木炭製造、椎茸栽培などが行われてきましたが、近世初期から茶の栽培が始まり、明治時代以降は輸出産業として高い評価を受けてきました。

明治時代末からダム建設が始まり、大正・昭和時代には次々と発電所が建設されました。昭和6年12月には大井川鐵道が全線開通しました。お茶と林業とダムに加え、高度成長期には工場誘致と寸又峡温泉などを中心とした観光振興の取り組みが進められてきました。特に基幹産業である茶業では、農林水産大臣賞などの輝かしい賞を数多く受賞するなど、先人の努力によって品質向上が図られ、上質な煎茶として「川根茶」の名声は全国に知られるようになりました。

昭和40年頃から、道路や橋、教育・文化施設、医療・福祉施設、町営住宅などを順次整備しながら、ウッドハウスおろくぼ、フォーレなかかわね茶茗館、奥大井音戯の郷、白沢温泉「もりのいずみ」などの観光拠点の整備も進めてきました。

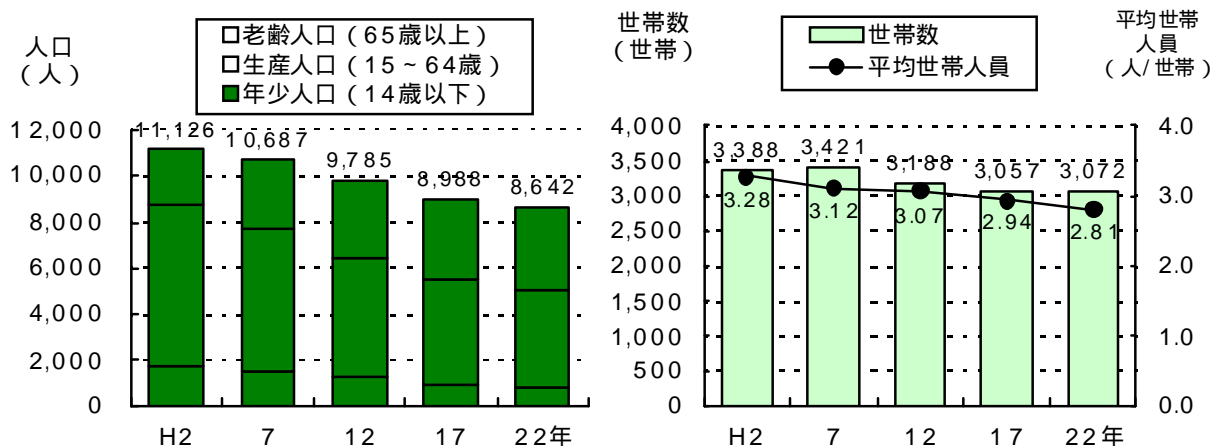
平成17年9月、国の地方分権と財政危機などに対応し、地域のさらなる発展を目指して旧中川根町と旧本川根町が合併し、川根本町が誕生しました。

1-3 人口・世帯数

人口の減少や高齢化が進んでおり、高齢化率は県内で最も高くなっています。

平成22年1月1日現在の本町の人口は8,642人、世帯数は3,072世帯、平均世帯人員は2.81人/世帯で、人口及び平均世帯人員は年々、減少傾向にあります。住民基本台帳(外国人を含まない)によると、年齢階級別人口は年少人口が8.7%、生産人口が50.5%、高齢人口が40.8%で、年々少子高齢化が進んでおり、高齢化率40.8%(高齢人口)は県内で最も高くなっています。

「第1次川根本町総合計画」の推計によれば、今後も人口の減少は続き、平成28年には人口が7,118~7,325人(コーホート推計法、トレンド推計法)まで減少し、さらに高齢化が進むと予測されています。



人口の推移

世帯数の推移

注1) H2~17は国勢調査報告(外国人を含む)のデータを使用。

注2) 平成22年は1月1日現在のデータ。ただし、年齢別人口(年少人口、生産人口、老齢人口)のみ住民基本台帳(外国人を含まない)のデータを使用。

【資料:国勢調査報告、川根本町ホームページ】

1-4 産業

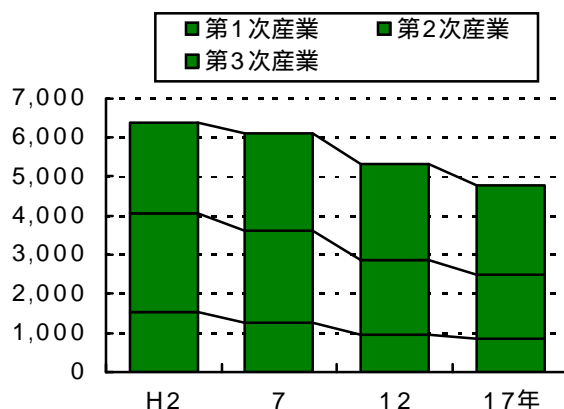
(1) 産業別就業人口

産業別就業人口は第1次産業、第2次産業で減少し、第3次産業は横ばいで推移しています。

平成17年の産業別就業人口は4,777人で、総人口の約55%を占めています。

産業別では第1次産業が860人(18.0%)、第2次産業が1,617人(33.8%)、第3次産業が2,300人(48.1%)となっており、第1次産業の占める割合が比較的高いことが特徴です。

産業別就業人口の推移は、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業はほぼ横ばいの傾向がみられます。



産業別就業人口(15歳以上)の推移
【資料:国勢調査報告】

(2) 農林水産業

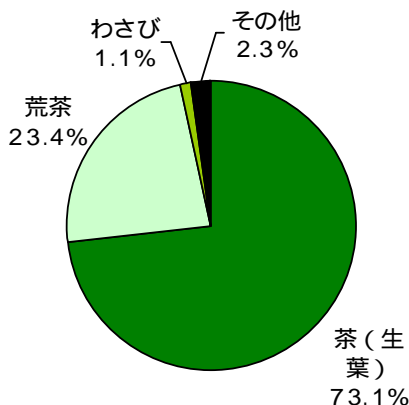
農業

農業産出額はお茶が全体の約95%を占めています。

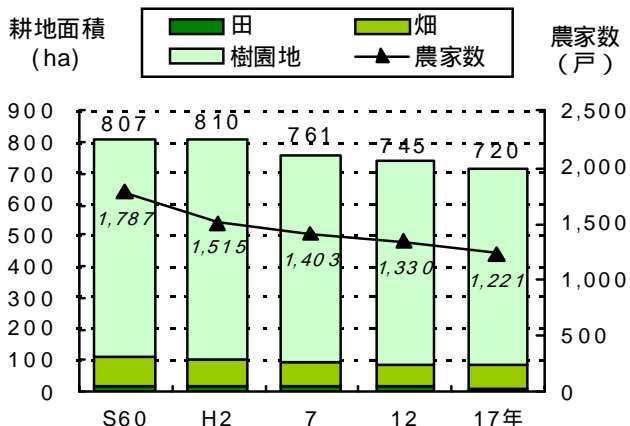
農家数、耕地面積は年々減少しています。

本町の特産物であるお茶は、農林水産大臣賞や産地賞をはじめ数々の輝かしい賞を受賞するなど、全国的に知られている「川根茶」の産地であり、農業産出額はお茶(生葉、荒茶)が全体の約95%を占めています。

しかし、近年では過疎化や兼業化が進み、農業従業者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。また、農家数の減少に伴って樹園地を主体とする耕地面積も減少しています。耕作放棄地も多く、平成20年度の耕作放棄地面積は約25haでした。



農業産出額の内訳 (平成18年)
【資料：平成18年静岡県の生産農業所得統計】



【資料：静岡県農林水産統計年報】

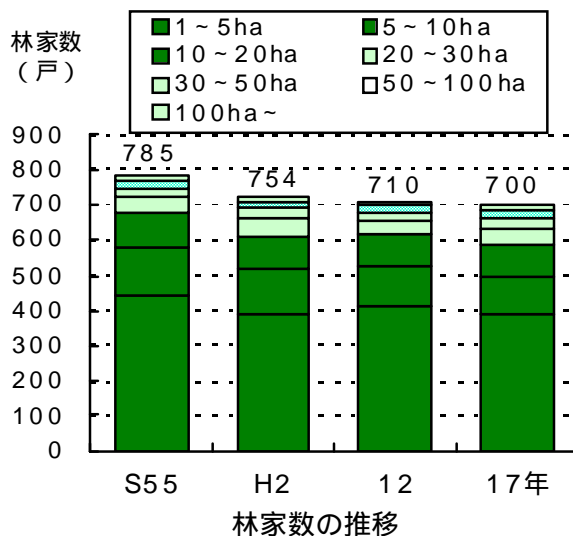
林業

町面積に占める森林面積の割合は約94%で、そのうち国有林が約58%を占めています。林家数が減少し、後継者不足や林業労務者の高齢化などが課題となっています。森林管理の適正化と林業の再生を目指して、FSC 森林認証を取得しました。

平成19年度のデータによると、本町の面積の約94% (46,626ha) が森林で、そのうち約58%が国有林、42%が民有林・公有林です。国有林はその比率が高いのが特徴で、県内国有林の29%を占めています。民有林の人工林の割合は約72%となっています。これらの森林は地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収したり、水を育む力などの多面的な機能を有する貴重な財産です。

林業はかつて非常に盛んで、スギ・ヒノキの人工林が育っていますが、若者の流出や材価低迷などによって林家数は年々減少しており、平成17年は700戸となっています。特に保有山林面積が1~5haの小規模な林家数は減少が著しくなっています。本町の林家の多くは基幹産業である茶業を主体として兼業的に林業を実施しています。さらに、急傾斜地等の作業条件の厳しい森林が多いこと、林道整備や機械化の遅れなどが経営意欲の減退を引き起こしており、後継者不足、林業労務者の高齢化などが深刻な課題となっています。

本町では、町有林と一部の林家で組織する森林管理グループ「F-net 大井川」を結成し、森林管理の適正化と林業の再生を目指して、平成20年3月にFSC 森林認証を取得しました。同認証は、全国24番目、県内では初の取得となります。認証を取得した森林は合計1,465.96haでその内訳は、人工林・針葉樹が1,131.14ha (77.2%)、人工林・広葉樹が18.29ha (1.3%)、天然林が260.11ha (17.8%)、その他が56.42ha (3.9%)です。



【資料：世界農林業センサス・静岡県統計書】

漁業

大井川本支流に漁業権が設定され、アユ、アマゴ、ウナギ、ニジマスを釣ることができます。

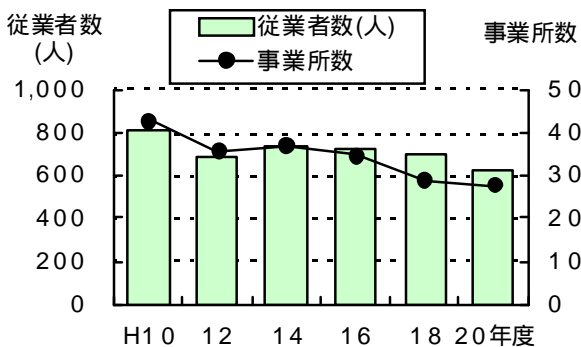
大井川本支流には、アユ、アマゴ、ウナギ、ニジマスの漁業権が設定されており、多くの遊漁者に利用されています。

(3) 工業

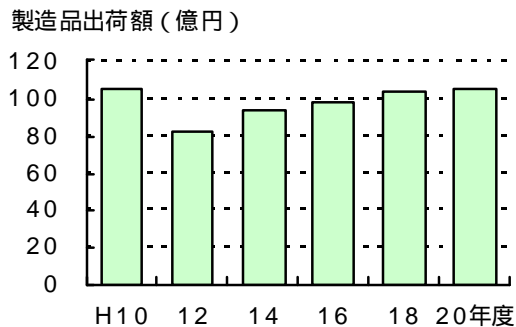
事業所数と従業者数は減少していますが、製造品出荷額は増加しています。
精密機械器具、飲料などを中心に製造業が発達しています。

本町の平成20年の事業所数(4人以上)は28、従業者数は627人、製造品出荷額等は104.9億円です。事業所数と従業者数は平成14年以降減少していますが、逆に製造品出荷額は増加しています。町内には少数ながら精密機械、電気機械、製茶(仕上茶製造工場)等の企業が立地しており、製造品出荷額は精密機械器具、飲料などが多くなっています。

県全体の水準と比較して、1事業所当たりの規模が小さいこと、従業員1人当たりの出荷額が低いことが特徴として挙げられます。



事業所数と従業者数の推移(4人以上)
【資料: 工業統計調査報告書】

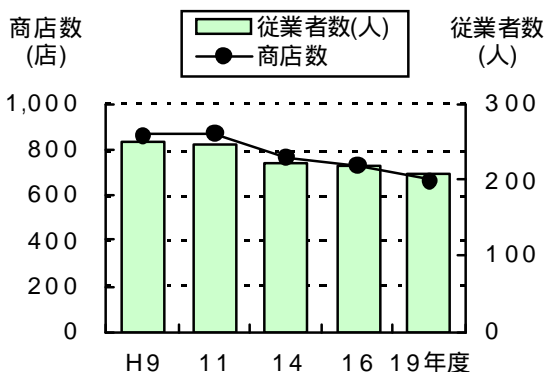


製造品出荷額の推移(4人以上)
【資料: 工業統計調査報告書】

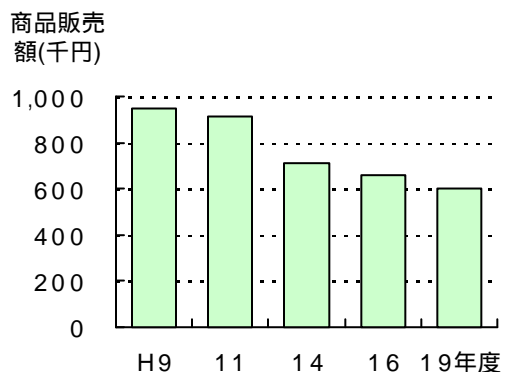
(4) 商業

商店数、従業者数、年間販売額はいずれも減少傾向となっています。

本町の平成19年の商店数は201、従業者数は694人、年間販売額は59.7億円です。商店数、従業者数、年間販売額はいずれも減少傾向となっています。町内には、大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積1,000㎡以上の大型店舗がなく、小規模店舗が多いことが特徴です。



商店数と従業者数の推移
【資料: 商業統計調査報告書】



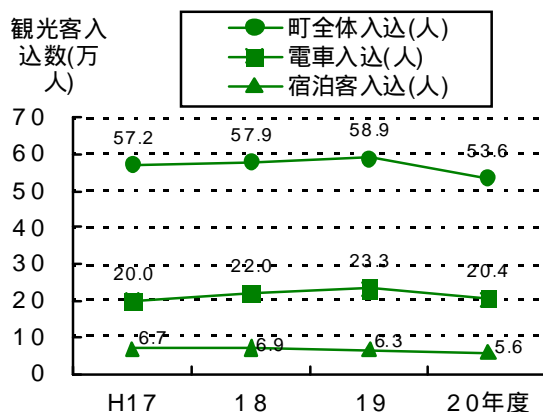
年間商品販売額の推移
【資料: 商業統計調査報告書】

(5) 観光

本町は美しい渓谷や温泉、山岳、SL、星空など観光資源に恵まれています。
 本町を訪れる観光客は年間約 53.6 万人です。

本町には、本州唯一の原生自然環境保全地域がある大井川源流部や、南アルプスの最南峰である光岳、流域の美しい渓谷、山犬段のブナの原生林や大札山・外森山のアカヤシオ・シロヤシオなどの自然環境に恵まれています。また、寸又峡や接岨峡などの温泉、全国で唯一、常時運転しているSLやアプト式鉄道、素晴らしい星空が観察できる三ツ星天文台など、さまざまな観光資源があります。なお、平成 20 年に本町を訪れた観光客数は約 53.6 万人、宿泊客は約 5.6 万人でした。

観光は、地域活性化の有力な手段として、全国各地でその振興が図られていますが、本町でもお茶や温泉、森林などの豊かな地域資源を活かした交流人口の増加を図る取り組みが始まっています。



町内全体入込客・宿泊客の推移

【資料：商工観光課】

1-5 交通

(1) 筏流しと高瀬船

大井川はかつて、筏流し、バラ狩り、高瀬船など、交通路として利用されてきました。

かつて大井川は、山奥の巨木を川に流して平野に運ぶための交通路であり、古くは「日本書紀」(374年)にその記録があります。木材を組んで上流から下流に流送する「筏流し」や、木材一本一本をばらばらに流送する「バラ狩り」などは、発電用ダムが建設された明治末期から昭和初期まで行われていました。

また、江戸時代、幕府の方針で大井川に架橋と通船が禁じられていましたが、明治3年(1870年)になると島田や金谷、千頭方面に「高瀬船」が通じ、人々の重要な生活の足となりました。大正11年(1922年)にはプロペラ船も登場しています。昭和6年(1932年)に大井川鐵道が金谷-千頭間に開通するとともに、高瀬船も役割を終えました。

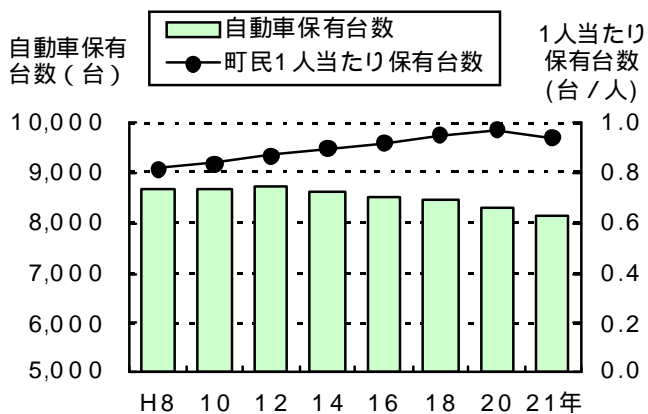
(2) 道路交通

国道 362 号、国道 473 号、主要地方道・川根寸又峡線などの幹線道路があり、一般国道 362 号、主要地方道・川根寸又峡線では混雑度が高くなっています。
 自動車保有台数は減少していますが、町民 1 人当たりの自動車保有台数は増加しており、県平均よりも高くなっています。

本町への広域的なアクセスルートとしては国道 362 号、国道 473 号、主要地方道・川根寸又峡線、一般県道・接岨峡線などがあります。国道 473 号と県道は島田市へ向かって南に伸び、役場から島田市中心部へは約 33km、また、国道 362 号が東西を結んでいますが、総合支所から静岡市の中心部まで約 40 km となっています。なお、国道 362 号の元藤川から崎平までの区間は、青部バイパスの整備が進められています。本町は道路延長に対する国道・県道が占める割合が高く、町内の主要な集落を結ぶ生活道路としての重要な役割も担っています。

交通量は町内9地点で観測されており、平成17年の調査で特に混雑度の高い（混雑度1.0以上）路線は、一般国道362号、主要地方道・川根寸又峡線です。

本町の自動車保有台数は、平成12年以降減少していますが、町民1人当たりの自動車保有台数は平成20年までは増加しており、平成21年は0.94台/人と、県平均の0.84台/人を上回っています。



自動車保有台数の推移
【資料:静岡県自動車保有台数】



道路・鉄道状況図 【資料：川根本町都市計画図など】

(3)公共交通

大井川鐵道があり、SL やアプト式鐵道が運転されています。
千頭駅と寸又峽温泉を結ぶ大井川鐵道の路線バス、町内各集落に連絡する町営バスが運行されています。

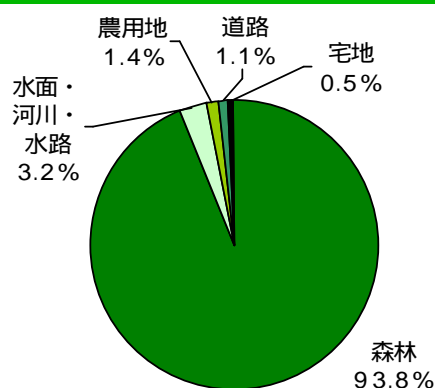
鐵道としては、JR 金谷駅と井川駅を結ぶ大井川鐵道があり、町内には 19 の駅が存在します。所要時間は、金谷駅から千頭駅までが約 70 分となっています。大井川鐵道の利用者は減少傾向にあります。地域の児童・生徒や高齢者の足として重要な役割を果たしています。また、金谷駅から千頭駅間は電車以外に SL が営業運転されており、千頭駅から井川駅間は南アルプスあぷとラインとして、アプト式鐵道が運転されています。これらの SL やアプト式鐵道は来訪者から人気があり、観光資源としても貴重な存在となっています。

バス路線としては、千頭駅と寸又峽温泉を結ぶ大井川鐵道の路線バスや、町内各集落に連絡する町営バスが運行されています。

1-6 土地利用

土地利用では森林の占める面積が約 94% となっています。

平成 19 年の土地利用区分別面積をみると、森林（93.8%）が最も多く、農用地や宅地などは、いずれも 1% 前後とわずかです。



土地利用区分別面積（平成 19 年）
【資料：国土利用計画（川根本町計画）参考資料】

1-7 情報インフラ整備状況

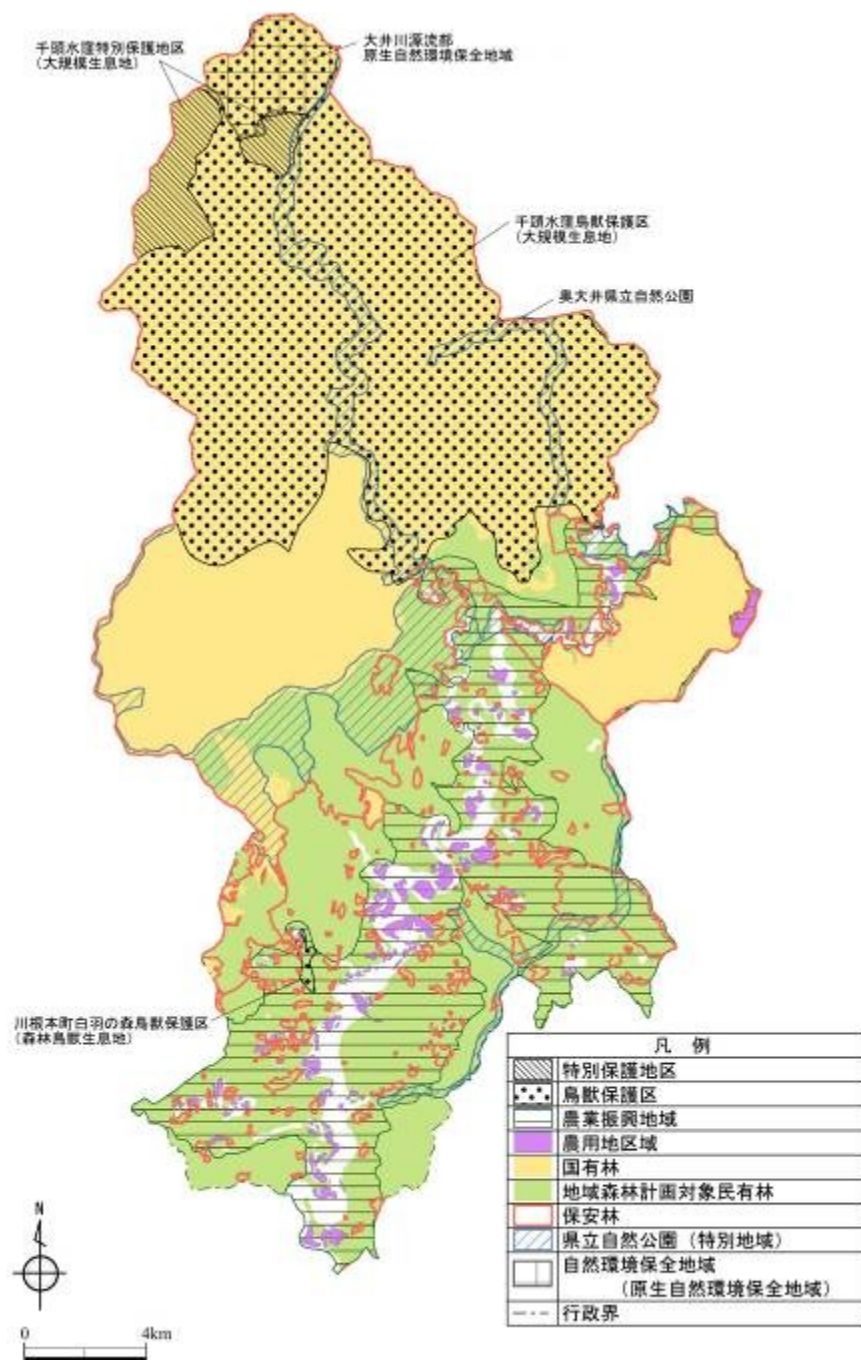
世帯カバー率は、地上デジタル放送が 33%、携帯電話が 99%、ブロードバンドが 98% となっています。

本町の情報インフラ整備状況をみると、平成 21 年 4 月現在の世帯カバー率は、地上デジタル放送が 33%、携帯電話が 99%、ブロードバンドが 98% となっています。地上デジタル放送は町全体の約 6 割の世帯、携帯電話は尾呂久保、壱町河内、下泉の一部、ブロードバンドは接岨、大間などの地域が未整備地区となっています。

1-8 法指定状況

本州唯一の原生自然環境保全地域や、奥大井県立自然公園、鳥獣保護区及び特別保護地区などの地域指定がされています。

本町には豊かな自然が残っていることから、本州唯一の原生自然環境保全地域や奥大井県立自然公園、鳥獣保護区及び特別保護地区などの地域指定がされています。



環境関連法令地域指定図 【資料：静岡県土地利用基本計画 ほか】

本州唯一の原生自然環境保全地域

本町の大井川源流部は、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定されています。このエリアは、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している地域であり、日本の自然保護地域制度の中で最も厳しい保護規制が行われています。全国では5地域、合計5,631haが指定されていますが、本州は大井川源流部だけです。ちなみに他の4地域は、遠音別岳(北海道)、十勝川源流部(北海道)、南硫黄島(東京都)、屋久島(鹿児島県)です。

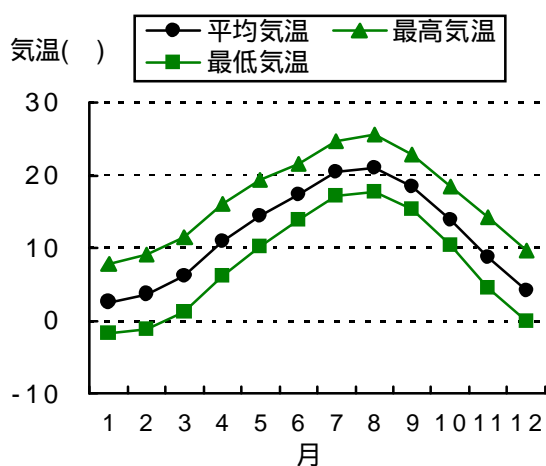


第2節 自然環境

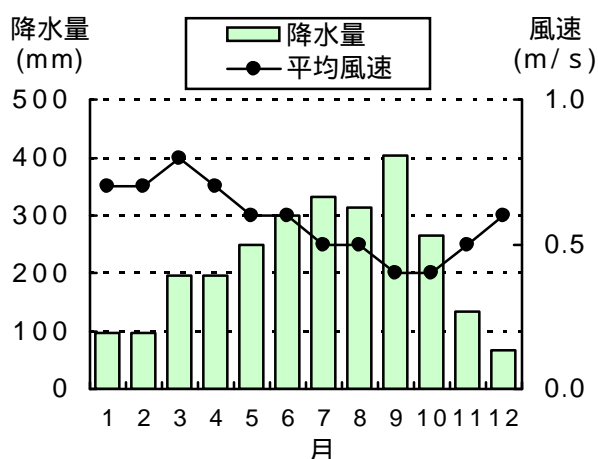
2-1 気象

気温年較差や日較差が大きい地域です。

本町は太平洋岸式気候に属し、夏は太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬には北寄りの季節風の影響により、空気は乾燥して少雨となります。最近 10 年間の平均気温は 11.8 で、気温年較差や日較差が大きい地域です。年間降水量は約 3,000mm で、梅雨(6 月)から台風(10 月)の時期が多くなっています。10 年間の平均風速は 0.6m/s と比較的弱く、冬季に風が強くなります。また、冬季の積雪は少ないものの、氷点下になることが多くあります。



月別の気温 (平成 10～19 年)
注) 測定地は川根本町(アメダス地点)。
【資料：気象庁ホームページ】



月別の降水量と風速 (平成 10～19 年)
注) 測定地は川根本町(アメダス地点)。
【資料：気象庁ホームページ】

気象概要 (月別)

月	平成 10～19 年				
	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	降水量(mm)	平均風速(m/s)
1月	2.6	7.8	-1.7	96.6	0.7
2月	3.7	9.1	-1.2	96.3	0.7
3月	6.1	11.5	1.2	196.4	0.8
4月	10.9	16.0	6.1	196.5	0.7
5月	14.5	19.3	10.2	248.0	0.6
6月	17.4	21.6	13.9	299.7	0.6
7月	20.4	24.7	17.1	332.5	0.5
8月	21.0	25.6	17.7	313.8	0.5
9月	18.5	22.8	15.4	403.6	0.4
10月	13.8	18.5	10.4	265.4	0.4
11月	8.7	14.2	4.6	132.8	0.5
12月	4.2	9.7	-0.1	66.6	0.6
年間	11.8	16.7	7.8	2,648.1	0.6

注) 測定地は川根本町(アメダス地点)。

【資料：気象庁ホームページ】

2-2 地形・地質

(1)地形

標高差は2,400m以上あり、最高地点は光岳の2,591mです。

8割以上が大起伏山地であり、中起伏山地、小起伏山地を含めた山地が97%を占めます。

本町の標高差は2,400m以上あり、最高地点は光岳の2,591mです。

本町の地形は、大部分が大起伏山地(82.5%)で、中起伏山地(12.7%)、小起伏山地(1.4%)を含めた山地が97%を占めています。

北部は大井川本流及び寸又川流域にある赤石山地南部にあたり、川は峡谷と曲流をなし、森林美と渓谷美をもっていますが、山地崩壊も多く見られます。千頭付近はやや川幅が広くなり、低地と段丘・高位平坦面に集落は立地しています。旧河道や環流丘陵^{*1}も特色があります。南部は大井川の東側が下泉河内川流域山地、西側が榛原川・長尾川・境川流域山地となり、川底の浸食が進んで崩壊地も多く分布します。徳山・上長尾・下長尾地区は河岸段丘、旧河道、小扇状地、河谷低地など多彩な地形が見られます。

なお、国土地理院の「日本の典型地形」によると、本町では接岨峡(峡谷、穿入蛇行^{*2})、寸又峡(峡谷)、大井川中流(穿入蛇行)、大間の環流丘陵(環流丘陵)、大井川中流の段丘(河岸段丘及び段丘崖)の5箇所・6項目が選定されています。

*1 環流丘陵：現在流れている河川の流路と、かつて流れていた河川の流路に囲まれてできた丘陵。

*2 穿入(せんにゅう)蛇行：隆起ないし浸食面の低下のため、曲流していた川が下方浸食を復活し、曲流を保ちながら河床を基盤岩中に深く掘り込んで生じる。

典型地形

項目	名称	備考
峡谷	接岨峡	大井川・奥大井県立自然公園。
	寸又峡	大井川支流寸又川・奥大井県立自然公園。
穿入蛇行	接岨峡	大井川・奥大井県立自然公園。
	大井川中流	
環流丘陵	大間の環流丘陵	寸又川・奥大井県立自然公園。
河岸段丘及び段丘崖	大井川中流の段丘	

【国土交通省国土地理院技術資料D・1-No.357・日本の典型地形】

(2)地質

地質は、「四万十帯」と呼ばれる中生代後期白亜紀(約8,000万年前)から新生代古第三紀(約5,000万年前)にかけての堆積岩からなります。

本町の地質は、「四万十帯」と呼ばれる中生代後期白亜紀(約8,000万年前)から新生代古第三紀(約5,000万年前)にかけての堆積岩からなります。砂岩泥岩の互層で褶曲を受けて割れ目が発達し、さらに標高が高く気温差が大きいことから風化浸食が顕著です。また、降水量が多いことから崩壊地の拡大が大きく、生産された土砂は山腹や川床に堆積し、下流へ流出しています。

北部は緑色岩や赤色チャートを含む泥岩・砂岩からなる「白根層群」、砂岩を主とする「寸又川層群」、砂岩泥岩互層の「犬居層群」「三倉層群」が北東-南西の走向で帯状に配列します。風化作用や構造運動による破砕作用が進んで山地崩壊が多い地域でもあります。

南部は砂岩泥岩互層となる「寸又川層群」や「犬居層群」、泥岩、砂岩、乱雑層からなる「三倉

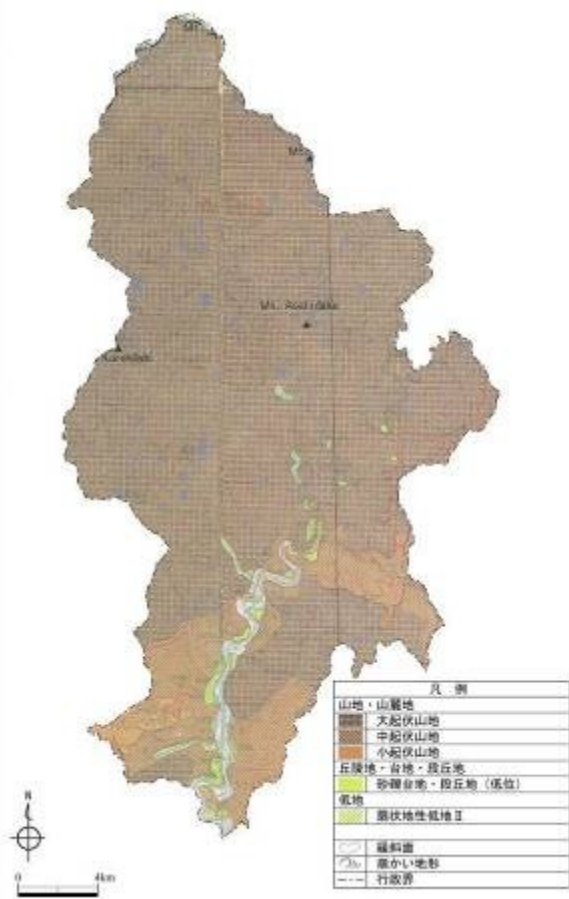
層群」の地層が分布します。北東南西方向の帯状配列と構造をもち、蛇紋岩も点在します。

なお、表層地質は礫岩、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、緑色岩などのほとんどが固結堆積物（95.0%）であり、未固結堆積物（2.8%）はわずかです。

地質一覧表

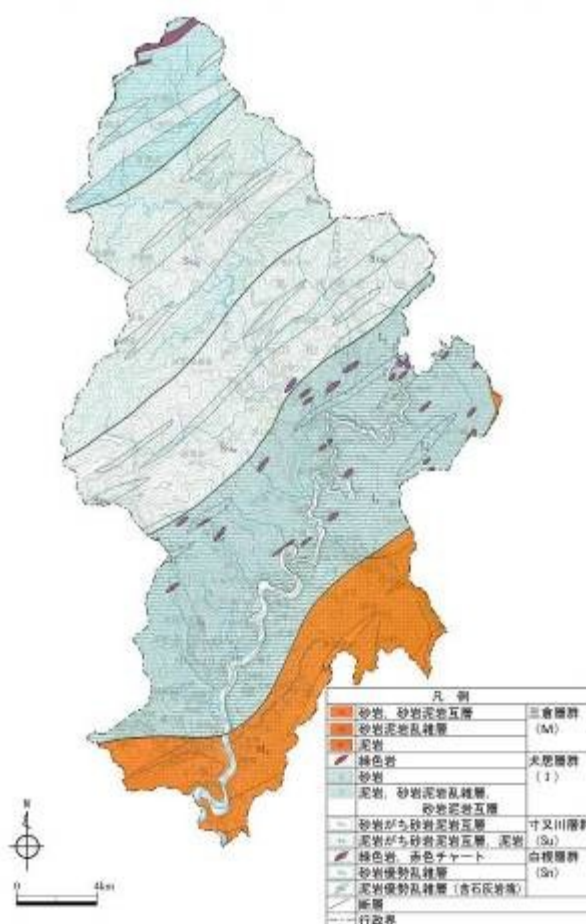
絶対年代	地質時代		地層名	構成する地層
約 2,400 万年前	新生代	古第三紀	三倉層群(M)	砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層、泥岩
約 6,600 万年前		白亜紀末～古第三紀	犬居層群(I)	緑色岩、砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層
約 8,000 万年前	中生代	後期白亜紀	寸又川層群(Su)	砂岩泥岩互層
			白根層群(Sn)	緑色岩、赤色チャート、乱雑層

【資料：静岡県地質図】



地形区分図

【資料：静岡県土地分類図付属資料】



地質図

【資料：静岡県地質図】

2-3 河川・ダム・湧水・温泉保養地

(1)河川

町内には一級河川の大井川があり、穿入蛇行や河岸段丘など、特徴的な地形が見られます。大井川はその昔、筏流しや水運、漁業など町民生活と密接な関わりがありましたが、現在ではその関わりが薄らいでおり、水量の減少や水の濁りなどの問題も指摘されています。「水の郷百選」や「静岡県のみずべ100選」などに選定されています。

町内の河川には、一級河川の大井川や準用河川・普通河川などがあります。

本町の中央を二分する形で南北に流れている大井川は、静岡県・長野県・山梨県の県境にある間ノ岳（標高3,189m）を源とし、駿河湾に注ぐ河川延長168km、流域面積1,280km²の一級河川です。大井川は、山間部でも流路が曲流している「穿入蛇行」という地形が見られ、安倍川や天竜川には見られない、大井川の特徴のひとつになっています。この地形は、赤石山地の著しい隆起のため、河川の流路に地質構造が関与してできたものです。また、河岸段丘がよく発達する河川でもあり、段丘面に多くの集落が形成されています。

大井川はその昔、筏流しや水運、漁業など町民生活と密接な関わりがありましたが、ダムの建設や交通網の整備、ライフスタイルの変化により、現在ではその関わりが薄らいでおり、水量の減少や水の濁りなどの問題も指摘されています。

また、川に関する百選認定として、「水の郷百選（水と緑の文化をはぐくむ）」（国土交通省）や「静岡県のみずべ100選」にも選ばれています。

一級河川・準用河川一覧

種別	河川数	河川名
一級河川	16	大井川、川根境川、下泉河内川、中津川、川根長尾川、水川川、榛原川、小長井河内川、寸又川、関ノ沢川、横沢川、栗代川、大間川、平野沢、湯沢、奥湯沢
準用河川	21	ツガレ沢川、杉沢川、桃沢川、田原沢川、柿間沢川、神谷沢川、杉列沢川、ミコ上沢川、清水沢川、坂京河内川、三ツ野沢川、神光寺沢川、筒沢川、椿沢川、沢奥沢川、門前川、大間沢川、本沢川、幡住川、幡住川派川、島沢川

注)町内に二級河川はない。

【資料：静岡県河川指定調書(平成20年4月1日現在)】

一級河川の河川延長・流域面積

水系名	支川名			河川延長(m)	流域面積(km ²)		
	第1次	第2次	第3次		支川流域	自己流域	計
一級河川 大井川	大井川			168,290	778.99	501.01	1,280.00
	川根境川			3,000		13.14	13.14
	下泉河内川			1,800		17.20	17.20
	中津川			700		3.64	3.64
	川根長尾川			2,000		16.99	16.99
	水川川			1,100		6.75	6.75
	榛原川			1,000		24.33	24.33
	小長井河内川			3,200		14.09	14.09
	寸又川			16,570	90.57	162.94	253.51
		横沢川		2,200		9.01	9.01
		栗代川		4,500		28.37	28.37
		大間川		4,400	3.39	47.18	50.57
			湯沢	300		1.19	1.19
			奥湯沢	300		2.20	2.20
	平野沢		300		2.62	2.62	
	関ノ沢川		3,000		28.67	28.67	

【資料：静岡県の河川便覧】

本町の河川に関する百選認定状況

項目	選定地点	概要
水の郷百選（水と緑の文化をはぐくむ）(国土交通省)	「川霧沸き立つグリーンゾーン・かわね郷」(川根本町・島田市)	大井川に清流を復活させるなど、河川環境の保全に積極的に取り組んでいる。大井川の川霧による高品質のお茶の生産も盛んであり、「流したい」などの伝統行事も伝承・保存されている。
静岡県のみずべ100選（静岡県）	大井川・塩郷堰堤付近	塩郷堰堤の付近には、長さ220mの大吊橋や松島グリーンコースと呼ばれるハイキングコースなどがあり、川の景色を堪能できる。
	大井川・レインボーブリッジ付近	日本唯一のアプト式鉄道の奥大井湖上駅両側にあるレインボーブリッジ。眼下に広がる眺めは素晴らしく、大井川水系の独特の緑色の水とともに美しい水辺を形成。
	寸又川・夢の吊り橋付近	寸又川を代表する夢の吊り橋は、美しい渓谷に架けられた90mの吊橋。水に映る景色は季節ごとに趣を変え、大自然の魅力をありのままに伝えてくれる。

【資料：水の郷百選、静岡県のみずべ100選】

(2)ダム

町内には長島ダム、大井川ダム、千頭ダム、大間ダム、寸又川ダム、境川ダムの6つのダムがあります。
 河川流量の減少や河床の上昇、ダム湖への堆積土砂、流出土砂の減少による海岸浸食などが大きな問題となっています。

本町には、主要なダムとして長島ダム、大井川ダム、千頭ダム、大間ダム、寸又川ダム、境川ダムの6つのダムがあります。長島ダムは多目的ダムで、洪水調節、流水の機能の維持、かんがい、水道用水の供給を目的としています。長島ダム以外は発電を目的にしたダムです。

なお、久野脇にある塩郷堰堤は、堤高3.2mの水力発電用取水ダムであり、一般的には「塩郷ダム」と呼ばれていますが、河川法上におけるダムの定義である15.0mに満たないため、堰として扱われています。



長島ダム

これらのダムは、発電や洪水調節など、私たちに多くの恩恵を与えていると同時に、河川流量の減少や河床の上昇、ダム湖への堆積土砂、流出土砂の減少による海岸浸食などが大きな問題となっています。

町内のダム一覧

河川名	ダム名	形式	目的	堤高(m)	堤頂長(m)	流域面積(km ²)	総貯水容量(km ³)	竣工年
大井川	長島ダム	重力式	多目的	112.0	292.0	534.3	78,000	2002年
	大井川ダム	重力式	発電	33.5	65.8	537.0	503	1936年
寸又川	千頭ダム	重力式	発電	64.0	177.7	132.0	4,950	1935年
	大間ダム	重力式	発電	46.1	106.9	201.6	1,519	1938年
	寸又川ダム	重力式	発電	34.9	58.8	240.9	987	1936年
境川	境川ダム	重力式	発電	34.2	83.8	11.96	1,173	1943年

注) 長島ダムは、洪水調節、不特定用水、かんがい、上水などを目的とした多目的ダムである。

【資料：静岡県の河川便覧】

(3)湧水

昔より湧水量が減少している湧水が多いですが、「ときどんの池」や「小長井の湧水」では今年も通年で湧水があります。

「静岡県のわき水マップ（湧水レッドデータ）」によると、本町では8箇所の湧水がリストアップされており、そのうちの6箇所では消滅危惧レベル4（昔はもっと多かった）となっています。このうち、徳山の「ときどんの池」では、ボランティアグループによって水辺の整備・保全が行われています。また、「小長井の湧水」は昔から地元の生活水として使われ、今も洗い場跡が残っています。かつては周辺にも湧水がたくさんありましたが、安定して残っている場所は少なくなっていました。



ときどんの池

町内の湧水とその消滅危惧レベル

消滅危惧レベル（レベル1～5）	名称・通称
レベル2（通年で湧水が見られる）	たいざ川（ときどんの池）、千頭2（小長井の湧水）
レベル4（昔はもっと多かった）	水川1、田野口1、梅地1、奥泉、千頭1、井の上清水

注）消滅危惧レベル 1：通年で多量の湧水 2：通年で湧水が見られる

3：季節で減る時季がある 4：昔はもっと多かった 5：現在は枯渇している

【資料：静岡県のわき水マップ（湧水レッドデータ）、静岡県の湧き水100】

(4)温泉保養地

町内には、接岨峡温泉、寸又峡温泉、千頭温泉、白沢温泉の4つの温泉保養地があります。

町内には、接岨峡温泉、寸又峡温泉、千頭温泉、白沢温泉の4つの温泉保養地があります。

温泉は「火山性の温泉」と「非火山性の温泉」に大別できますが、本町の温泉は周辺に火山がないため「非火山性温泉」と考えられます。地下では一般的に100m毎に約3℃地温が上昇するといわれています。例えば、地表の温度が15℃の時、地下1,000mの地温は45℃となります。降水が地中にしみ込んで地下水となり、この地下水が地熱を熱源として温められ、断層などの地下構造や人工的なボーリングなどによって地表に湧き出してきたものが、非火山性温泉です。本町の温泉もこのようなメカニズムで形成されているものと考えられます。

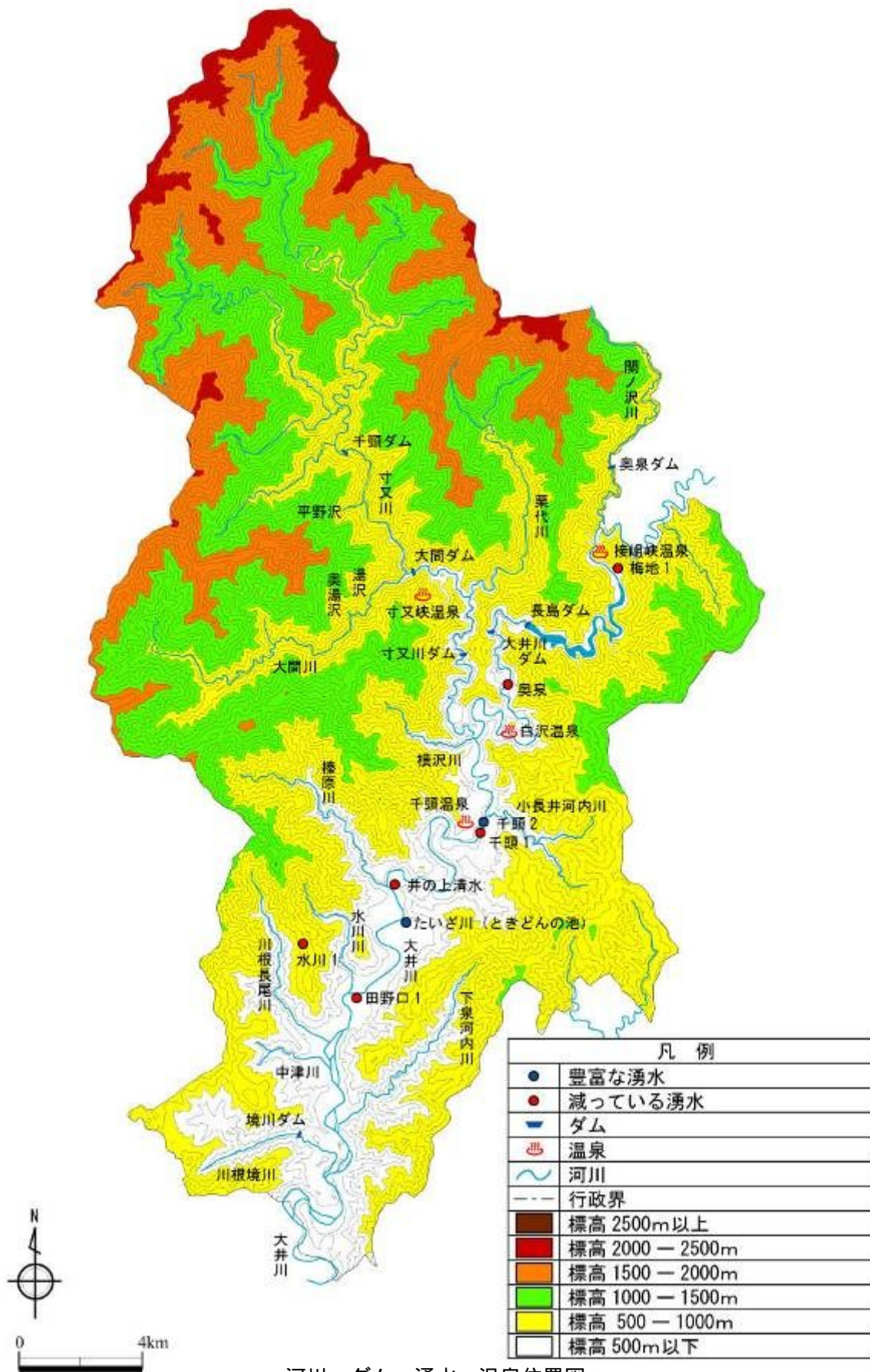


寸又峡温泉

町内の温泉保養地とその特性

名称	特性
接岨峡温泉	泉質は重炭酸ナトリウム泉で皮膚の分泌を促進し、清浄にすることから「若返りの秘泉」と呼ばれている。
寸又峡温泉	泉質は硫化水素系・単純硫黄泉で、湯上がりの肌のつるつるすべすべとした感じが特徴。その効用から「美女づくりの湯」として知られている。
千頭温泉	平成9年に源泉が湧出した新しい温泉で千頭駅周辺の旅館に引湯されている。泉質は単純温泉。
白沢温泉	ナトリウム炭酸水素塩泉（重曹泉）で、神経痛・慢性消化器病・冷え性・疲労回復・健康増進・やけど等に良いとされている。

【資料：川根本町まちづくり観光協会 ほか】



河川・ダム・湧水・温泉位置図

【資料：静岡県の河川便覧、静岡県のわき水マップ、静岡県の湧き水100 など】

2-4 動植物の分布

(1) 植生

低地帯から高山帯の多様な植生が見られます。
植林や代償植生が広く分布していますが、高標高地には自然植生がまとまって残されています。
原生自然環境保全地域における森林植生をはじめ、多くの特定植物群落や社寺林などが注目すべき植物群落および植生等としてあげられます。

本町は約97%が山地で、大井川の本流や支流に沿って段丘・低地が細長く分布します。山地は大部分が森林で占められていますが、二次林などの代償植生（さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生）や植林といった、人との関わりの中で成立した植生が多く分布します。一方、段丘・低地は住宅地や耕作地に利用されています。

また、本町は標高約200～2,600mと垂直的な広がりをもっているため、低地帯、山地帯、亜高山帯、高山帯の4つの主要な植生帯がすべて分布し、各植生帯特有の自然植生が山地や河川に残されています。特に高標高地には自然植生がまとまって残されており、大井川源流部は本州唯一の原生自然環境保全地域に指定されています。

環境別の植生

ア. 山地

高山帯に位置する本町の最高地点・光岳（標高2,591m）には、高山帯で最も代表的なハイマツ低木林が分布し、ハイマツの群落として南限にあたります。

亜高山帯（標高約1,800～2,500m）には、低標高地に比べると自然植生が多くみられ、シラビソ、コメツガ、トウヒなどの常緑針葉樹林が主体となっています。一方、森林の伐採によって生じた代償植生として、先駆性の高いダケカンバやミヤマウラジロイチゴなどからなる群落があります。

山地帯（標高約800～1,800m）になると、植林や代償植生が多くなってきます。植林はスギ林などの他に、カラマツ林もみられます。代償植生は落葉広葉樹林のシデ林やミズナラ林が主となっています。自然植生は常緑針葉樹林のツガ林や落葉広葉樹林のイヌブナ林がよく目につきます。渓谷にはシオジ林が局所的に分布し、渓谷林として美しい景観です。

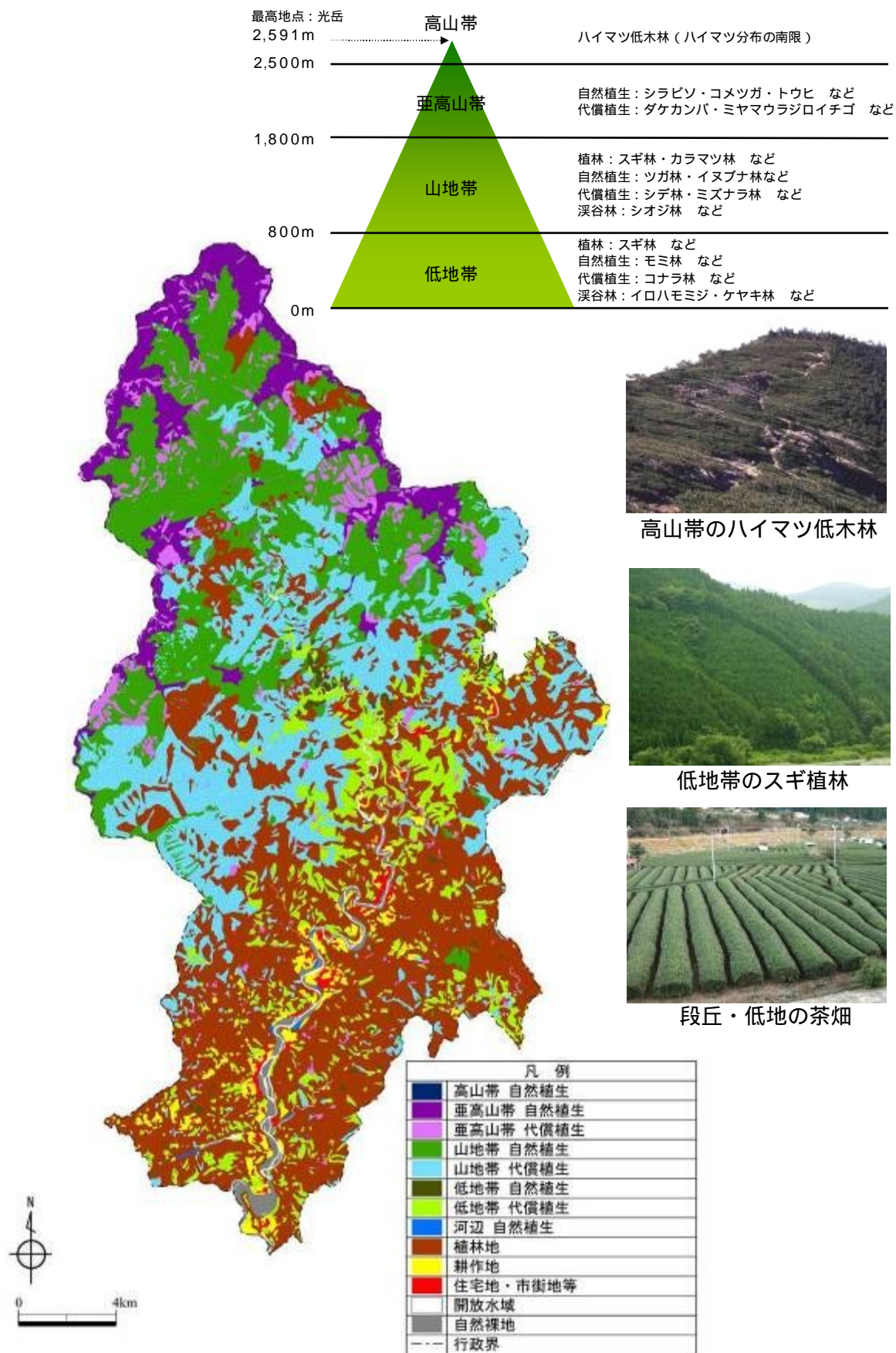
低地帯（標高約800m以下）になると、スギなどの植林やコナラ林などの代償植生が大部分を占めるようになります。自然植生は少ないものの、尾根部に発達する常緑針葉樹林のモミ林が比較的に残っています。また、渓谷林としてイロハモミジやケヤキの樹林がみられます。

イ. 段丘・低地

大井川に沿って細長く分布する段丘・低地は、ほとんどが住宅地や耕作地などに利用されています。耕作地は茶畑が主ですが、水田も小規模ながら南部に点在しています。

ウ. 河川

大井川は急勾配で河道がきわめて不安定な河川であるため、河川敷に砂や礫の自然裸地が広がりますが、やや安定した所では冠水や急流に強いヤナギの高木林、ツルヨシ草地などの河辺自然植生がみられます。



植生図

【資料：自然環境情報 GIS データ 第2-5回自然環境保全基礎調査・現存植生調査】

注目すべき植物群落・植生

環境省の「特定植物群落」「現存植生図における自然植生」、静岡県の「特定植物群落」「静岡県自然環境基本調査における調査対象社寺林」などから、本町の注目すべき植物群落・植生を選定しました。

その結果、原生自然環境保全地域における森林植生をはじめ、多くの特定植物群落や社寺林などが注目すべき植物群落および植生等としてあげられます。

本町の注目すべき植物群落および植生等(1)

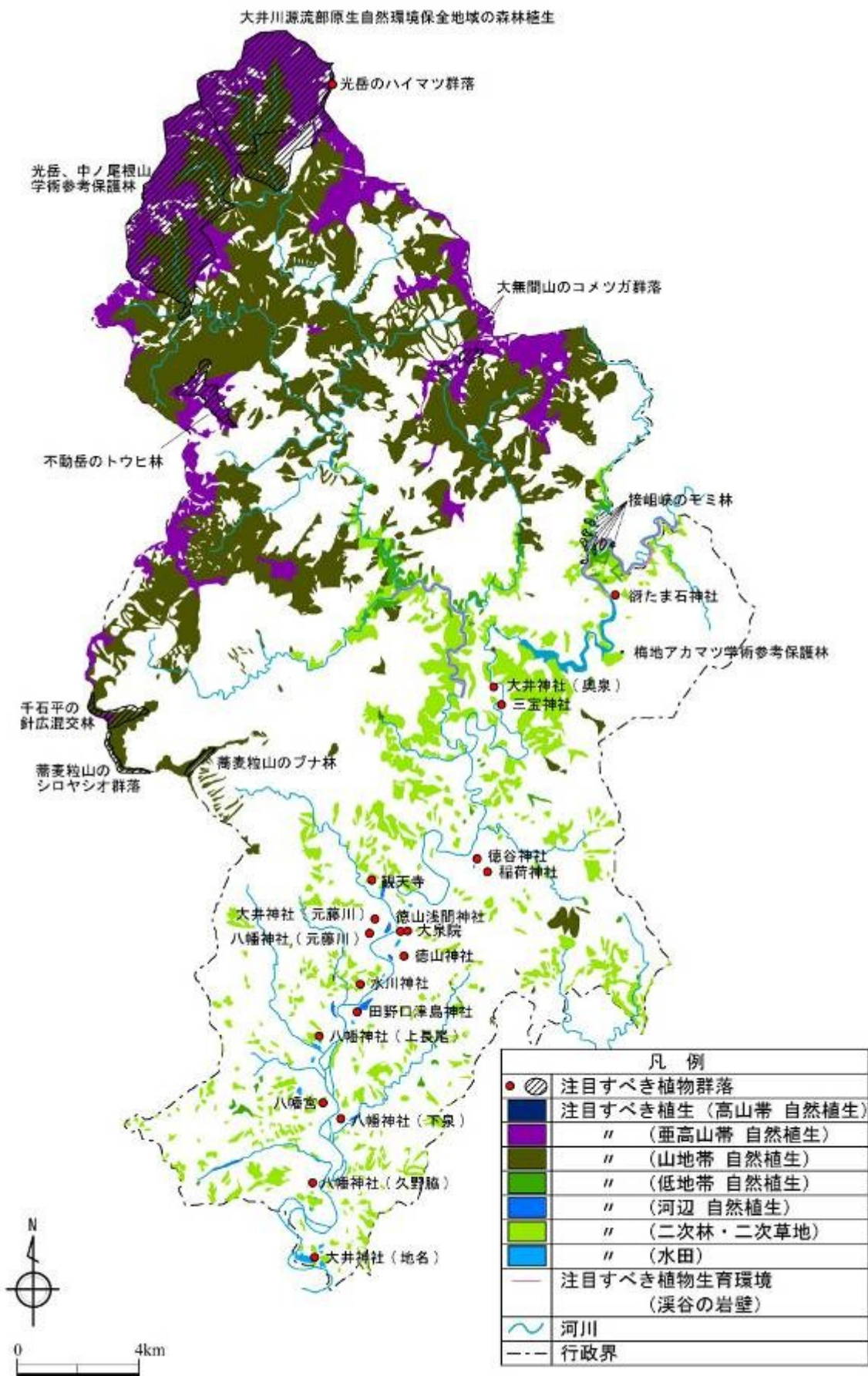
群落・植生の名称	概要
1 梅地アカマツ 学術参考保護 林* ¹	胸高直径70cm、樹高30mを超える見事なアカマツの樹林中、そこだけ異質な世界のように見える。大井川流域で最も樹木が大きく立派なアカマツ林として貴重である。
2 接岨峡のモミ 林	接岨峡の急峻な斜面の尾根上にカシ類を交えたモミ林が顕著な森林景観を作っている。比較的若い林分とみられるが、密度や規模において静岡県でも有数のものである。
3 蕎麦粒山のブ ナ林	蕎麦粒山から山犬段にかけての帯にはブナの巨木が繁り、原生的な世界が広がっている。ウラジロモミやツガの針葉樹が混交し、シナノキ、オオイタヤメイゲツなども多く、南アルプスらしい混交林としてのブナ林となっている。
4 蕎麦粒山のシ ロヤシオ群落	蕎麦粒山から鋸山へ至る稜線部はトウヒ、シナノキ、ブナ、カエデ類の多い原生林で被われており、林内には白い花を咲かせるシロヤシオの巨木が群生し、開花期はすばらしい山岳風景となる。
5 大無間山のコ メツガ群落	大無間山の西側稜線に広がるコメツガの純林で、コメツガの巨大なものは胸高直径1mを超える。
6 不動岳のトウ ヒ林	不動岳山頂部の亜高山帯には、トウヒの原生林が純林を成して繁っている。その中でも不動岳山頂北側にある平坦地のトウヒ林は、樹高30mに達する巨木群で、すばらしい森林景観をつくっている。
7 大井川源流部 原生自然環境 保全地域の森 林植生	本州で唯一の原生自然環境調査保全地域に指定されている地域で大井川源流部に位置する。面積は1,115haで、太平洋岸における山地帯から高山帯に至る典型的な垂直分布が見られる。広大な寸又川流域の原生林の一角をなす貴重なものとして厳重な保護が図られている。
8 千石平の針広 混交林	広い面積を有する平坦な尾根にシラビソ、トウヒなどの常緑針葉樹を主とし、ダケカンバ、ブナなどの落葉広葉樹が混生する原生林が繁っている。樹木はいずれも巨木である。
9 光岳、中ノ尾根 山学術参考保 護林* ²	光岳から寸又川右岸の2,000mを超える山々を連ねる一帯で、大井川源流部原生自然環境保全地域を含む。自然が原生的な状態で残っている地域で、山地帯から高山帯に至る典型的な垂直分布が残されている。
10 光岳のハイマ ツ群落	高山帯の常に強風が吹き付ける風衝地に形成するマツ科の匍匐(ほふく)性常緑針葉樹ハイマツの群落で、イザルガ岳(静岡市)を含む光岳一帯に成立し、ハイマツの群落として南限にあたる。
11 大井神社 (地名)	旧地名保育園向かい側の小高い丘の社寺林。樹高15~20m、胸高直径30cm程のスギ・ヒノキの植林で、神殿の近くには比較的太い(胸高直径30~60cm)スギが多い。西斜面にはシイが多い。
12 八幡神社 (久野脇)	塩郷堰堤近くの小高い丘にある社寺林。スギ、ヒノキの植林が多い。樹高は20m前後で、胸高直径は20~30cmのものが多い。
13 八幡神社 (下泉)	下泉にある社寺林で、樹高20~25m、胸高直径20~30cm程のスギが広く植林されている。神殿と石段の近くには胸高直径60~70cmのスギがある。
14 八幡宮	下長尾にある社寺林で、神殿の横から後方には樹高25~30mのスギが10本ほど立ち、スギのほかはヒノキ、クスノキなどが登り斜面に密生している。神殿に向かって右側後方には竹林がある。
15 八幡神社 (上長尾)	上長尾にある社寺林で、全域スギ、ヒノキの植林である。神殿の前には樹高20~25mのスギが間隔を置いて20~25本立っている。神殿の後方登り斜面の林は密生している。
16 田野口津島神 社	全域スギの植林地で、神殿後方の登り斜面には細いスギが密生しているが、神殿の周囲には大木が10本前後ある。また、神殿に向かって右後方に県指定天然記念物の五本杉がある。
17 水川神社	山腹にあり、茶畑の間を通過して神社の林へと続く。鳥居から神殿までの石段の両側はスギ、ヒノキの植林で本数は多くはないが、どの木も高い(樹高25~30m)。
18 徳山神社	神殿に向かって左側にゆるい下り斜面があり、全域スギの植林地である。神殿と広場の周囲を大きなスギ(樹高30m)が囲んでいる。
19 大泉院	一部スギが植えられているが、スタジイ、アラカシ、クスノキ、イチイガシ、ケヤキ、カヤ、ツブラジイを中心とした常緑広葉樹林である。山門の右端に樹齢400年以上という大きなスギ(俗称:天狗杉)がある。

本町の注目すべき植物群落および植生等(2)

群落・植生の名称		概要
20	八幡神社 (元藤川)	万世橋を渡り、すぐ南の小高い丘に繁る社寺林。特に大きな木はなく太いものでも胸高直径30～40cmであるが、種類は雑多でスギ、ヒノキ、ツガ、スダジイ、ウラジロガシ、ツブラジイ、モミ、ウラジロモミなどが密生している。
21	大井神社 (奥泉)	奥泉の社寺林で、鳥居をくぐり石段を登る右側には竹林がある。左側にはカシ類が優占する樹高20～25mの樹林で、アラカシ、イチイガシ、スギ、イヌシデなど種類が豊富である。神殿の前の開けた広場(中学校跡地)の周囲には桜が植えられている。
22	徳山浅間神社	神殿の背後の斜面全域にわたる樹高25～30mのスギ、ヒノキの樹林で、シヤアラカシも混生している。神殿の前の左右に2本のスギの巨木(県指定天然記念物)がある。
23	観天寺	本堂の背後は竹林で、それ以外はほとんどスギ樹林である。スギ樹林は樹高20～30mに及び、本堂に登る石段の両側には樹齢200年程のスギが5～10本ある。
24	稲荷神社	茶畑を前にし、山を背にした小高い丘にある社寺林。ヒノキ樹林にやや大きなツクバネガシが混生する。林内にはアセビやミツバツツジなどツツジ科の樹木が優占し、林床にはミツバツツジの芽生えが多い。
25	徳谷神社	樹高25～30mのスギ樹林で、林床は植物の種類が非常に多く一面を覆っている。町指定史跡となっている小長谷城址がこの神社にあり、社寺林の中に本丸、二の丸の跡がある。
26	三宝神社	樹高25～30mのスギ樹林でツガもみられる。林内にはサカキ、アオキなどが密生している。鳥居をくぐると真正面にスギの大木(胸高直径1.3m)がある。
27	大井神社 (元藤川)	社殿を取り囲む樹高20m程のスギ樹林で、スダジイ、ツクバネガシ、イチイガシ、アベマキ、アラカシ、ハリモミ、クスノキなどの常緑広葉樹が多い。
28	筈石神社	石段を登る両側にある樹高15m程のスギ、ヒノキ樹林でツクバネガシが混生している。林内にはツクバネガシやツガの低木が多くみられる。
29	高山帯自然植生	現存植生図の高山帯自然植生。標高2,500m付近以上の高標高地に発達する植生で、本町では高山帯の風衝地で枝を横に這って生育するハイマツの低木林が存在する。
30	亜高山帯自然植生	現存植生図の亜高山帯自然植生。標高1,800～2,500m付近に発達する植生で、本町ではシラビソやオオシラビソ、キタゴヨウなどの常緑針葉樹林が主体となっている。不安定な場所にはダケカンバ林が成立する。
31	山地帯自然植生	現存植生図の山地帯自然植生。標高800～1,800m付近に発達する植生で、本町では山地帯自然植生を代表するブナ林がみられるが、ツガ林が主体をなしている。渓谷には小規模であるがシオジやトチノキなどの渓谷林がみられる。
32	低地帯自然植生	現存植生図の低地帯自然植生。標高200～800m付近に発達する植生で、本町では低地帯の上部に発達するモミ林が多い。渓谷には小規模であるがケヤキやイロハモミジなどの渓谷林がみられる。
33	河辺自然植生	現存植生図の河辺自然植生。洪水や増水により常に不安定な立地条件にある河辺には冠水に強いヤナギなどの群落が発達する。本町では、河川敷にコゴメヤナギの高木林やツルヨシ草地がみられる。
34	二次林・二次草地	現存植生図の低地帯代償植生のうち、薪や肥料など様々な資源を得る場所として維持管理されてきたいわゆる雑木林やススキなどの草地。二次林や二次草地を生育地とし依存する植物が存在するが、生活様式の変化に伴い管理が放棄され、遷移の進行や開発によりこれらの植物の生育が脅かされている。
35	水田	現存植生図の耕作地のうちの水田。本来の目的は食料(米)生産であるが、保水・遊水機能、水質浄化機能、気候の緩和や大地の安定化に寄与し、水生植物や湿生植物の生育を支えている。しかし、稲作の放棄による草地化、埋め立て、水田の乾田化、農薬などにより、水生植物や湿生植物の生育が脅かされている。
36	渓谷の岩壁	接岨峡や寸又峡といった深い谷を刻む渓谷の岩壁は、高い空中湿度に生育する着生ラン、湿った岩場に生育する植物、洪水や乾燥に耐える渓流植物など、渓谷の岩壁特有の植物がみられる。

注) *1,2: 旧保護林制度の名称。現在は、*1: 植物群落保護林(梅地のアカマツ林)、*2: 森林生態系保全地域(南アルプス南部光岳)・植物群落保護林(中ノ尾根山の森林)。

【資料: 日本の重要な植物群落(東海版) ・ 静岡県植物群落 - 静岡県の自然環境シリーズ、静岡県自然環境基本調査 社寺林調査報告書(中間報告)、自然環境情報 GIS データ 第2-5回自然環境保全基礎調査・現存植生調査】



注目すべき植物群落および植生図

【資料：自然環境情報 GIS データ 第2-5回自然環境保全基礎調査・現存植生調査】

(2)町内に生育する植物

植物は 1,874 種が確認されており、低地帯から高山帯までのさまざまな植物がみられます。巨樹が 39 本確認されています。

植物相の概要

本町の植物は 1,874 種の記録があり、標高差が大きいため、低地帯から高山帯までのさまざまな植物がみられます。本町は植物地理学でいう「ソハヤキ地区」の東限にあたり、同地区に特有なモチツツジ、イワユキノシタ、ナベワリなどが生育しています。また、地形や人間の関わりに応じて多様な環境が成立するため、それぞれの環境に適応したものが生育し、植物相の種類も豊富です。さらに、本町は接岨峡や寸又峡といった深い谷を刻む渓谷があるため、渓谷の岩壁に生育する着生ランや溪流植物などが本町の植物相を特徴付けているといえます。

本町の観光資源であるアカヤシオとシロヤシオはツツジ科の植物で、山地帯の尾根筋の岩場などに生育します。アカヤシオは 4～5 月に淡い紅色の花を、シロヤシオは 5 月～6 月上旬に白い花を咲かせ、春から初夏の山を彩ります。

なお、絶滅の可能性のある種として、アゼオトギリやカギガタアオイなど 121 種が確認されています。



アカヤシオ



シロヤシオ

【川根本町おろくぼからの自然散策ホームページ】

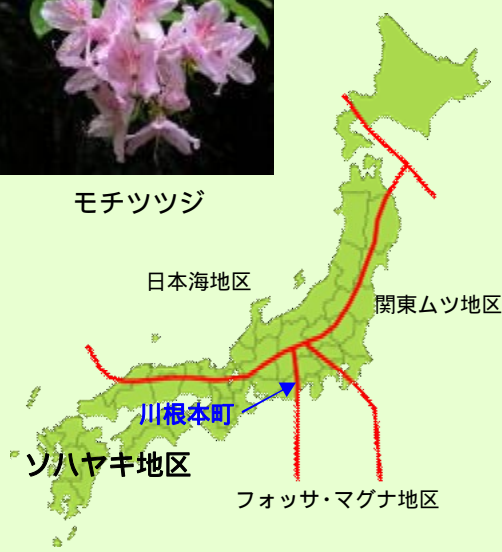
ソハヤキ地区とは？

ソハヤキ地区とは日本の植物区系（植物相を分布的な特性をもとに分けた地区）のひとつで、第三紀（約 6,000 万年前）から現在まで陸地だった九州、四国、愛知県以西の本州太平洋側などを含む地区を指します。ソハヤキは「襲速紀」と書き、南九州の古名である「熊襲（くまそ）」の襲、豊予海峡をさす「速吸瀬戸（はやみずのせと）」の速、「紀伊国（きいのくに）」の紀を組み合わせた言葉です。中国大陸西南部とも関係の深い植物が多くあります。

静岡県の植物分布は、大きく分けると東部・伊豆地域の「フォッサ・マグナ地区」、中部・西部地域の「ソハヤキ地区」に分けられ、本町周辺がその東限にあたります。



モチツツジ



【資料：フォッサ・マグナ要素の植物】

生育環境別の主な植物

生育環境		自然植生の植物相	代償植生の植物相
山地	高山帯	【ハイマツ低木林】 ハイマツ、ハクサンシャクナゲ、タカネナナカマド、ウラジロナナカマド、コケモモ、イワカガミ、コガネイチゴ、ゴゼンタチバナ、クロウスゴ、ガンコウラン、ミヤマダイコンソウ など	
	亜高山帯	【シラビソ林など】 シラビソ、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ、ナナカマド、ダケカンバ、セリバシオガマ、オサバグサ、ミヤマアオスゲ、コイチヨウラン、ヒロハユキザサ など	【伐採伐跡群落など】 ミヤマウラジロイチゴ、ゴヨウイチゴ、ナナカマド、ダケカンバ、ミネカエデ、オガラバナ など
	山地帯	【ツガ林、イヌブナ林、シオジ林など】 ツガ、モミ、ミズナラ、ブナ、イヌブナ、ヒメシャラ、アセビ、チチブドウダン、ヤマイワカガミ、ハクウンボク、サワシバ、スズタケ、コカンスゲ、サワグルミ、シオジ、カツラ、アカヤシオ、シロヤシオ など	【シデ林、ミズナラ林など】 アカシデ、クマシデ、イヌシデ、ミズメ、ウダイカンバ、ヤシャブシ、オノオレカンバ、アワブキ、ダンコウバイ、ウラジロノキ、ミヤマハハソ、ニシキウツギ、ノリウツギ、ミズナラ、クリ、イヌザクラ、ウワミズザクラ など
	低地帯	【モミ林、ケヤキ林など】 モミ、ツガ、カヤ、ウラジログシ、アカガシ、ツクバネガシ、サカキ、シキミ、ミヤマシキミ、ヒイラギ、イロハモミジ、ケヤキ、クジャクシダ、アラカシ、ヤブツバキ など	【コナラ林、ススキ草地など】 コナラ、クヌギ、ミズキ、ヤマザクラ、ムラサキシキブ、コバノガマズミ、ヤマツツジ、ノガリヤス、タチツボスミレ、ササユリ、ススキ、ワラビ、ノコンギク など
	植林	【スギ・ヒノキ林、カラマツ林など】 スギ、ヒノキ、サワラ、カラマツ、モウソウチク など	
段丘・低地	耕作地	【茶畑、水田など】 チャノキ、ナズナ、ツククサ、コハコベ、メヒシバ、スベリヒユ、コミカンソウ、イヌビエ、コナギ、オモダカ、ウリカワ、キカシグサ、タネツケバナ、セトガヤ など	
河川	河辺自然植生	【ヤナギ高木林、ツルヨシ草地】 コゴメヤナギ、イヌコリヤナギ、ノイバラ、アケビ、イタドリ、アカネ、スイバ、ヤブジラミ、ツルヨシ、ミゾソバ など	
	溪谷の岩壁	サツキ、イワシャジン、ダイヤモンドソウ、ウラハグサ、ムギラン など	

【資料：静岡県植物誌 など】



コケモモ (高山帯)



オオシラビソ (亜高山帯)



アセビ (山地帯)



クジャクシダ (低地帯)



ノコンギク (低地帯)



ツククサ (耕作地)

絶滅の可能性のある植物

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある植物
絶滅危惧 A 類(CR)	ジンリョウユリ、クソエビネ、アツモリソウ
絶滅危惧 B 類(EN)	ヤマソテツ、クラガリシダ、ミョウギシダ、デンジソウ、オオヤマレンゲ、シロモジ、ヒロハヘビノボラス、ヒツジグサ、 アゼオトギリ 、ミヤマスマレ、ヒメビシ、ヤマホオズキ、タカネタチイチゴツナギ、シコクヒロハデンナンショウ、タカネナルコ、ハコネラン、フジチドリ、セイタカスズムシソウ、トキソウ
絶滅危惧 類(VU)	スギラン、タキミシダ、ナカミシシラン、ツクシヤブソテツ、タニヘゴ、イナデンダ、テバコワラビ、イワウサギシダ、サンショウモ、ミヤマツチトリモチ、オオピランジ、セツブンソウ、タマカラマツ、 カギガタアオイ 、エゾハタザオ、クモマナズナ、マツノハマンネングサ、 ヤシャビシャク 、キンロバイ、エンシュウツリフネソウ、チョウセンナニワズ、サクラスマレ、ホソバハナウド、キョウマルシャクナゲ、クモイコザクラ、コイワザクラ、シナノコザクラ、キセワタ、ヤマジノタツナミソウ、タヌキモ、ニッコウヒョウタンボク、アキノハハコグサ、ヤナギタンポポ、クモマニガナ、ヤハズトウヒレン、チャボホトトギス、カキツバタ、ヒトツバテンナンショウ、スルガスゲ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、イチヨウラン、スズムシソウ、ウチョウラン、ニョホウチドリ、ツレサギソウ、ヤマトキノウ、マツラン、モミラン、ムカデラン
準絶滅危惧(NT)	ヤマシャクヤク、コオトギリ、キバナハナネコノメ、ミズマツバ、 スズサイコ 、タチキランソウ、アオホオズキ、オオヒキヨモギ、イヌノフグリ、ワタムキアザミ、イズハハコ、カワラニガナ、タカネコウリンカ、ミクリ、マメツタラン、ムギラン、エビネ、セッコク、クロヤツシロラン
現状不明(N-)	ヤツガタケシノブ、アオチャセンシダ、ヤマキケマン、キンチャクスゲ
分布上注目種(N-)	フジノデ、ヒメカラマツ、ミカワチャルメルソウ、トウヤクリンドウ
部会注目種(N-)	チチブホラゴケ、アオネカズラ、カラハナソウ、サクライラス、ツゲ、キヨスミウツボ、ナベナ、イワシャジン、サワギキョウ、シデシャジン、ヤマアゼスゲ、アケボノシユスラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	オクタマシダ(VU)、ミドリアカザ(CR)、ニッケイ(NT)*、コイヌガラシ(NT)、ハクチョウゲ(EN)*、タカネママコナ(VU)、カワヂシャ(NT)、オナモミ(VU)

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注2) 太字は種の解説あり。

注3) *の2種は栽培・逸出したものであるため、絶滅の可能性のある種の種数から除外した。

アゼオトギリ (絶滅危惧 B 類)

田の畦や湿地に生育する多年草で、茎は枝を分けて地を這い、立ち上がると草丈 10～40 cm 程度になります。7～8 月頃に茎と枝の先に黄色い花を咲かせます。圃場整備や湿地の開発により減少しています。

カギガタアオイ (絶滅危惧 類)

山地のやや陰湿な林内に生える多年草で、静岡県中西部と山梨県南部に分布します。柱頭の先が鉤のように曲がっていることが名前の由来です。葉は形がアオイに似て冬でも青々としており、花は落ち葉に埋もれるように咲きます。

ヤシャビシャク (絶滅危惧 類)

山地帯のブナ原生林に生育する落葉小低木で、大樹の樹幹や樹洞に着生します。和名は「夜叉柄杓」で、果実の形を夜叉(やしゃ)が持つ柄杓(ひしゃく)に見立ててつけられました。ブナ林の減少や栽培用の採取などにより少なくなっています。

スズサイコ (準絶滅危惧)

日当たりの良いやや乾いた草地に生育し、草丈 40～100 cm 程度で星型をした黄褐色の花をつけます。花は夕方から開き、翌日の朝日が当たると閉じてしまいます。草地の開発や草地の管理がされなくなり、生育地は少なくなっています。

(3)町内に生息する動物

2,260種の動物が確認されています。

本町には原生自然環境保全地域や奥大井県立自然公園をはじめとする森林や、大井川の本支流などがあり、2,260種の動物が確認されています。

山地の森林には、哺乳類、鳥類、両生類などの動物たちが数多く生息しています。光岳周辺などの高山帯では、オコジョ、ライチョウ、クモマベニヒカゲなど、標高の高い場所に特有の種が生息しています。河川には、ヤマトイワナやアカイシサンショウウオなど、県内の限られた場所で見られない動物が生息しています。

哺乳類(40種)

標高の高い場所のみに生息するアズミトガリネズミ、ヤチネズミ、オコジョ、山地帯から低地帯でも見られるノウサギ、タヌキ、イタチなどが生息しています。また、クロホオヒゲコウモリ、ヤマネなどの豊かな森林が広がる地域に見られる種や、静岡県内に分布する大型哺乳類の5種(ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ホンドリカ、カモシカ)すべてが生息するなど、多種多様な哺乳類が確認されています。



モモジロコウモリ
(絶滅危惧類)

なお、絶滅の可能性のある種として、モモジロコウモリやカワネズミなど18種が確認されています。

絶滅の可能性のある哺乳類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある哺乳類
絶滅危惧類(VU)	モモジロコウモリ
準絶滅危惧(NT)	カワネズミ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ムササビ、カヤネズミ
情報不足(DD)	フジホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリ、モモンガ、ヤマネ、オコジョ
分布上注目種等(N-)	ミズラモグラ
部会注目種(N-)	ウサギコウモリ、ニホンリス
環境省レッドリストのみに掲載されている種	アズミトガリネズミ(NT)、ノレンコウモリ(VU)

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注2) 太字は種の解説あり。

モモジロコウモリ (絶滅危惧類)

頭胴長 44~63mm、体重 5.5~11g。体色は灰黒褐色で、下腹部から大腿部には本種の名前の由来となっている白い毛が生えています。廃坑やトンネル跡などで数頭~数百頭の集団で休眠します。ガヤカゲロウなどの飛翔昆虫を食べています。

カワネズミ (準絶滅危惧)

頭胴長 94~144mm、体重 24~56g。周辺が森林で覆われた水の澄んだ山間の溪流に生息します。水中を泳ぎながら魚、水生昆虫、サワガニなどを食べています。

オコジョ (情報不足)

頭胴長 182~198mm、体重 100g(雄)。亜高山帯から高山帯に分布します。肉食性でネズミ類、鳥類などを食べています。背面の体毛は、夏は濃い茶褐色、冬は白色になります。

鳥類(118種)

南アルプス周辺の高山帯には特別天然記念物のライチョウや、ホシガラス、イワヒバリ、カヤクグリなど、亜高山帯にはエゾムシクイ、ルリビタキ、コマドリなど、山地帯から低地帯ではウグイス、ホオジロ、エナガ、シジュウカラなどが生息しています。

川原や溪流沿いでは、ヤマセミ、カワセミ、カワガラスが、ダム湖にはオシドリなどが見られます。

なお、絶滅の可能性のある種として、ライチョウやヤマセミなど29種が確認されています。



ヤマセミ（絶滅危惧類）

絶滅の可能性のある鳥類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある鳥類
絶滅危惧 A 類(CR)	イヌワシ、 ブッポウソウ 、チゴモズ
絶滅危惧 B 類(EN)	ミゾゴイ、 コノハズク 、 アカショウビン 、サンショウクイ
絶滅危惧 類(VU)	トモエガモ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ、 ライチョウ 、アオバズク、ヨタカ、 ヤマセミ 、コサメビタキ
準絶滅危惧(NT)	ヤマドリ、イカルチドリ、アリスイ、オオアカゲラ、 サンコウチョウ 、ミヤマホオジロ、フクロウ
分布上注目種等(N-)	ノビタキ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	オシドリ(DD)、オオコノハズク(DD)

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注2) 太字は種の解説あり。

ブッポウソウ（絶滅危惧 A 類）

全長約 30cm。頭部は黒色で嘴は赤く、体は青緑色の美しい鳥です。社寺林や山地の林の樹洞、河川に架かる橋桁の隙間に営巣します。最近は樹洞のある大径木の減少、餌になる昆虫類の減少などから、個体数が減少しています。

コノハズク（絶滅危惧 B 類）

全長約 20cm。日本のフクロウ類の中では最小の種です。落葉広葉樹林に生息し、樹洞に営巣します。鳴き声は「ブッポウソウ」と聞こえるため、声のブッポウソウと呼ばれます。ブナ林の伐採などで生息環境が減少しています。

アカショウビン（絶滅危惧 B 類）

全長約 27cm。大きな赤いくちばしが特徴の夏鳥です。魚、昆虫などの小動物を食べています。姿を見ることは難しいですが、渓谷沿いで「キョロロロロ」という鳴き声を聞くことができます。長島ダム周辺でも確認されています。

ライチョウ（絶滅危惧 B 類）

全長約 36cm。2,500m 以上の高山帯に生息する氷河期の遺存種で、光岳南部のハイマツ林などに生息しています。夏は褐色、冬は純白の羽毛に変化します。国の特別天然記念物となっています。

ヤマセミ（絶滅危惧 類）

全長約 28cm。白と黒の鹿子模様で嘴は長く、頭の羽は長く冠状になります。山地の溪流やダムに生息し、水中に飛び込んで魚を捕食します。川沿いの土手の崖に横穴を掘って営巣しますが、護岸工事などにより、営巣に適した崖が減少しています。川根本町の「町の鳥」にもなっています。

爬虫類(9種)・両生類(14種)

爬虫類ではトカゲ、シマヘビ、アオダイショウなど、両生類ではトノサマガエル、モリアオガエル、カジカガエルなどが確認されています。サンショウウオ類では、県内に分布する3種(ハコネサンショウウオ、アカイシサンショウウオ、ヒダサンショウウオ)すべてが確認されています。



カジカガエル(準絶滅危惧)

なお、絶滅の可能性のある種として、アカイシサンショウウオやカジカガエルなど11種が確認されています。

絶滅の可能性のある爬虫類・両生類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある爬虫類・両生類
絶滅危惧 B 類(EN)	アカイシサンショウウオ
絶滅危惧 類(VU)	ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル
準絶滅危惧(NT)	モリアオガエル、カジカガエル
情報不足(DD)	ナガレタゴガエル
分布上注目種等(N-)	トカゲ
部会注目種(N-)	アズマヒキガエル、トノサマガエル
環境省レッドリストのみに掲載されている種	イモリ(NT)

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注2) 太字は種の解説あり。

>

アカイシサンショウウオ (絶滅危惧 B 類)

全長 120~140mm。標高 500~1,000m 程度の森林に生息しています。生態については不明な点が多いですが、繁殖場所は溪流の源流部の地下の伏流水中と考えられています。幼体や成体は、溪流周辺の林床で生活します。

ハコネサンショウウオ (絶滅危惧 類)

全長 132~190mm。県中部では標高 1,000m 前後の場所で主に確認記録があります。5~6 月頃、水が湧き出る岩盤の隙間や地下の伏流水中に産卵します。変態後は山の斜面に分散し、湿った倒木や岩の下に隠れ、夜間や雨の日に活動します。

モリアオガエル (準絶滅危惧)

体長 42~82mm。主に山地の森林域に生息します。繁殖期には池、沼、水溜まりなどに集まり、止水の上に張り出した枝などに白い泡状の卵塊をつくります。

カジカガエル (準絶滅危惧)

体長 33~80mm。河川の中流域で多く見られます。繁殖期には河川に集まり、それ以外の時期は森林の樹上で生活します。

トカゲ (分布上注目種等)

全長 180~240mm。海岸に近い低地から高地まで見られ、県内では富士川以西や富士山の東側の一部に分布します。ミミズ、クモ、コオロギなどを捕食します。

アズマヒキガエル (部会注目種)

体長 100~130mm。森林や耕作地などで見られます。繁殖期には、メスをめぐってオス同士が争う「ガマ合戦」が見られます。ミミズや昆虫類などを捕食します。

魚類(12種)

魚類の多くはオイカワ、アマゴなど一生を淡水で過ごす純淡水魚で、海と往来する回遊魚はほとんど見られません。大井川本流にはウグイ、シマドジョウ、カワヨシノボリなどが生息し、寸又川の源流部は県内でも数少ないヤマトイワナの生息地となっています。



アマゴ(分布上注目種等)

なお、絶滅の可能性のある種として、ヤマトイワナやアマゴなど4種が確認されています。

絶滅の可能性のある魚類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある魚類
絶滅危惧 B 類(EN)	アカザ、ヤマトイワナ
分布上注目種等(N-)	アマゴ、カワヨシノボリ

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの中部地域の区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注 2) 太字は種の解説あり。

>

アカザ (絶滅危惧 B 類)

全長 12cm。護岸整備がほとんど行われておらず、水質汚濁もほとんどない、自然が豊かな川の上流域下部から中流域上部にかけて生息します。昼間は巨石の隙間などに潜み、夜間活動します。水生昆虫などを食べています。

ヤマトイワナ (絶滅危惧 B 類)

全長 25cm。大河川の源流域から上流域にかけて生息しています。盛夏の水温がおよそ 15 未満の水域に分布し、主に淵を生息場所とします。生息環境の悪化やニッコウイワナの放流により、生息地、個体数が少なくなっています。落下昆虫や流下昆虫などを食べています。

アマゴ (分布上注目種等)

全長 25cm。天然分布域は神奈川県の酒匂川以西の本州太平洋・瀬戸内海岸、四国、九州瀬戸内海岸です。静岡県内では小河川を除きほぼ全域に天然分布していますが、各地で放流が行われています。年間を通じて水温が 20 以下の渓流域に生息します。水生昆虫や落下昆虫などを食べています。

カワヨシノボリ (分布上注目種等)

全長 6cm。太平洋側の分布東限は富士川となっています。川の上流域から中流域に分布します。淵から流れの緩やかな瀬にかけて生息し、水生昆虫や付着藻類を食べています。

昆虫類(2,037 種)

南アルプス周辺の森林限界から高山帯にかけてはベニヒカゲ、ミヤマシロチョウ、テカリダケフキバツタなど、亜高山帯ではキベリタテハ、ウラジャノメ、コエゾゼミなど、山地帯ではメスアカミドリシジミ、ヒメキマダラヒカゲ、アカアシクワガタ、ルリボシカミキリなど、低地帯ではウスバシロチョウ、ツマグロヒョウモン、ヒメハルゼミ、ノコギリカミキリ、ミルンヤンマなどが生息しています。



テカリダケフキバツタ (情報不足)

なお、絶滅の可能性のある種として、クロシジミやテカリダケフキバツタなど 22 種が確認されています。

絶滅の可能性のある昆虫類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある昆虫類
絶滅危惧 B 類(EN)	チャマダラセセリ
絶滅危惧 類(VU)	クロシジミ、オオチャバネセセリ
準絶滅危惧(NT)	コサナエ、ミヤマシジミ、オオミスジ、クロヒカゲモドキ
情報不足(DD)	テカリダケフキバツタ、オオチャイロハナムグリ、ヒゲコガネ
分布上注目種等(N-)	コキマダラセセリ、ウスイロオナガシジミ、オナガシジミ、コムラサキ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、ウラジャノメ
部会注目種(N-)	フジミドリシジミ、オオムラサキ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	オオナガレトビケラ (NT)、 ツマグロキチョウ (VU)

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注 2) 太字は種の解説あり。

チャマダラセセリ (絶滅危惧 B 類)

開張 25mm の暗褐色に白斑をもつセセリチョウで、食草はミツバツチグリやキジムシロなどです。成虫は 5 月と 7 月末の年 2 回出現し、蛹で越冬します。食草の生育する草原で草刈りや放牧が行われなくなったため、遷移が進行してしまい、生息環境が減少しています。(30~40 年前には町内にも生息していましたが、現在は未確認となっています。: 以上聞き取り)

クロシジミ (絶滅危惧 類)

開張 32~40mm。地色は暗褐色で、雄は弱い紫色の輝きがあります。幼虫は 1~2 齢期にアブラムシ類などの分泌物を食べ、その後クロオオアリの巣の中で生活します。成虫は若い雑木林とその周辺の草原に生息します。雑木林及び草原の減少により、個体数が減っています。

コサナエ (準絶滅危惧)

体長 42~46mm、黒地に黄色い条斑がある小型のサナエトンボです。成虫は 4~6 月に出現し、抽水植物が繁茂する池沼などに生息します。

テカリダケフキバツタ (情報不足)

体長約 20~30mm。南アルプス光岳付近で確認されているだけの、極めて狭い範囲に分布する種です。成虫は 8 月下旬から 10 月に出現します。

陸・淡水産貝類(30 種)

陸上に生息するオクガタギセル、カサキビ、ミスジマイマイ、淡水に生息するカワニナ、サカマキガイなどが確認されています。亜高山帯の石灰岩地は、ナガナタネガイの県内唯一の確認場所となっています。

なお、絶滅の可能性のある種として、ナガナタネガイやカサネシタラガイなど 15 種が確認されています。



モノアラガイ(準絶滅危惧)

絶滅の可能性のある陸・淡水産貝類

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある陸・淡水産貝類
絶滅危惧 類(VU)	ナガナタネガイ、オオトノサマギセル、ツバクロイワギセル、ミノブマイマイ、クロイワマイマイ
準絶滅危惧(NT)	モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、オクガタギセル、カサネシタラガイ
環境省レッドリストのみに掲載されている種	ツメギセル、コケラマイマイ (以上 NT)、オオウエキビ、カントウベッコウ、キヌツヤベッコウ、クリイロベッコウ (以上 DD)

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。カテゴリーについての詳細は「(4)絶滅の可能性のある動植物」を参照。

注 2) 太字は種の解説あり。

ナガナタネガイ (絶滅危惧 類)

殻高 2.3mm、殻径 1.2mm の微小貝。山地帯に生息し、県内では川根本町内の亜高山帯の石灰岩地に生息が限られています。この生息地は原生自然環境保全地域内にありますが、人の立ち入りが目立ち、生息環境の悪化が懸念されています。

モノアラガイ (準絶滅危惧)

殻高 10～20mm、殻径 8～15mm。比較的きれいな池沼や流れの緩い河川に生息します。

カサネシタラガイ (準絶滅危惧)

殻高 1mm、殻径 1.7mm の微小貝。県内では中部と西部の山地に分布します。溪流近くの広葉樹林内で、林床の傾斜が急な礫地でよく見つかります。

(4)絶滅の可能性のある動植物

静岡県版レッドデータブック掲載種が 201 種、環境省版レッドリストのみの掲載種が 19 種、合計 220 種の絶滅の可能性のある動植物が確認されています。

本町では絶滅の可能性のある動植物として、静岡県版レッドデータブックに掲載されている 201 種、環境省版レッドリストのみに掲載されている 19 種の合計 220 種が確認されています。ただし、植物のニッケイとハクチョウゲは環境省版レッドリストに掲載されていますが、栽培・逸出したものであるため種数から除外しました。

静岡県版レッドデータブックでは、絶滅の可能性を下表のようなカテゴリーで分類しています。

静岡県版レッドデータブックのカテゴリー区分と確認種数

カテゴリー区分	基本概念	本町での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅(EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種	0	0	0
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧 類(CR + EN)	絶滅の危機に瀕している種	22	11	33
A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	3	3	6
B 類(EN)	A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	19	8	27
絶滅危惧 類(VU)	絶滅の危険が増大している種	51	23	74
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	19	22	41
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	0	11	11
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	0	0	0
要注目種(N)	本県独自のカテゴリー	23	19	42
現状不明(N-)	現状が不明な種	4	0	4
分布上注目種等(N-)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	4	13	17
部会注目種(N-)	その他各部会で注目すべきと判断した種	15	6	21
静岡県版レッドデータブック掲載種 合計		115	86	201
静岡県版レッドデータブックには掲載されていないが、環境省版のレッドリストに掲載されている動植物		6	13	19
合計		121	99	220

【資料：まもりたい静岡県の野生生物（県版レッドデータブック 2004） など】

(5)外来生物

本町でも多くの外来生物が確認されており、そのうちの 3 種は特定外来生物に指定されています。

ここでいう「外来生物」とは、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指し、現在分かっているだけでも 2,000 種以上の外来生物が日本に生育・生息しています。

平成 17 年 6 月に施行された「外来生物法」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものなどの中から「特定外来生物」を指定し、飼育、栽培、保管、運搬、輸入などが原則禁止されました。

本町では、植物のオオキンケイギク、オオハongoソウ、鳥類のソウシチョウの 3 種の特定外来生物が確認されています。

オオキンケイギク（特定外来生物）

北アメリカ原産のキク科の多年草です。花が鮮やかな黄色で美しく、根がよく発達し荒地でも育つため、観賞や緑化によく利用されてきました。繁殖力が強く全国的に野生化し、路傍や河川敷にしばしば大群落をつくっています。そのため、在来生態系への影響が危惧されています。

オオハongoソウ（特定外来生物）

北アメリカ原産のキク科の多年草です。明治中期に園芸植物として渡来し、緑化などに用いられてきました。全国的に野生化しており、路傍、荒地、湿原、河川敷などに生育します。肥沃な湿地に盛んに繁殖するため在来植生に影響が出始めており、国内各地で駆除作業が行われています。

ソウシチョウ（特定外来生物）

全長 14cm。眉斑から頬は薄い黄色、胸部は濃いオレンジ色、翼に黄色と濃い赤の斑紋がある美しい鳥です。一般的にはササ類の繁茂する標高 1,000m 以下の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息します。江戸時代から飼育の記録があり、過去に飼育されていた個体が逃げたり、放鳥されたりした個体が分布を広げているようです。近年、本町では山犬段周辺（標高 1,600m）で多く見られるようになりました。

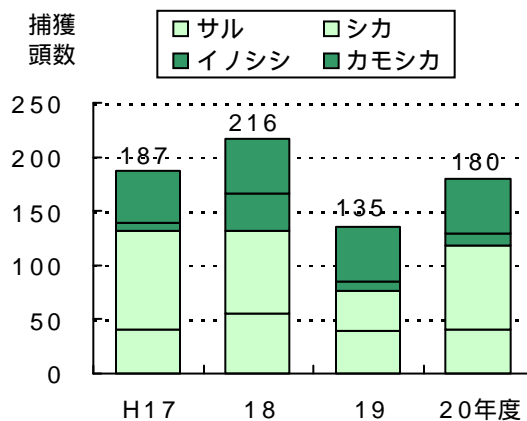
(6)有害鳥獣

シカ、カモシカ、サル、イノシシなどによる農林業への被害が増加しています。

シカ、カモシカ、サル、イノシシなどによる農作物や林産物などへの被害が増加しています。

平成 20 年度の有害鳥獣捕獲頭数は、シカが 77 頭、カモシカが 50 頭（個体数調整）、サルが 41 頭、イノシシが 12 頭の合計 180 頭でした。ここ 3 年間では、平成 18 年度に 216 頭を記録しています。個体が移動することもあり、年によって捕獲頭数は異なるものの、農林業への被害は増加しています。その原因のひとつとしては、高齢化などにより狩猟者数が減少していることがあげられます。

なお、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が平成 20 年 2 月に施行され、本町でも「被害防止計画」の策定を検討しています。



有害鳥獣捕獲実績

【資料：産業課】

第3節 快適環境

3-1 人と自然とのふれあい

本町は大井川、キャンプ場や水とのふれあい、自然観察のできるハイキングコース、紅葉スポットなど、自然とふれあえる場所に恵まれています。

本町は大井川や周辺の山々など、豊かな自然に恵まれていることから、自然とのふれあいの場がたくさんあります。大井川の本支流には数多くのキャンプ場が整備されており、川ではカヌーや釣り、水遊びなどを楽しむことができます。平成15年の調査結果によると、大井川ダム管理所管内（長島ダム～塩郷堰堤）の年間河川入川者数は9,763人（キャンプ2,631人、水泳769人、魚釣り539人、その他5,824人）でした。また、塩郷堰堤、レインボーブリッジ、寸又峡・夢の吊橋は「静岡県のみずべ100選」に選ばれているほか、寸又峡温泉、接岨峡温泉、白沢温泉などの温泉にも恵まれています。

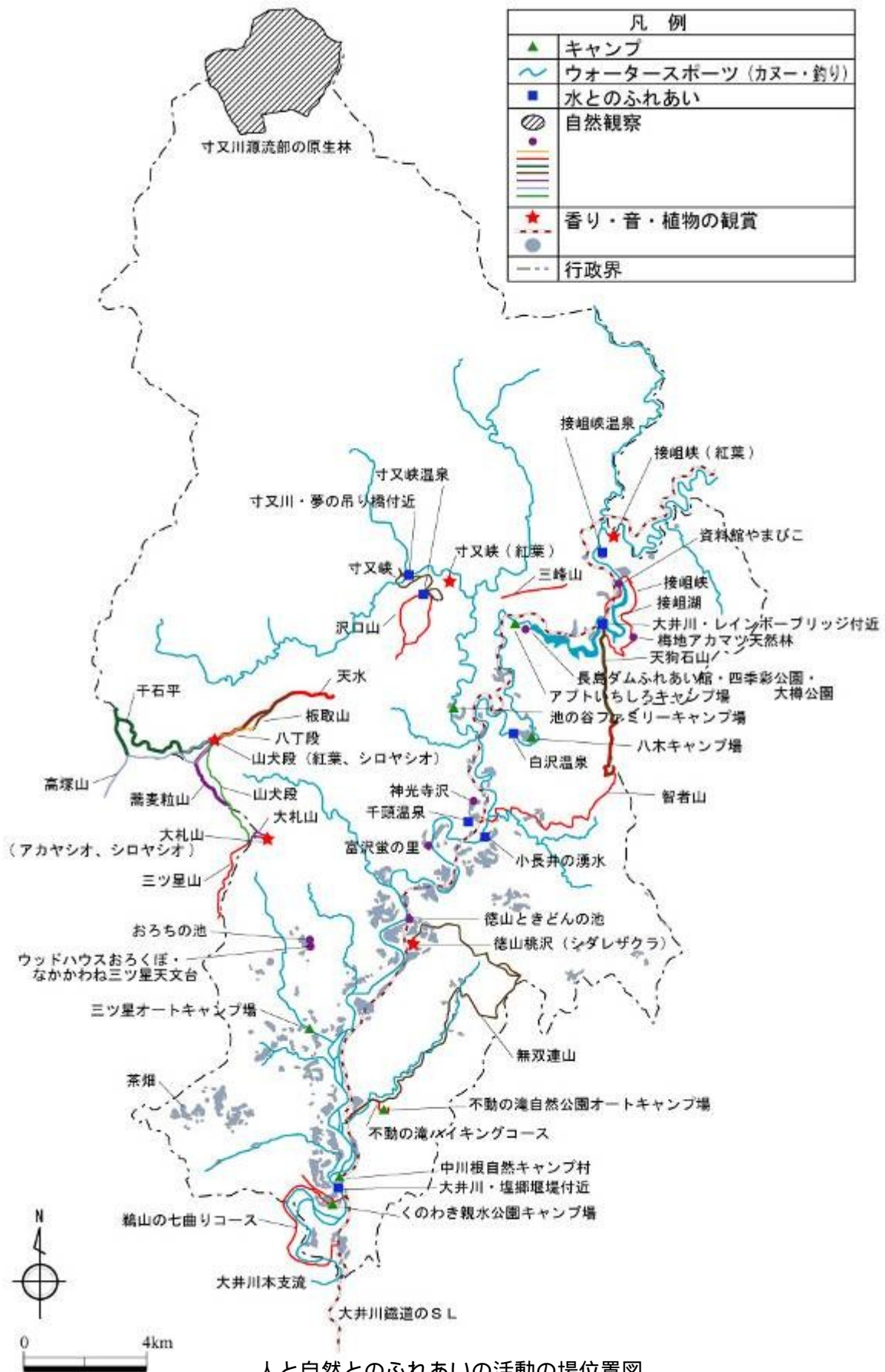
周辺の山岳を巡るハイキングコースなどでは、自然観察を楽しむことができ、「なかかわね三ツ星天文台」や「資料館やまびこ」など、ふれあい施設なども充実しています。さらに、「牧之原・川根路のお茶」が「かおり風景100選（環境省）」、「大井川鐵道のSL」が「残したい日本の音風景百選（環境省）」に選定されるなど、香りや音など五感で楽しめるような要素もあります。

また、紅葉やアカヤシオ、シロヤシオなどの植物を鑑賞するスポットも数多く、花の開花時や紅葉シーズンには、全国から多くの観光客が訪れます。

人と自然とのふれあいの活動の場

活動種	項目	地点名称
キャンプ	キャンプ場	くのわき親水公園キャンプ場、中川根自然キャンプ場、不動の滝自然広場オートキャンプ場、三ツ星オートキャンプ場、八木キャンプ場、池の谷ファミリーキャンプ場、アプトいちしろキャンプ場
ウォーター スポーツ	カヌー	接岨湖
	釣り	大井川本支流
水とのふ れあい	静岡県のみずべ100選	大井川・塩郷堰堤付近、大井川・レインボーブリッジ付近、寸又川・夢の吊り橋付近
	静岡県の湧き水100	小長井の湧水
	温泉保養地	接岨峡温泉、寸又峡温泉、千頭温泉、白沢温泉
自然観察	ハイキングコース 観察ルート	沢口山、寸又峡（グリーンシャワーロード）、智者山、天狗石山、三峰山、接岨峡、大札山、山犬段（ブナ林）、蕎麦粒山、高塚山、千石平、八丁段、板取山、天水、三ツ星山、無双連山、不動の滝ハイキングコース、鷓山の七曲りコース
	静岡の自然100選	山犬段（蕎麦粒山）、梅地アカマツ天然林、寸又峡、寸又川源流部の原生林
	河川・池沼	徳山ときどんの池、富沢蛸の里、神光寺沢、おろちの池
	ふれあい施設・広場	ウッドハウスおろくぼ・なかかわね三ツ星天文台、資料館やまびこ、長島ダムふれあい館・四季彩公園・大樽公園
香り・ 音・植物 の鑑賞	かおり風景100選	牧之原・川根路のお茶
	残したい日本の音風景 百選	大井川鐵道のSL
	花・紅葉の観賞	大札山（アカヤシオ、シロヤシオ）、徳山桃沢（シダレザクラ）、寸又峡（紅葉）、接岨峡（紅葉）、山犬段（紅葉、シロヤシオ）

【資料：かおり風景百選、静岡県花の名所180選、静岡県のみずべ100選、静岡県の湧き水100、自然観察コース100選ガイド、残したい日本の音風景百選、ふるさとの自然・中部編、川根本町癒しの里ハイキングガイド、静岡の自然100選、川根本町ホームページ】



人と自然とのふれあいの活動の場位置図

【資料：川根本町癒しの里ハイキングガイド、川根本町ホームページ など】

3-2 公園

長島ダム四季彩公園、智者の丘公園などの公園があります。

町内の公園については、長島ダム四季彩公園、智者の丘公園のほか、児童遊園、幼稚園・保育園の遊具と広場の解放、河川敷の親水公園や広場、各地区の手づくり広場などがあり、多くの町民に利用され、親しまれています。

3-3 景観

茶畑、鉄道、大井川・寸又川、背景としての山岳・森林などは本町を代表する景観要素です。荒廃森林、放棄・遊休農地などが増え、また、老朽化して景観にそぐわない看板や建物も増加しています。

本町は奥大井県立自然公園、本州唯一の原生自然環境保全地域を有し、雄大な渓谷や山岳によって創り出された美しい景観が特徴的です。

景観資源としては、数多くの河成段丘や接岨峡、寸又峡、大井川などの穿入蛇行河川、茶畑景観、SLやアプト式鉄道の景観などがあります。また、眺望点として蕎麦粒山、大札山、光岳、沢口山などの頂上をはじめ、智者の丘公園などの展望台があります。特に茶畑、鉄道、大井川・寸又川、背景としての山岳・森林などは本町を代表する景観要素です。また、平成21年1月には、大井川の河川景観、川根茶の香る茶畑、FSC森林認証の取得などによる環境に配慮したまちづくりが評価されて、本町が「にほんの里100選」に選定されました。

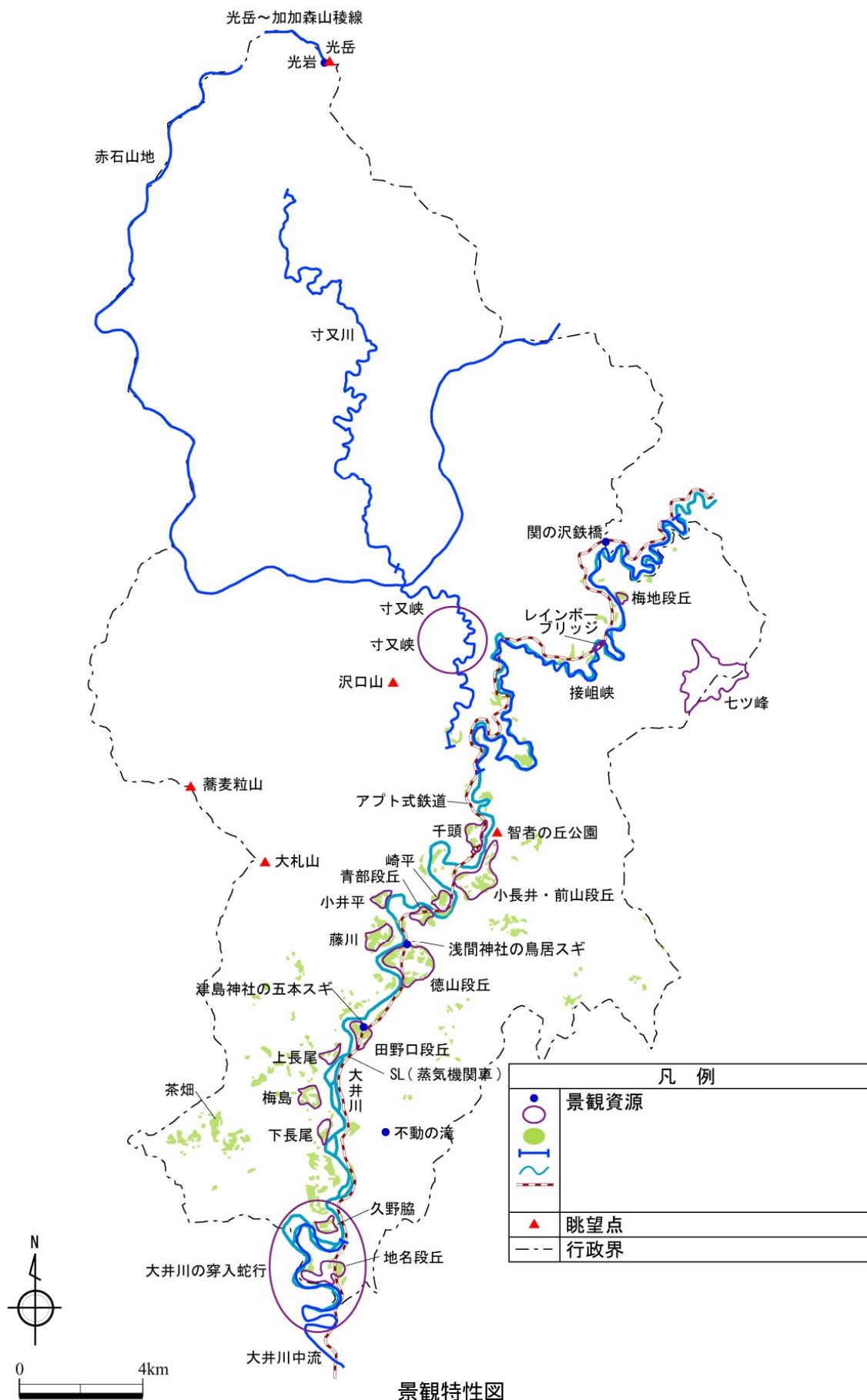
静岡県が平成20年3月にまとめた『静岡県戦略課題研究「大井川・伊豆」研究報告書』によると、本町の森林に囲まれた山間地集落は、海外来訪者にとっても有効な景観資源になりうるものが指摘されています。また、車窓景観における茶園の出現頻度は、県内の代表的な中山間茶産地である安倍川流域や天竜川流域などと比べて高く、茶園景観の評価としては、山間部の景観、丘陵から見下ろせる景観の評価が高くなりました。

しかし、少子高齢化や担い手不足などの影響により、荒廃森林、放棄・遊休農地などが増え、また、老朽化して景観にそぐわない看板や建物も増加しています。前述の報告書によれば、電線電柱、住宅建造物、ガードレール、鉄塔などが特に好ましくない景観構成要素としてあげられています。

優れた景観資源及び眺望点

項目		地点名称	
景観資源	日本の自然景観・東海版	山脈・山地・高地	赤石山地
		非火山性孤峰	七ツ峰
		特徴的な稜線	光岳～加加森山稜線
		岩峰・岩柱	光岩（光岳）
		峡谷・渓谷	寸又川
		河成段丘	小長井・前山段丘、青部段丘、徳山段丘、田野口段丘、千頭、崎平、小井平、藤川、上長尾、梅島、下長尾、地名段丘、久野脇
	穿入蛇行河川	接岨峡、寸又峡	
	静岡県の自然景観	寸又峡、大井川の穿入蛇行	
天然記念物	県指定	津島神社の五本スギ、浅間神社の鳥居スギ	
その他		大井川、茶畑、SL、アプト式鉄道、レインボブリッジ、関の沢鉄橋	
眺望点	静岡県の富士見二百景	蕎麦粒山、大札山、光岳	
	展望地点	智者の丘公園、沢口山	

【資料：日本の自然景観・東海版、静岡県の自然景観-その地形と地質、川根本町観光パンフレット、川根本町文化財一覧、静岡県の富士見二百景写真集、川根本町ホームページ】



【資料：日本の自然景観・東海版、川根本町観光パンフレット、川根本町ホームページ など】

3-4 歴史・文化

(1)指定・登録文化財

町内には42件の指定・登録文化財があります。

町内には、国指定重要無形民俗文化財の「徳山の盆踊」をはじめ、41件の指定文化財があります。そのうち、天然記念物は「津島神社の五本スギ」「浅間神社の鳥居スギ」の2件、史跡は「小長谷城址」の1件、建造物は「秋葉常夜燈籠」など6件です。また、江戸時代から茶業の歴史を持っている本町では、お茶の「手揉製茶技術」が県の無形文化財として指定を受け、町内には数多くの伝統技術を受け継いだ名人・達人がおられます。

登録文化財としては、「大井川鐵道車両用転車台」が国指定登録有形文化財として登録されています。

指定文化財(1)

指定主体	No.	地区名	種類	名称	指定年月日
国	1	徳山	重要無形民俗文化財	徳山の盆踊	昭和62年12月28日
県	2	寺馬	有形文化財(工芸)	わに口	昭和31年10月17日
	3	寺馬	有形文化財(工芸)	わに口	昭和31年10月17日
	4	田野口	天然記念物	津島神社の五本スギ	昭和46年8月3日
	5	徳山	天然記念物	浅間神社の鳥居スギ	昭和46年8月3日
	6	接岨	無形民俗文化財	梅津神楽	昭和47年3月24日
	7	青部	有形文化財(工芸)	わに口	昭和50年3月25日
	8	青部	有形文化財(工芸)	わに口	昭和50年3月25日
	9	田代	無形民俗文化財	田代神楽	昭和60年3月19日
	10	藤川	無形文化財(工芸技術)	手揉製茶技術(高田一夫)	平成02年10月26日
	11	徳山	無形民俗文化財	徳山神楽	平成08年3月12日
	町	12	洗富小幡	有形文化財(工芸)	わに口
13		洗富小幡	有形文化財(工芸)	太刀	昭和45年11月2日
14		坂京	有形文化財(工芸)	双盤	昭和45年11月2日
15		小長井	有形文化財(工芸)	和鐘	昭和45年11月2日
16		田代	有形文化財(古文書)	武田家朱印状他1	昭和47年3月9日
17		崎平	有形文化財(考古資料)	石剣	昭和47年3月9日
18		千頭東	有形文化財(考古資料)	石剣	昭和47年3月9日
19		沢間	有形文化財(工芸)	刀	昭和47年11月2日
20		崎平	有形文化財(工芸)	十文字槍	昭和50年8月30日
21		崎平	有形文化財(工芸)	脇指	昭和50年8月30日
22		崎平	有形文化財(工芸)	脇指	昭和50年8月30日
23		小長井	有形文化財(史跡)	小長谷城址	昭和50年8月30日
24		水川	有形文化財(建造物)	水川阿弥陀堂	昭和54年3月5日
25		上長尾	有形文化財(彫刻)	木造如来座像(智満寺)	昭和54年3月5日
26		上長尾	有形文化財(彫刻)	千手観世音菩薩立像	昭和54年3月5日
27		久保尾	有形文化財(工芸)	わに口	昭和54年3月5日
28		桑野山	有形文化財(建造物)	東方薬師堂	昭和54年7月3日
29		桑野山	有形文化財(工芸)	わに口	昭和55年1月24日
30		大間	有形文化財(工芸)	わに口	昭和55年3月13日
31		大間	有形文化財(工芸)	わに口	昭和55年3月13日
32		桑野山	有形文化財(工芸)	わに口	昭和55年3月13日
33		接岨	有形文化財(工芸)	わに口	昭和56年3月30日
34		上長尾	有形文化財(建造物)	智満寺山門	昭和63年2月12日
35		水川	有形文化財(絵画)	村松以弘作 天井絵	昭和63年2月12日

【資料：町の文化財、川根本町ホームページ】

指定文化財(2)

指定主体	No.	地区名	種類	名称	指定年月日
町	36	瀬平	無形民俗文化財	平谷の流したい	昭和63年2月12日
	37	青部	有形文化財(絵画・彫刻)	天井・欄間の絵画と彫刻	平成元年11月3日
	38	徳山	有形文化財(建造物)	愛宕地藏堂	平成12年11月14日
	39	徳山	有形文化財(建造物)	秋葉常夜燈籠	平成12年11月14日
	40	千頭西	有形文化財(建造物)	秋葉常夜灯	平成17年3月23日
	41	小長井	有形文化財(墓石群)	五輪さん	平成17年3月23日

【資料：町の文化財、川根本町ホームページ】

登録文化財

登録主体	No.	種類	名称	指定年月日
国	1	登録有形文化財(建造物)	大井川鐵道車両転車台	平成13年8月28日

【資料：文化庁ホームページ・国指定文化財データベース】

(2)その他の歴史的・文化的遺産

町内には寺社や鉄道関係施設、吊橋、祭りなど、歴史的・文化的遺産が数多く残っています。地域の歴史を物語る貴重な建物や生活用品、民話、昔話など、多くの地域文化の保存や発掘、伝承活動が行われています。

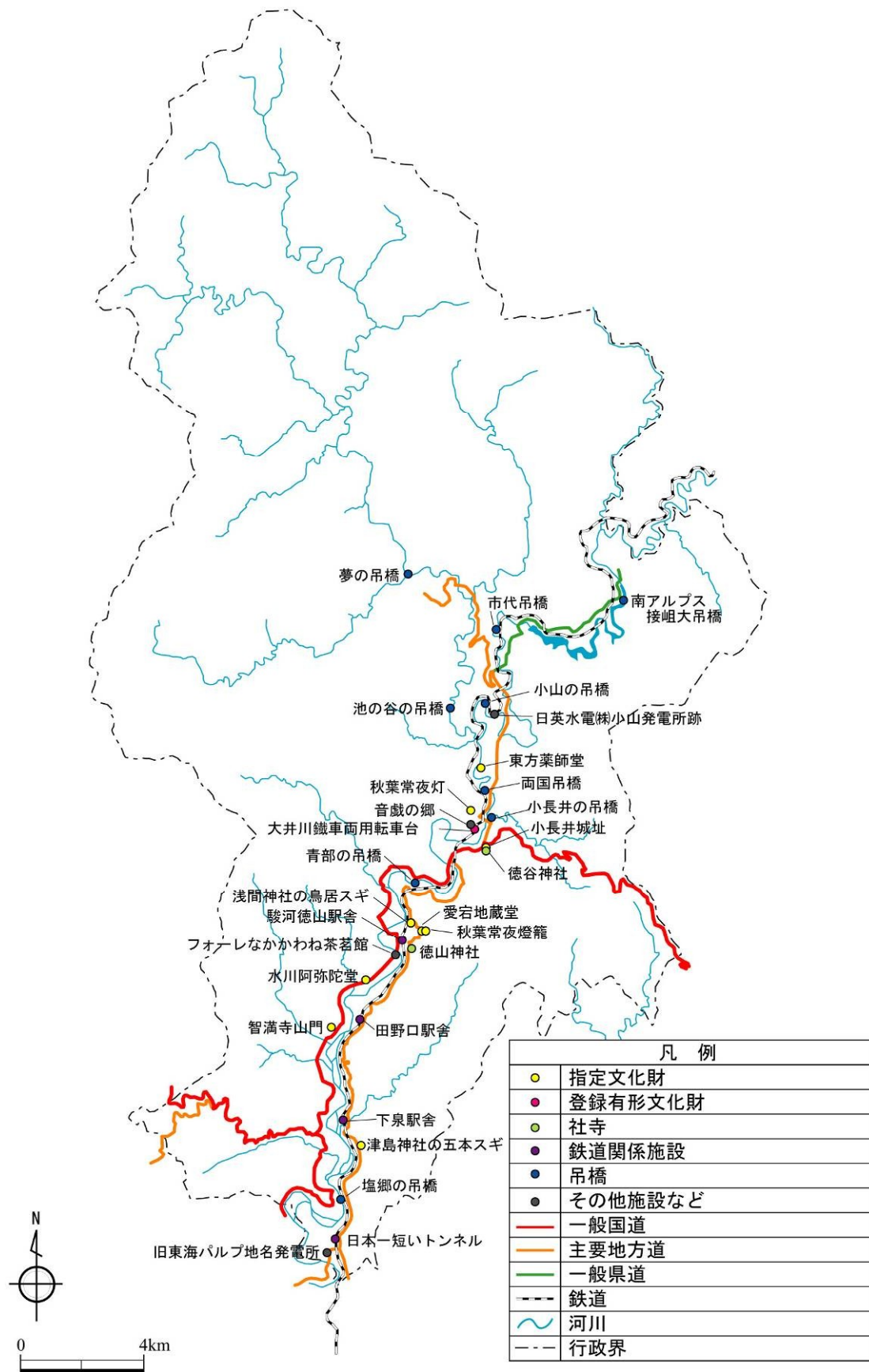
町内には寺社や鉄道関係施設、吊橋、祭りなど、歴史的・文化的遺産が数多く残っており、魅力ある伝統的な文化が数多く残る町として、全国各地に情報発信されています。特にノスタルジックな駅舎や吊橋は数多く残っており、ロケーション撮影などにも利用されています。

また、地域の歴史を物語る貴重な建物や生活用品、民話、昔話など、多くの地域文化の保存や発掘、伝承活動が行われています。なかでも民話・昔話などは語り部の皆さんによって語り継がれ、「資料館やまびこ」や小・中学校などでは、当時を忍ばせる生活用品などが展示されています。グループや個人などで音楽や書などの文化を楽しむ方々も多く、文化協会を中心にさまざまな活動が展開されています。

その他の歴史的・文化的遺産

種別	歴史的・文化的遺産
遺跡	遮光器土偶(昭和27年に上長尾遺跡より出土)
寺社	徳山神社、徳谷神社
鉄道関係施設	日本一短いトンネル、駿河徳山駅舎、田野口駅舎、下泉駅舎
吊橋	塩郷の吊橋、両国吊橋、青部の吊橋、小長井の吊橋、小山の吊橋、池の谷の吊橋、南アルプス接岨大吊橋、夢の吊橋、市代吊橋
施設など	旧東海パルプ地名発電所、日英水電(株)小山発電所跡、音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館
祭り	梅津神楽(1月)、春を呼ぶ天狗まつり(春分の日)、徳山の盆踊り(8月)、田代神楽(9月)、徳山神楽(10月)、寸又峡もみじまつり(10月)、奥大井ふるさとまつり(11月)、寸又峡温泉感謝祭(12月)

【資料：川根本町観光パンフレット など】



歴史的・文化的遺産位置図

【資料：文化庁ホームページ・国指定文化財データベース 川根本町観光パンフレット など】

第 4 節 生活環境

4-1 公害全般

本町では近年、公害苦情はありませんが、一部の施設における、周辺環境の悪化に対する苦情があり、県の指導を得ながら、現在もその状況の監視を継続中です。

本町では近年、工場等による公害の苦情はありませんが、一部の施設における周辺環境の悪化に対する苦情があり、県の指導を得ながら、現在もその状況の監視を継続中です。

公害防止については啓発活動を実施し、苦情に対する処理体制も整えています。また、公害を未然に防止するため、事業所などへのエコアクション 21 の取得を推進しています。

4-2 大気環境

(1)大気汚染

本町では大気汚染物質の常時観測は行われていません。

大気汚染物質は、工場から排出される硫黄酸化物(SO_x)、自動車などから排出される窒素酸化物(NO_x)や浮遊粒子状物質(SPM)、二次的に生成される光化学オキシダント(O_x)などがあります。これらのうち二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントには、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められています。

本町では大気汚染物質の常時観測は行われていませんが、平成 21 年度から光化学オキシダント区域に編入され、今後は光化学オキシダントに関する注意報や警報が発令されることとなります。なお、樹木には酸素供給や大気浄化などの機能があるため、本町にある広大な森林は、大気環境の保全にも大きな役割を果たしていると考えられます。

(2)悪臭

悪臭防止法における特定悪臭物質濃度により規制され、E 区域に区分されています。

悪臭は、人に不快感を与えるにの理由となる物質が大気中に放出されるために発生するものです。しかし、「におい」は個人差や慣れが大きく作用しており、騒音・振動と同様、「感覚公害」と呼ばれています。また、「におい」の原因物質を 90%以上取り除いても、感覚的には半分しか減少していないように感じるという特徴があり、悪臭対策を困難なものにしています。

本町は、悪臭防止法における特定悪臭物質濃度により規制され、「E 区域」に区分されています。特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう恐れのある物質であって政令で指定されているものです。現在 22 物質が指定されています。

特定悪臭濃度による規制

項目	内 容
規制地域	町の全域
規制基準	E 区分(窒素化合物、低級脂肪酸に中庸で、他の物質にきびしい基準値を設定した区域)
特定悪臭物質	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸 (以上 22 物質)

【資料：静岡県生活環境室ホームページ】

(3)騒音・振動

一般国道 362 号で騒音の面的評価が行われおり、全ての区間で環境基準を達成しています。

工場や建設作業、自動車の走行から発生する騒音や振動は睡眠や会話を妨げたり、快適な生活環境を損なうため、日常生活に影響を与えるものとして規制しています。

本町での騒音調査は、静岡県が自動車騒音の常時観測として一般国道 362 号で行っています。平成 20 年度の結果は、昼夜の達成率が 100%と全区間で達成していました。

一方、振動については調査を行っていません。

騒音の状況（面的評価）

県による調査結果								
年度	評価対象道路	評価区間		達成状況（%）				環境基準
		延長（km）	戸数	昼夜達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜超過	
平成 20 年	一般国道 362 号	13.1	544	100.0	0.0	0.0	0.0	昼間:70dB 以下 夜間:65dB 以下

注)騒音測定は国が行っていますが、面的評価は静岡県が行っています（年 1 回）。

【資料：平成 20 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況】

(4)光害(ひかりがい)

夜空が暗く、全国的にも星の観測に適した場所です。

「光害」とは、過剰または不要な照明などの光による害のことです。光害は、人間の諸活動や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすことがあるのと同時に、過度の屋外照明はエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなります。

環境省で毎年夏期と冬期に実施している「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」の結果によると、本町は夜空が暗く、平成 18 年度夏期の観測では全国 2 位となっています。夜空が暗く、全国的にも星の観測に適していた場所であることが分かります。



星空と流星

環境省・全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）の結果

年度・時期	夜空の明るさ	順位	観測場所（参加団体）
平成 17 年度・冬期	21.8 等級	全国 4 位	川根本町高郷地内大井川隣接地 （スターウォッチング on 中川根）
平成 18 年度・夏期	23.6 等級	全国 2 位	
平成 19 年度・冬期	21.1 等級	全国 3 位	

注 1) 「夜空の明るさ」は、天頂付近の星空を撮影したカラーズライド写真から、星の明るさを表す「等級」を単位とする「夜空の明るさ：mag / ”(マグニチュードパー平方秒角)」を算出したもの。値が大きいほど夜空が暗く、星が見えやすいことを示す。

注 2) 備考の順位は、一般参加団体による写真撮影結果において夜空が暗かった場所としてあげられた順位であるが、自発的に参加した団体による、任意の地点の観察結果に基づいて評価したものであり、全国の星空を網羅的に調査したものではない。

注 3) 「夜空の明るさ」は、カラーズライド写真から求めた「夜空の明るさ(暗さ)」を基本に、肉眼や双眼鏡を使った観察結果や観察日時等も考慮して評価したものである。

【資料：環境省ホームページ・全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）】

4-3 水環境

(1)河川の水質汚濁

大井川・下泉橋調査点の水質は、BOD の値が低くきれいな水ですが、SS の値が高い年があり、水の濁りが見られます。

河川の水環境基準は、大井川の駿遠橋より上流が AA 類型、下流が A 類型に設定されていますが、その他の河川には環境基準は設定されていません。

大井川・下泉橋調査点では、静岡県が毎月水質調査を行っています。平成 20 年度の結果を見ると、BOD（生物化学的酸素要求量）の値が 0.5mg/l ととても低くきれいな水です。また、ここ 10 年間の経年変化をみると、BOD 及び DO は環境基準を達成していますが、pH は非達成の年度があり、SS もやや高い数値の年があります。

また、町には簡易水道が 19 水系に設置され、水道法の項目（50 項目）及び塩素酸について測定されています。

大井川・下泉橋における水質（生活環境項目）の経年変化

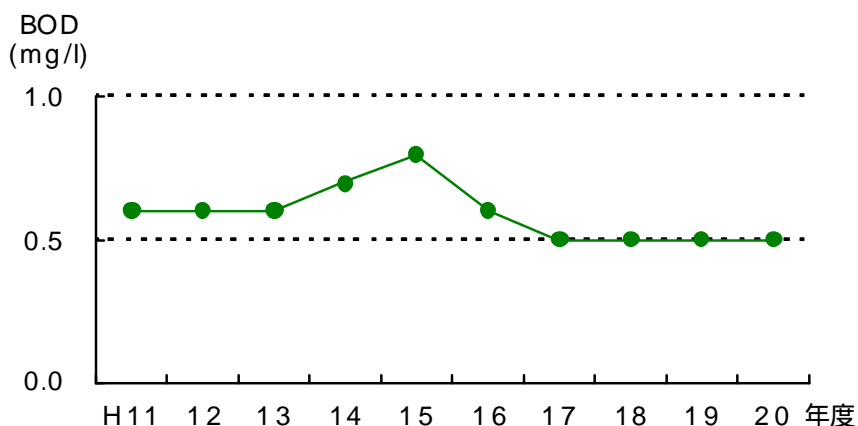
年度	大井川・下泉橋（AA 類型）			
	pH	BOD(mg/l)	SS(mg/l)	DO(mg/l)
平成 11 年	7.5 ~ 8.1	0.6	2	9.7
平成 12 年	7.2 ~ 8.4	0.6	2	9.9
平成 13 年	6.8 ~ 8.4	0.6	2	9.8
平成 14 年	×7.2 ~ 8.9	0.7	7	9.8
平成 15 年	7.6 ~ 8.4	0.8	11	11.0
平成 16 年	7.2 ~ 7.9	0.6	13	9.3
平成 17 年	7.2 ~ 8.2	0.5	3	9.1
平成 18 年	7.0 ~ 8.0	0.5	8	9.2
平成 19 年	7.0 ~ 9.1	0.5	20	9.5
平成 20 年	7.5 ~ 8.2	0.5	9	9.5
環境基準	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上

注 1) 測定は静岡県が毎月実施。各項目とも年度平均値。

注 2) BOD の環境基準は年度平均値ではなく、75%値での比較となるため注意が必要である。

注 3) ×印は環境基準非達成。

【資料：静岡県環境白書、平成 20 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況】



大井川・下泉橋における BOD の推移

注) 測定は静岡県が毎月実施。

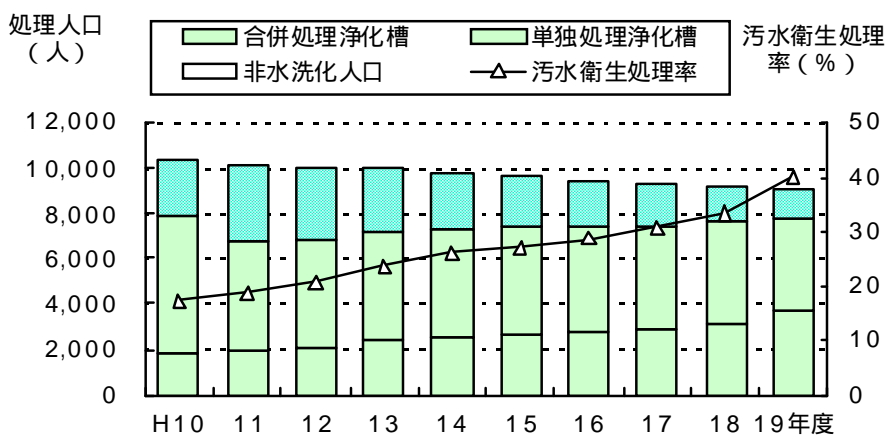
【資料：静岡県環境白書、平成 20 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況】

(2)生活排水対策

汚水衛生処理率は40.2%であり、未だ生活排水の約6割が直接河川などに流れ込んでいます。

家庭や事業所から排出される汚水は、河川や海の水質汚濁の主な原因となっています。そのため、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設などの整備は、水質汚濁の防止のためにも重要です。

本町の生活排水処理の状況をみると、合併処理浄化槽の整備が年々進み、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。汚水衛生処理率は年々増加しており、平成19年度には40.2%となっています。しかし、未だ生活排水の約6割が直接河川などに流れ込んでおり、今後も合併処理浄化槽の整備が必要です。



生活排水処理の状況

注) 汚水衛生処理率 = (水洗化人口 - 単独処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100 (%)

【資料:一般廃棄物処理事業のまとめ】

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

水質汚濁物質量の違い

合併処理浄化槽: 汚れ量 13グラム (台所・風呂の排水) + 汚れ量 27グラム (水洗トイレの排水) = 汚れ量 4グラム (処理された汚れ)

単独処理浄化槽: 汚れ量 13グラム (台所・風呂の排水) + 汚れ量 27グラム (水洗トイレの排水) + 汚れ量 5グラム (処理されずに流れる汚れ) = 汚れ量 32グラム (汚れ!!!)

合併処理の8倍も汚れる!!!

合併処理浄化槽のしくみ
~嫌気層床接触ばっ気方式~

嫌気層: 嫌気性微生物が汚水の有機物を分解する

接触ばっ気槽: 汚水の中の固形物を取り除くとともに、嫌気性微生物と酸素の結びつきで、嫌気性微生物が汚水の有機物を分解する

沈殿槽: 汚水を浄化した微生物の残りの汚泥と浮遊物を沈殿させる

消毒槽: 消毒剤が消毒し、雑菌の発生を防止し、好水処理水を放流し、多可

アロケ-2000: 嫌気層を流し、嫌気性微生物の酸素の不足により、さらに有機物を分解し、好水

【資料: 社団法人 全国浄化槽団体連合会、静岡県】

(3)地下水汚染

地下水は、全ての項目で環境基準を超えている地点はありませんでした。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、肥料や家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、作物に吸収されずに土壤に溶け出して富栄養化の原因となります。

静岡県が本町の徳山、田代、上長尾、下長尾、高郷において地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度を測定した結果、環境基準（10mg/l）を超えた井戸はありませんでした。

地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度の状況

年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)				
	徳山	田代	上長尾	下長尾	高郷
平成 14 年	1.4				
平成 15 年				4.9	
平成 16 年	0.2	2.8			
平成 19 年			0.4		
平成 20 年	0.3				0.5
環境基準	10mg/l 以下				

注) 測定は静岡県が実施。

【資料：静岡県環境白書、平成 20 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況】

4-4 有害化学物質

地下水、土壤中のダイオキシン類濃度は環境基準を達成しています。

ダイオキシン類に関しては、大気、水質、土壤、底質について環境基準が定められています。静岡県がダイオキシン類濃度の状況を定期的に調査・監視しており、町内では平成 14 年度、平成 16 年度、平成 19 年度に調査が行われています。

具体的には、地下水のダイオキシン類が徳山、田代の 2 地点で、土壤中のダイオキシン類が久野脇グラウンド、田代社会体育グラウンド、上長尾の 3 地点で調査が行われました。その結果、地下水、土壤とも全ての地点で低い数値を示し、環境基準を達成しています。

地下水中のダイオキシン類の状況（静岡県調査）

年度	地点名	測定値 (pg-TEQ/l)
平成 14 年	徳山	0.020
平成 16 年	田代	0.038
環境基準		1.00

注) 測定は静岡県が年 1 回実施。

【資料：静岡県環境白書】

土壤中のダイオキシン類の状況（静岡県調査）

年度	地点名	測定値 (pg-TEQ/l)
平成 14 年	久野脇グラウンド	0.680
平成 14 年	田代社会体育グラウンド	0.640
平成 19 年	上長尾	0.090
環境基準		1,000

注) 測定は静岡県が年 1 回実施。

【資料：静岡県環境白書、平成 19 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況】

第5節 資源エネルギー

5-1 廃棄物

(1)一般廃棄物

ごみ総排出量は、平成19年度以降減少し、平成20年度は2,019tでした。
 町民1人当たりのごみ総排出量は県平均よりも少なくなっています。
 ごみのリサイクル率は県平均を上回っています。

本町のごみ総排出量は、平成19年度以降減少し、平成20年度は2,019tでした。また、平成20年度の1人1日当たりのごみ発生量は0.622kg/人・日で、県平均(1.017kg/人・日、平成19年度)よりも少なくなっています。

また、資源ごみの回収を進めており、平成20年度のリサイクル率(集団回収を含む)は31%となっています。これは県平均(21.6%、平成19年度)よりも高くなっています。

一般廃棄物の処理は、平成18年4月から稼働を始めた島田市北榛原地区衛生消防組合の「田代環境プラザ」で行っています。

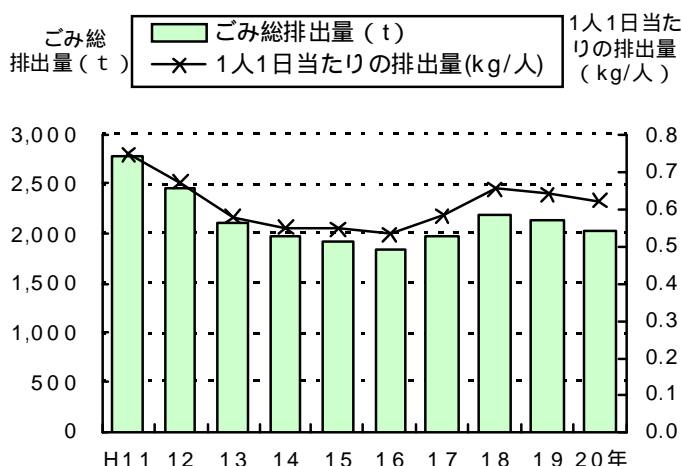
田代環境プラザでのごみ処理方法は「シャフト式直接溶融方式」とよばれ、可燃ごみだけでなく、粗大ごみも一緒に溶融処理して、再資源化を図ることができます。また、剪定枝や食品残渣のリサイクル施設も併設しています。

(2)不法投棄・ごみのポイ捨て

本町では不法投棄やごみのポイ捨てが増加する傾向にあります。

産業廃棄物などを法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄する「不法投棄」が問題となっています。

本町では、平成20年において11件の不法投棄が報告されており、その内容はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、タイヤ、自転車などとなっています。また、観光シーズンには道路脇や河川などにおけるごみのポイ捨てが多く見受けられ、特にキャンプなどの利用によるごみの量は年々増加しています。このように不法投棄やごみのポイ捨ては増加する傾向にあり、未然防止策や連絡体制を整える必要があります。



ごみ総排出量と1人1日当たりごみ発生量の状況
 【資料：一般廃棄物処理事業のまとめ、生活健康課】

5-2 資源エネルギー

(1) 水力発電

町内には5箇所の水力発電所があります。

大井川上流域は年間降水量約3,000mmの多雨地域であり、また、急勾配の地形を利用して電源開発が進み、現在では大井川水系全体で15箇所の発電所が稼働しています。

本町の水力発電は、明治43年(1910年)に完成した地名発電所(株式会社東海紙料)から始まります。その後、地名発電所は昭和6年(1931年)に停止、昭和27年(1951年)に運用が再開されましたが、昭和36年(1961年)に廃止されました。

現在、稼働している5箇所の水力発電所は、いずれも昭和に入ってから運転が開始されたものです。これらのうち、最も認可出力が大きいのは「奥泉発電所」(87,000kW)です。

水力発電の概要

発電所名	ダム名	営業運転開始年月	認可出力	発電量(平成18年度)
湯山発電所	千頭ダム	昭和10年10月	22,200kW	98,079千kWh
大間発電所	大間ダム	昭和13年12月	16,500kW	68,806千kWh
奥泉発電所	奥泉ダム	昭和31年1月	87,000kW	387,969千kWh
大井川発電所	大井川ダム・寸又川ダム	昭和11年10月	68,200kW	357,790千kWh
久野脇発電所	境川ダム	昭和19年3月	32,000kW	160,877千kWh

注) 事業者は中部電力株式会社。

【資料：図表で見るとおかエネルギーデータ(平成20年10月)】

(2) 新エネルギー

本町に豊富にある森林資源を有効活用するため、木質バイオマス燃料を使用するストーブ・給湯ボイラー・風呂釜などに対する補助を行っています。

平成21年度からは太陽光発電や太陽熱温水器、高効率給湯器などの新エネルギー・省エネルギー機器に対する補助を行っています。

廃食用油(天ぷら油)の回収事業に取り組んでおり、その再生燃料化した一部を試行的にごみ収集車の燃料とする計画です。

地球温暖化や原油価格の変動など、化石燃料の使用に伴うさまざまな問題が生じている中で、クリーンでかつ再生利用の可能な「新エネルギー」への期待が高まっています。新エネルギーには、風力発電や太陽光発電、バイオマス利用などが含まれます。

本町では石油の代替エネルギーとして、私たちの町に豊富にある森林資源を有効活用するため、平成20年度に「森林(もり)のエネルギー導入促進事業費補助金」制度を導入しました。これは、薪などの木質バイオマス燃料を使用するストーブ・給湯ボイラー・風呂釜を設置すると、費用の5分の1以内(5万円限度)で補助金が交付される制度です。薪や石油を燃やすと二酸化炭素が発生しますが、薪は石油などの化石燃料とは異なり、樹木が吸収した大気中の二酸化炭素を排出するので、大気中の二酸化炭素は増加しないとされています。地域にある森林資源を新エネルギーとして活用することは、大気中の二酸化炭素を増加させないことになるほか、森林の循環利用などの環境保全につながります。また、平成21年度からは太陽光発電や太陽熱温水器、高効率給湯器などの新エネルギー・省エネルギー機器についての補助や、廃食用油(天ぷら油)の回収事業に取り組む、その再生燃料化した一部を試行的にごみ収集車の燃料とする計画です。

5-3 地球温暖化

(1)年平均気温の変化

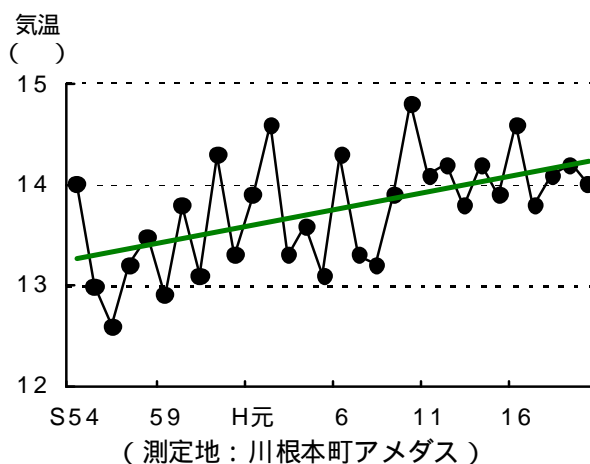
年平均気温は年々上昇する傾向にあります。

地球は太陽光の熱エネルギーを受けて温められている一方で、温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出し、また、二酸化炭素、メタンなどの温室効果によってバランスが保たれています。

ところが化石燃料の燃焼や森林の伐採などによって、二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、これまで保たれていた地球の温度のバランスが崩れかけています。このような温室効果ガスの増加による地表面の温暖化とそれに伴うさまざまな影響を称して、「地球温暖化」と呼んでいます。

平成19年2月に「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が発表した第4次評価報告書によると、21世紀中に気温が1.8～4.0（不確実さを考えると1.1～6.4）上昇し、海面が18cm～59cm上昇すると予測されています。その結果、異常気象や海面上昇、農作物や生態系への影響などが懸念されています。

川根本町アメダスのデータによると、年平均気温は年々上昇傾向にあることがわかります。このような気温の上昇は、全国的・国際的な傾向となっています。



川根本町アメダスの年平均気温の変化
【資料：気象庁ホームページ】

(2)本町への影響

地球温暖化は、本町の大切な自然資源である南アルプスや大井川、本町の基幹産業である川根茶の栽培などにも影響を及ぼす可能性があります。

高山植物への影響

本町には南アルプスがあり、光岳南東部は本州で唯一「原生自然環境保全地域」に指定される貴重な自然資源です。ここで見られるチョウノスケソウやタカネマンテマなどの高山植物は、高山帯の厳しい環境に適応して生きていますが、温暖化により気温が2℃上昇すると、標高の低い場所に生えている植物が高山帯にまで分布を広げ、高山植物を追いやってしまう可能性があると考えられています。また、南アルプスはさまざまな高山植物の分布域の南限でもありますが、最近では光岳のハイマツ分布の南限が北に移動してしまうのではないかと考えられています。

大井川の魚への影響

大井川はアユの漁場となっています。昔から暖冬時にはアユが少なくなるといわれており、実際に駿河湾や相模湾の海水温が高かった年には、アユがあまり採れませんでした。温暖化により、海や川の水温が上昇すると、アユの繁殖に影響を与える可能性があります。

また、大井川水系には冷水性のイワナとアマゴが共存している河川があります。イワナはより水の冷たい源流域に、アマゴはその下流側に棲み分けていますが、平均水温が上昇すると、イワナやアマゴは上流域へと追いやられ、一部の河川では絶滅してしまうかもしれません。

お茶の栽培への影響

お茶は亜熱帯性の作物のため、気温が少し高くなる程度であれば影響は少ないと思われます。しかし、少雨・高温により水が不足すると、葉の生育が抑制されたり、冬が暖かくなることで芽が不揃いになり、機械で摘みにくくなるなどの問題が生じると考えられています。

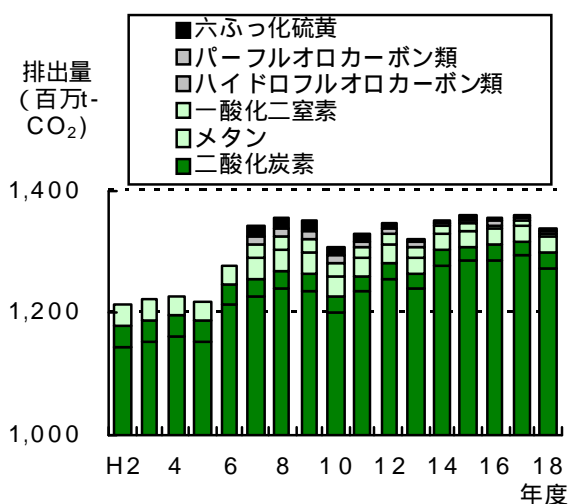
さらに、降水パターンが変わったり、水不足になったりすると、今まで以上に散水が必要になり、品質や栽培方法を変更する必要性も生じてくることが考えられます。

(3)温室効果ガスの排出・吸収

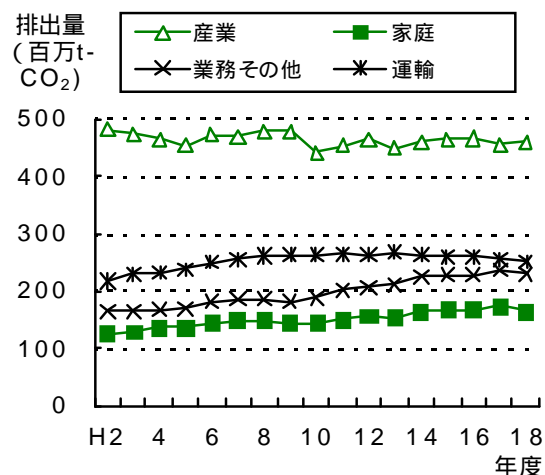
日本の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年(平成2年)と比較して増加しています。業務・家庭部門からの二酸化炭素の排出量が、特に大きく増加しています。平成18年度(基準年度)における、本町の事務・事業からの温室効果ガス排出量は1,897,912kg-CO₂です。本町の森林が1年間に吸収する二酸化炭素量は、約42,000世帯が1年間に排出する二酸化炭素量と同じくらいであると推計されます。

日本の温室効果ガス排出量

地球温暖化を防止するための国際条約である「京都議定書」が平成9年12月に採択され、平成17年2月に発効しました。京都議定書では温室効果ガスの排出量について数値目標が設定されており、日本では平成2年(1990年)を基準年として、平成20年～平成24年(2008～2012年)までに6%の削減が義務付けられています。日本の温室効果ガス排出量は、平成2年度の基準年と平成18年度を比較すると6.2%も増加しています。温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素が全体の約95%を占めています。部門別の排出量は産業部門及び運輸部門が多いものの、業務部門と家庭部門は近年大きく増加しています。



日本の温室効果ガス排出量の推移
【資料：環境統計集】



日本の部門別二酸化炭素排出量の推移
【資料：環境統計集】

川根本町の町有施設からの温室効果ガス排出量

本町では平成19年度に「川根本町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいたもので、「水と森の番人が創る癒しの里」を理想像として、自然との共生・環境保護を促進するため、町の事務・事業から排出される温室効果ガスの歳出を削減し、環境に配慮した取り組みの推進を図ります。本計画によると、平成18年度（基準年度）における温室効果ガス排出量は1,897,912kg-CO₂です。また、平成24年度（目標年度）までに平成18年度と比べて「9%削減」を目標として設定し、本庁舎、総合支所、文化会館をはじめとして、すべての町の事務・事業において、温室効果ガス排出の削減に努めていきます。

森林による二酸化炭素の吸収

森林を構成している樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え成長します。樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素量は、例えば適切に手入れされている80年生のスギ人工林は1haで1年間あたり約7.8t-CO₂/ha、同じく80年生のブナ主体の天然林は約4.6t-CO₂/haの二酸化炭素を蓄積すると推定されます（林野庁）。

本町では町面積の約94%を森林が占めています。これらの森林が1年間に吸収する二酸化炭素量は、^{注)}約42,000世帯が1年間に排出する二酸化炭素量と同じくらいであると推計されます。

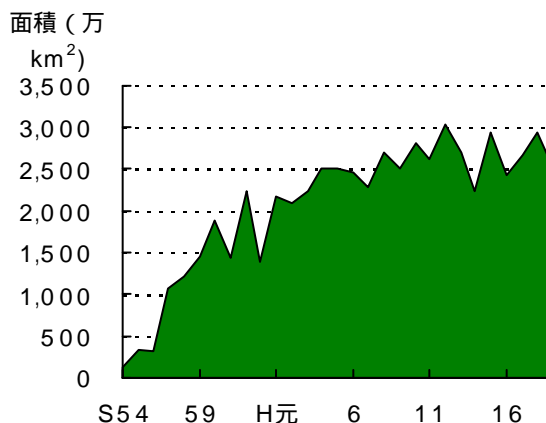
注)平成12年の世界農林業センサスデータ（人工林21,432ha、天然林22,987ha）及び林野庁ホームページの1世帯あたりの二酸化炭素排出量（年間6,500kg-CO₂）を使用して計算。

5-4 オゾン層の破壊

南極上空にオゾンホールが出現するなど、オゾン層の破壊が地球全体の問題となっています。

高度10～16kmから50kmまでの上空（成層圏）には、大気中のオゾン層の90%が集まっている「オゾン層」があります。大気汚染物質によって生成される対流圏のオゾンは、人間や動植物に悪影響を及ぼすおそれがありますが、成層圏にあるオゾン層は、地表に届いた場合に悪影響のある紫外線（UV-B）を吸収し、地上の生物を守っています。しかし、オゾン層は熱帯地域を除いてほぼ全地球的に減少し、南極上空ではオゾン層の薄い「オゾンホール」が確認されるなど、新たな地球環境問題としてオゾン層の破壊が取り上げられるようになりました。オゾンホールの大きさは現在も拡大しており、平成19年は面積2,490万km²で、南極大陸の大きさ（1,400万km²）を遥かに越えています。

オゾン層を破壊する原因となっているのは、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒やスプレーの噴射剤などに広く利用されていたフロン類です。日本においても、昭和63年に「オゾン層保護法」を定めるとともに、国際的に協調してオゾン層の保護対策を推進するため、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「モントリオール議定書」に締結し、オゾン層破壊物質に関する規制を段階的に強化しています。



南極上空のオゾンホール面積の推移
【資料：気象庁ホームページ】

第6節 環境教育・環境保全活動

6-1 環境教育・環境学習・環境保全活動

地球温暖化防止や森づくりをはじめ、環境教育・環境学習や環境保全活動が行われています。

学校では総合的な学習の時間のほか、学校給食残渣の堆肥化や「こどもエコクラブ」への登録・参加などにより、環境教育が行われています。また、地域ぐるみでの地球温暖化防止の活動、「F-net 大井川」によるFSC 森林認証の取得、「川根本町エコツーリズムネットワーク」によるエコツーリズムの推進をはじめ、環境保全活動を行う組織やボランティア団体などによる活動が行われています。

環境教育・環境学習・環境保全活動の事例

活動内容	具体的な内容
学校給食残渣の堆肥化	学校給食の残渣を乾燥し、粉末化したものを肥料として学校の花壇などで再利用している。生徒はこのような給食残渣のリサイクルを通じて、生ごみの減量化や資源の有効活用を学んでいる。
こどもエコクラブへの登録・環境活動	さゆり幼稚園土曜学校(35名)、南部小学校「緑の少年団」(90名)、中川根第一小学校(80名)、本川根小学校「エコキッズ」(114名)、川根高等学校(202名)、合計521名がこどもエコクラブに登録・参加している。なお、県内登録数は静岡市、浜松市、富士市に次ぐ。
ちゅうでんエコセッション2008への参加	平成20年12月10日に名古屋市で開催された「ちゅうでんエコセッション2008」に静岡県代表として南部小学校が参加した。静岡・愛知・岐阜・三重・長野の各県から代表一校が環境学習への取り組みを実践発表するもので、南部小学校は、「お茶ガラで育てよう～緑のカーテンづくり～」町長を講師とした森林間伐学習をはじめとしてさまざまな環境学習に積極的に取り組んでいる。
「F-net 大井川」によるFSC 森林認証の取得	適正な森林管理を目指して、森林活動団体で組織する森林管理グループ「F-net 大井川」が平成20年3月にFSC 森林認証を取得した。全国で24番目、県内では初の取得である。
「川根本町エコツーリズムネットワーク」によるエコツーリズムの推進	「川根本町エコツーリズムネットワーク」は、平成20年3月に設立された組織で、今後、エコツーリズムのプログラム開発やエコツアーの企画などを行っていく予定となっている。
「大井川白羽山はばたきの森に集う会」による森づくり	ボランティアグループ「大井川白羽山はばたきの森に集う会」によって行われている、「百年先を見据えた森づくり」を目標とした活動。「ウッドハウスおろくぼ」に隣接する広さ約1haの土地を「白羽山はばたきの森」と名づけ、小中学生を含む町民を対象に植樹や森づくり体験などを行っている。
「ときどんの池ホタルを育てる会」による池の保全	ボランティアグループ「ときどんの池ホタルを育てる会」によって行われている、徳山の「ときどんの池」の保全・整備活動。水辺の整備やホタルの放流などを行っている。
「スターウォッチング on 中川根」による星空観察	ボランティアグループ「スターウォッチング on 中川根」によって行われている星空観察。環境省の全国星空継続観察にも参加している。
なかかわね三ツ星天文台での星空観察	「ウッドハウスおろくぼ」に隣接する「なかかわね三ツ星天文台」で星空の観察会を実施している。
「緑のカーテン」普及の取り組み	中部電力(株)から贈られたアサガオやニガウリの種を希望者へ配布し、「緑のカーテン」として窓の外で育て、直射日光を遮ることで省エネを図る取り組み。学校(南部小学校、中央小学校、本川根小学校、中川根中学校、川根高等学校)、自治会(徳山区、沢間区、千頭西区、壱町河内区、地名区、高郷区、小長井区、接岨区)、団体(川根本町商工会 千頭駅前グリーントネル:奥大井の細道)公共施設(役場本庁舎、総合支所、文化会館)などのほか、各家庭でも取り組みを行っている。

【資料：企画課、川根本町ホームページほか】

6-2 環境情報

ホームページや広報紙などで本町の環境情報を提供しています。

本町のホームページや広報紙などでは、環境情報の提供や、環境問題についての啓発を行っています。

第3章

計画の目標

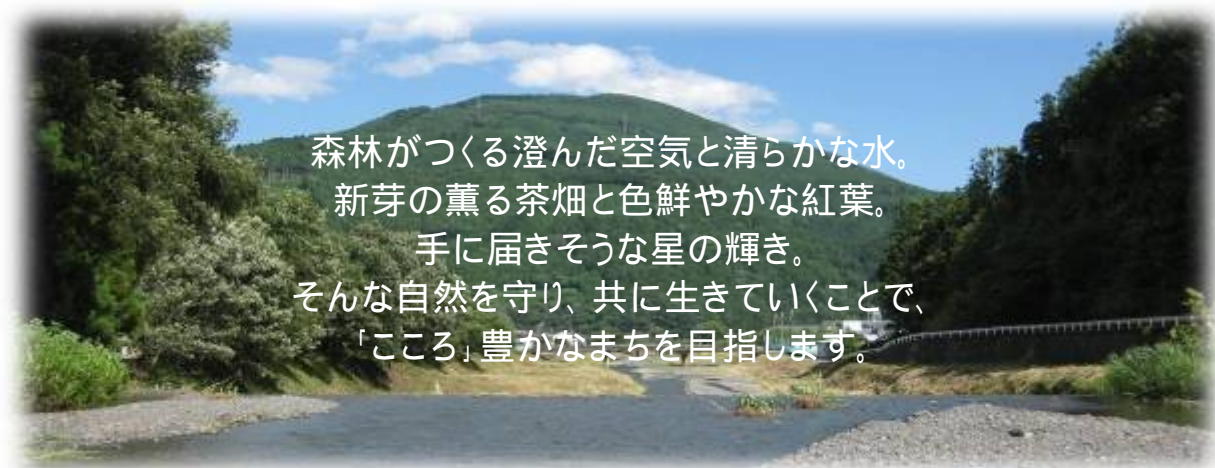
本章では、長期的な視点のもと、本町が目指すべき20～30年後の「望ましい環境像」を定めます。また、望ましい環境像を実現するための「環境目標」を示します。



第1節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本町がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。今後、20～30年後の環境像を「望ましい環境像」として設定します。

「自然と共生する豊かなまち 川根本町」



第2節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、この環境目標のもとに、具体的な施策を展開していきます。また、それぞれの環境目標が目指すイメージ像を示します。

1 自然と人々の営みが調和するまち

私たちは恵まれた本町の自然環境について学び、認識を深め、町民共通の財産として守り育てていき、自然と人々の営みが調和するまちを目指します。



【イメージ像】

持続可能な森林管理が行われ、町民や事業者がボランティアとして貢献している。

町の特産物である川根茶の香る茶畑が一面に広がり、茶畑には多くの観光客がやってきて、体験農業を楽しんでいる。水量が豊かで、水の濁りがない大井川の清流が蘇り、たくさんの魚や野鳥が生息している。

低地帯から高山帯まで多くの野生動植物が生息・生育しているが、外来種は極力排除されている。

里地里山の管理が行き届き、人と野生鳥獣とが共存・棲み分けをしている。

本州唯一の原生自然環境保全地域など、南アルプスの手つかずの自然が保護され、世界遺産登録への気運が高まっている。

本町の自然が大井川流域の「水と森の番人」として機能するとともに、下流域の人々との連携を図っている。

2 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち

快適な環境を保全・創造していくことは、そこに住む私たちの心を豊かにし、地域を魅力的にしていくことに繋がるため、人と自然、歴史文化などがふれあう美しいまちを目指します。



【イメージ像】

森林浴や体験農業、自然観察など多彩なエコツーリズム・グリーンツーリズムのプログラムが開発され、全国・世界中から人が訪れている。

子どもたちや大人が気軽に河川や森林に入り、四季折々のふれあい活動を楽しんでいる。

子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園や緑地が身近な場所に整備され、町民・事業者による管理が行われている。町全体が大井川の原風景と調和し、周囲の自然景観に溶け込んだ建物や工作物などに統一されている。

歴史や文化を学び守ろうという人が増え、地域のお祭りや吊橋などへの注目が高まっている。

3 おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち

生命の源であるおいしい水と空気を守り、人や動植物、生態系にとってうるおいのある健全な環境づくりを進めていきます。



【イメージ像】

公害に対する苦情を言う人は誰もいなくなっている。

鉄道やバスなど公共交通機関の利便性が向上し、低公害車など低炭素な交通機関を利用する人が増えている。

空気がきれいでも光害もなく、全国で最も星の観測に適した夜空となっている。

自動車の走行などによる騒音・振動がない一方で、SLの警笛が山々にこだまして聞こえ、お茶の香りを楽しむことができる。

合併処理浄化槽を設置する家庭が増え、川の水がきれいになっている。

町民・事業者の意識が高まり、洗剤の使用量など排水の流し方に配慮するようになっている。

4 資源・エネルギーを大切にすまち

自分たちの行動が地球環境にも影響を与えていることを町民一人ひとりが自覚し、地球環境保全に向けた取り組みの実践に努めていきます。



【イメージ像】

ごみの減量と再資源化が進み、町民1人当たりのごみの量は大きく減少している。
町民全員がマイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を使う店舗はなくなっている。
町内の全地区で廃食用油の回収が行われ、リサイクル利用されている。
間伐材や農業・畜産物などが再生可能なエネルギーとして広く利用されている。
町・町民・事業者が協力・連携し、不法投棄は未然に防がれている。
町民や観光客の意識が高まり、ポイ捨てごみはどこにも見当たらない。
緑のカーテンや省エネ機器の利用などが浸透し、省エネ型のライフスタイルが基本となっている。
ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムが浸透し、環境負荷の低減が図られている。
風力発電や太陽光発電に加え、薪ストーブなどの木質バイオマスや小規模水力発電など、本町に合った新エネルギーが導入されている。
森林の適正管理などにより、二酸化炭素の固定化能力を高め、地球温暖化に貢献している。

5 森林の恵みに感謝する心を育てるまち

町・町民・事業者が環境の恵みについての基本的な知識を修得し、理解を深め、環境の保全及び創造に向けた意欲を持つための支援や情報提供、人材の育成を図っていきます。



【イメージ像】

老若男女を問わず、環境教育・環境学習が生活の一部として定着している。
森林セラピーや森林レクリエーションなど、森林を活用した環境教育が進められている。
環境保全に取り組むボランティア団体の活動が活発化し、環境リーダーとして活躍している。
ブロードバンドが全世帯に普及し、どこからでも環境情報が利用できるようになっている。

第4章

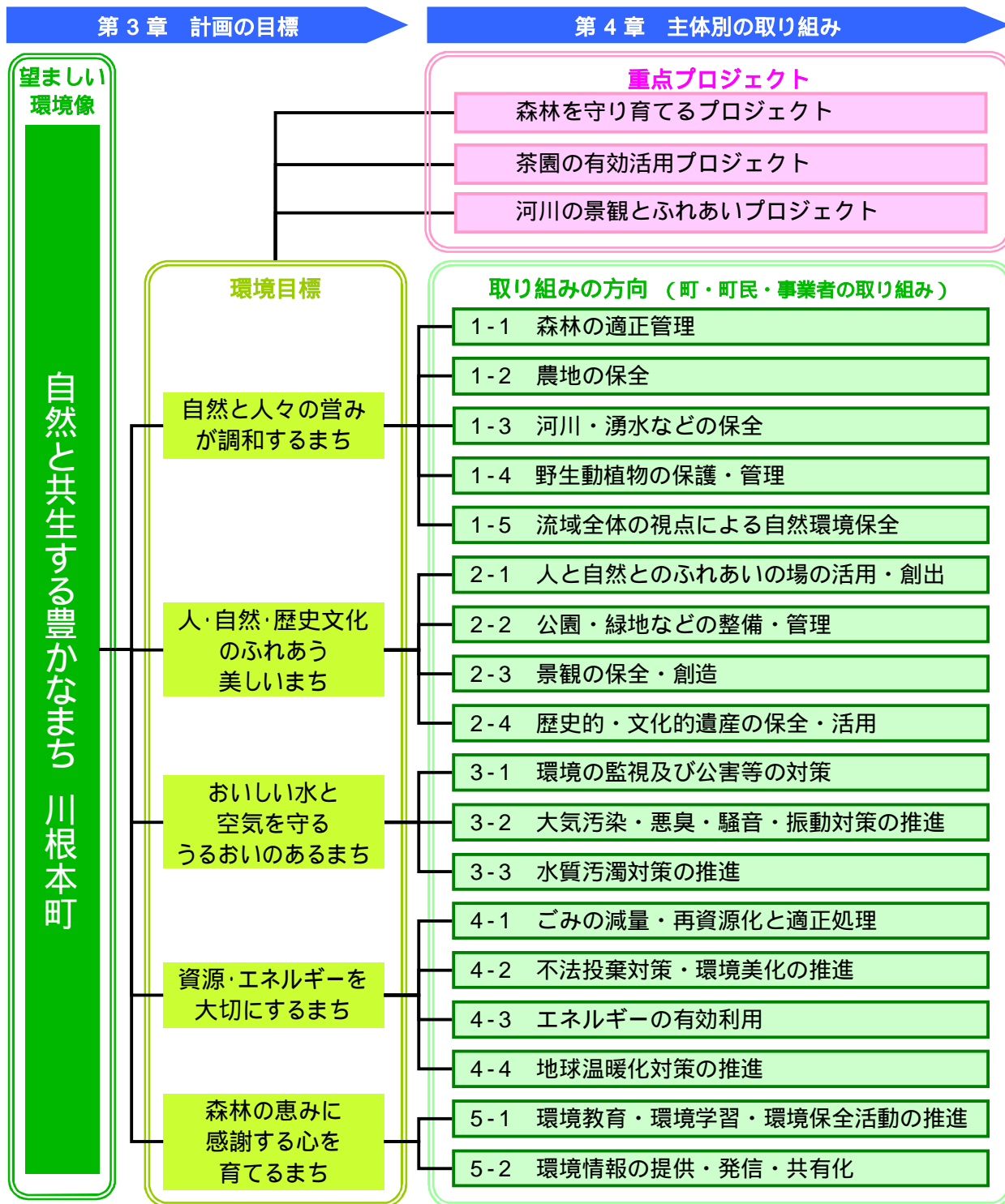
主体別の取り組み

本章では、町・町民・事業者それぞれの立場での取り組みを示すとともに、優先的・重点的に取り組むべきものは重点プロジェクトとしてまとめます。さらに、目標をわかりやすく示すため、数値目標を設定します。



第1節 主体別の取り組みの展開

20～30年後の望ましい環境像や環境目標など、第3章で掲げた計画の目標を達成するため、第4章では、今後10年間に各主体（町・町民・事業者）が取り組むべき内容を体系的にまとめます。なお、環境目標の達成のため、3つの重点プロジェクト（第2節）18の取り組みの方向（第3節）を設定し、町・町民・事業者の取り組みを推進していきます。



第2節 重点プロジェクト

望ましい環境像や環境目標の実現に向け、個別の環境問題に即して展開されている施策のうち、総合的かつ横断的な推進が必要なものや、特に重要で早急に取り組む必要があるものについて、重点プロジェクトとして位置付け、それらの背景やプロジェクトの考え方、各主体に期待される取り組みについて提示します。

森林を守り育てるプロジェクト

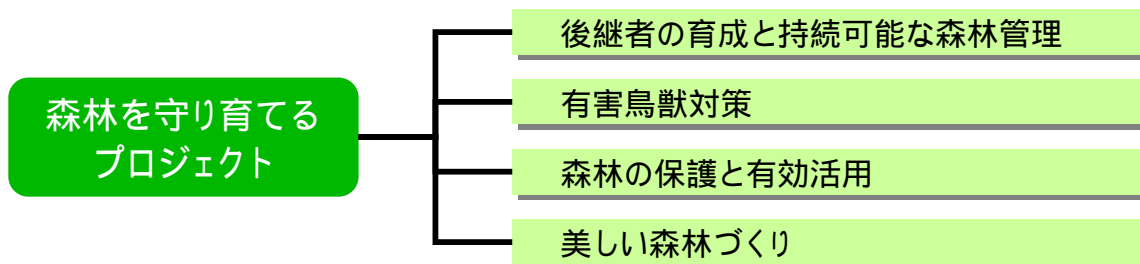
(1) プロジェクトの背景

- ▶ 本町の面積の約94%が森林です。これらの森林は木材などの生産のほか、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収したり、水を育む力などの多面的な機能を有する貴重な財産です。
- ▶ 林業はかつて非常に盛んで、スギ・ヒノキの人工林が育っていますが、若者の流出や材価低迷などによって林家数は年々減少しています。また、急傾斜地等の作業条件の厳しい森林が多いこと、林道整備や機械化の遅れなどが経営意欲の減退を引き起こしており、後継者不足、林業労務者の高齢化などが深刻な課題となっています。
- ▶ シカ、カモシカ、サル、イノシシなどによる農作物や林産物などへの被害が増加しています。その原因のひとつとしては、高齢化などにより狩猟者数が減少していることや、里山などの荒廃により、野生鳥獣が人の住むエリアにまで生息範囲を拡大していることが考えられます。
- ▶ 本町の大井川源流部は、本州で唯一、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定されており、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持しています。また、ハイマツ群落やライチョウなどはじめ、貴重な動植物も数多く生育・生息しています。



(2) 重点項目

豊かな森林を将来の世代に引き継いでいくため、後継者の育成や持続可能な森林管理、野生鳥獣への対策、森林の保護と有効活用、美しい森林づくりなどを重点項目として推進していきます。



(3) 各主体に期待される取り組み

後継者の育成と持続可能な森林管理

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	森林の管理が難しい森林所有者へのサポート・アドバイスをを行います。	産業課	1-1
	環境、社会、経済すべてに配慮した施業を行い、継続可能な森林管理を目指して、FSC 森林認証の認証面積の拡大、CoC 認証（加工、流通認証）取得の推進、普及啓発を図ります。（森林認証事業）	産業課	1-1
	森林ボランティアをはじめとする自然保全活動に取り組むボランティア団体の育成を支援し、その活動が普及・拡大するよう、活動の場の提供や団体間の交流を促進します。	企画課 産業課	5-1
町民	森林保護のためのボランティア活動に参加・協力します。		1-1
事業者	森林保護のためのボランティア活動に参加・協力します。		1-1
(所有者)	FSC 森林認証や CoC 認証（加工、流通認証）の取得に取り組めます。		1-1

注) 表中の「方向」は、「取り組みの方向」の番号を示します。

有害鳥獣対策

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	被害実態調査を実施し、有害鳥獣の計画的な捕獲・駆除及び被害防止対策を推進します。	産業課	1-4
	野生鳥獣の防除のための対策を町民・事業者に提供し啓発します。	産業課	1-4
事業者 (所有者)	防護柵や防護ネットなどの活用により、野生鳥獣による被害を減らします。		1-4

森林の保護と有効活用

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	国・県と連携し、奥大井県立自然公園や原生自然環境保全地域を含めた動植物などの自然環境の保全に努めます。	商工観光課	1-4
	森林が人々の交流の場となるよう「交流の森」として森林を開放し、アクセス道路や歩道の整備を実施します。	産業課、建設課	1-1
	森林セラピーや森林レクリエーションなど、森林を活用した環境教育を推進し、様々な形態による森林資源の利活用を図ります。	産業課、生活健康課	5-1
町民	森林が好きになってもらえるように、森林や林の中での遊びを子供に伝えます。		1-1
	動植物の保護・保全活動を町全体に広げ、その結果を報告します。		1-4
事業者 (所有者)	子どもに対する森林体験教室を実施します。		5-1
	里山の適正な管理を実施することにより、人と野生鳥獣が自然の中で共存できる環境づくりを行います。		1-1 1-4

美しい森林づくり

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	観光のための林道の景観間伐を促進し、混交林化や広葉樹林化を促進します。	産業課、商工観光課	2-3
	荒廃森林の除間伐や景観伐採を進めるなど、森林景観の保持・形成を図り、町を代表する景観の保全に努めます。	企画課、産業課	2-3
町民	敷地内の巨樹・巨木、屋敷林などを保護します。		2-3
事業者 (所有者)	道路沿いの景観間伐を実施し、混交林化や広葉樹林化を推進します。		2-3

茶園の有効活用プロジェクト

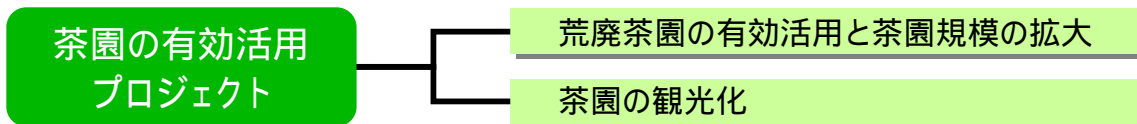
(1) プロジェクトの背景

- ▶ 本町の特産物であるお茶は、農林水産大臣賞や産地賞をはじめ数々の輝かしい賞を受賞するなど、全国的に知られている「川根茶」の産地であり、農業産出額はお茶が全体の約95%を占めています。しかし、近年では過疎化や兼業化が進み、農業従業者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。農家数は年々減少し、農家数の減少に伴って樹園地を主体とする耕地面積も減少しています。耕作放棄地も多く、平成20年度の耕作放棄地面積は約25haでした。
- ▶ 静岡県が平成20年3月にまとめた「静岡県戦略課題研究『大井川・伊豆』研究報告書」によると、車窓景観における茶園の出現頻度は、県内の代表的な中山間茶産地である安倍川流域や天竜川流域などと比べて高く、茶園景観の評価としては、山間部の景観、丘陵から見下ろせる景観の評価が高くなりました。しかし、高齢化や後継者不足などの影響により、放棄・遊休農地などが増えており、景観を阻害する要因となっています。
- ▶ アンケート調査によると、環境による地域活性化として、「エコツーリズム」への期待が多くなっています。



(2) 重点項目

荒廃茶園の有効活用やエコツーリズムを取り入れた茶園の観光化などを重点項目として推進し、茶園を有効活用していきます。



(3) 各主体に期待される取り組み

荒廃茶園の有効活用と茶園規模の拡大

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	荒廃茶園の有効活用、利用されていない遊休土地の有効かつ適切な土地利用の促進に努めます。	産業課	1-2
	耕作放棄地の減少に向け、地域自らや地域団体が実施する取り組みを支援します。	産業課	1-2
	経営規模の拡大や作業効率の向上、耕作放棄農地や遊休農地を増加させないために、農協等と協力して農地銀行の業務を拡充するなど、より一層の農地の有効活用を推進します。	産業課	1-2
町民	お茶の地産地消への協力を行います。		1-2
事業者 (生産者)	保全の難しい農地が地区内に発生した場合、近隣で助け合うようにします。		1-2
	やむを得ず放棄された農地は作目の転換を検討します。		1-2
	耕作放棄地の登録と支援に協力します。		1-2
	機械化での収穫が可能な茶畑に改植することで、経営基盤を強化します。		1-2

注) 表中の「方向」は、「取り組みの方向」の番号を示します。

茶園の観光化

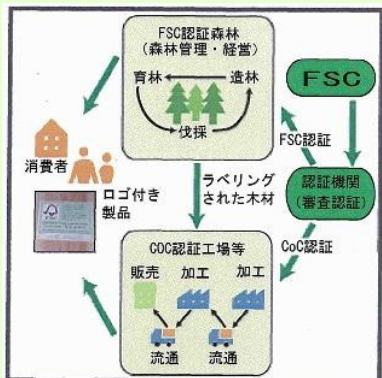
主体	取り組み内容	担当課	方向
町	茶園に観光客を呼び込み、お茶摘み、お茶もみ、試飲などの農業体験を推進します。	商工観光課、産業課	1-2 2-1
町民	市民農園として茶園を利用します。		1-2
	お茶について知識を習得し、町外者へのPRを行います。		1-2
事業者 (生産者)	茶園を持つ楽しさと、収穫のよこびを味わうことのできる茶園の市民農園的な活用を図ります。		1-2
	茶園はグリーンツーリズムを取り入れ、改植・刈りならし・茶摘みなどさまざまな体験学習や環境学習に活用します。		1-2
	茶園で農業体験ができるように、プログラムの開発や場所の整備・PRなどを行います。		1-2 2-1

FSC 森林認証

FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会) は、世界中全ての森林を対象とし、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかない、経済的にも継続可能な森林管理を推進することを目的としています。このような森林管理がなされているかどうかを信頼できるシステムで評価し、適切な管理がなされている森林を認証します。



また、このような森林から産出された木材・木材製品には独自のロゴマークを付け、認証を受けた森林から来ていることを保障するものです。このロゴマークの付いた製品を幅広く流通させることにより、世界の森林保全へ向け、森林管理者から、木材・木材製品の消費者に至るさまざまな関係者を一体化しようとする取り組みです。



FSC 森林認証のしくみ



FSC 森林認証を受けた森林

【資料：川根本町ホームページ】

河川の景観とふれあいプロジェクト

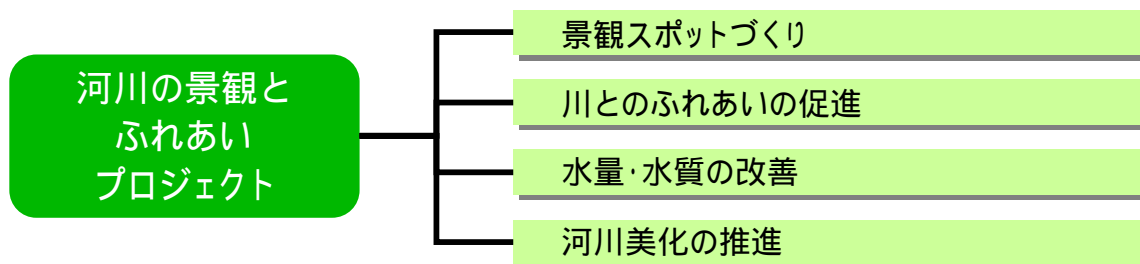
(1) プロジェクトの背景

- 大井川沿いには、数多くの河成段丘や穿入蛇行河川、茶畑景観、鉄道の景観などがあります。特に茶畑、鉄道、大井川・寸又川、背景としての山岳・森林などは本町を代表する景観要素です。平成21年1月には、大井川の河川景観、川根茶の香る茶畑、FSC森林認証の取得などによる環境に配慮したまちづくりが評価されて、本町が「にほんの里100選」に選定されました。
- 大井川の本支流には数多くのキャンプ場が整備されており、川ではカヌーや釣り、水遊びなどを楽しむことができます。
- ダムは発電や洪水調節など、私たちに多くの恩恵を与えていると同時に、河川流量の減少や河床の上昇、ダム湖への堆積土砂、流出土砂の減少による海岸浸食などが大きな問題となっています。また、大井川流域には町の鳥であるヤマセミなどの鳥類をはじめ、アユやアマゴなどの魚も生息していますが、昔に比べて魚の数や種類が減ったという声も聞かれます。
- 大井川の水質(BOD(生物化学的酸素要求量))はとて低くきれいな水ですが、土砂などにより水が濁ることがあります。
- 合併処理浄化槽の整備が年々進み、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。しかし、未だ生活排水の約6割が直接河川などに流れ込んでおり、今後も合併処理浄化槽の整備が必要です。



(2) 重点項目

景観スポットづくり、川とのふれあいの促進、水量・水質の改善、河川美化の推進などを重点項目として推進し、河川と人とのつながりを強化していきます。



(3) 各主体に期待される取り組み

景観スポットづくり

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	町内の優れた眺望点などを広く募集し、景観スポットとして位置づけて活用を図ります。	企画課	2-3
	幹線道路に沿って、観光客が車を止め、大井川や茶畑、SLなどの景観を楽しむことのできる場所(ビューポイント)の整備を促進します。	商工観光課、 企画課 建設課	2-3
町民	町内の優れた眺望点(景観スポット)の募集や保全活動に協力します。		2-3

注) 表中の「方向」は、「取り組みの方向」の番号を示します。

川とのふれあいの促進

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	うるおいのある河川周辺の整備に向けて、水辺の自然環境の保全と回復を図り、親水護岸の導入など、河川敷を活用した水辺空間の創出を促進します。	建設課	1-3
	川の環境を知るための観察会を実施します。	企画課	2-1
	ごみの持ち帰り、ポイ捨て禁止等の看板の設置を充実させます。	生活健康課	2-1
	身近な水辺に生息する動植物や魚類、昆虫などを保護し、誰もが楽しめる水辺空間を整備します。	企画課	1-4
町民	川の環境を知るための観察会に参加します。		2-1
	キャンプ、バーベキューを行った後のごみの持ち帰りを徹底します。		2-1
	河川での遊びの中で、大井川に愛着を持ちます。		1-3

水量・水質の改善

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	国・県・発電、下流の利水者などと協働し、河川環境の保全を行うとともに、流域全体として河川環境の改善を推進します。	企画課	1-5
	流域市町と連携し、要望、陳情活動、現状調査を行い、大井川の濁水対策、流況改善を図ります。	企画課	1-5
	生活排水による河川環境への負荷軽減のため、家庭でできる浄化対策を紹介するなど水質保全への意識の高揚を図り、地域住民による河川美化活動を支援します。	生活健康課、建設課	3-3
	家庭での生活排水やし尿の適正な処理のため、合併処理浄化槽の設置補助を引き続き実施し、生活排水処理施設等の整備を進めます。	生活健康課	3-3
	災害の防止と、河川本来が有する浄化作用や豊かな自然環境を保全するため、自然に配慮した排水路及び河川改修工事を行います。	建設課	1-3
町民	合併処理浄化槽の整備に協力し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に更新します。		3-3
	ごみを排水口に流さない、できるだけ洗剤は使用しないなど、環境への負荷の少ないエコクッキングを実践します。		3-3
事業者	事業排水に対応した汚水処理設備を設置するとともに、事業活動に伴う水質汚濁物質を減らします。		3-3
	農産物の有機農法・減農薬の推進を図ります。		1-2 3-3

河川美化の推進

主体	取り組み内容	担当課	方向
町	住民による河川美化・保全活動を推進するため、自治会や小・中・高校などの河川環境保全に取り組む組織や、ボランティアグループなどの自主的な河川美化活動を支援します。	企画課、教育総務課	1-3
	町内の河川美化活動や生物・植物育成などを町民との協働により検討します。	企画課	1-3
町民	河川の整備活動に参加・協力します。		1-3
	地域で水辺の保全問題について話し合いを行います。		1-3
事業者	河川の整備活動に参加・協力します。		1-3

第3節 町・町民・事業者の取り組み

取り組みの方向ごとに、町・町民・事業者の具体的な取り組み内容を示します。また、数値目標を掲げることにより、達成目標や成果などを明確にします。

なお、各項目の見方は以下のとおりです。

【各項目の見方】

環境目標

「1 自然と人々の営みが調和するまち」「2 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち」「3 おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち」「4 資源・エネルギーを大切にすまち」「5 森林の恵みに感謝する心を育てるまち」の5つの環境目標を掲げています。

取り組みの方向

5つの環境目標の下に「1-1 森林の適正管理」から「5-2 環境情報の提供・発信・共有化」までの18個の取り組みの方向を掲げています。

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

取り組みの方向ごとに環境の現状と課題、取り組み方針をまとめています。

(2)町の取り組み

町が行う取り組み内容、担当課名を示しています。

* 「印(太字)」及び《プロジェクト》:重点プロジェクトとして位置づけられている取り組みを示す。

* 【再掲 - 】:「取り組みの方向 - 」に再掲されていることを示す。

(3)町民の取り組み ・ (4)事業者の取り組み

町民及び事業者の取り組み内容を示しています。

(5)数値目標

数値目標として掲げている環境指標、基準値、目標値、担当課を示しています。

1 自然と人々の営みが調和するまち

1-1 森林の適正管理

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 町面積に占める森林面積の割合は約94%で、そのうち国有林が約58%を占めているなど、本町には広大な森林があります。しかし、近年は林家数が減少し、担い手不足や林業労務者の高齢化などが課題となっています。
- アンケート結果によると、森林の管理について高齢者を中心に関心を持っている人が多く、その一方で満足度が低くなっています。また、「森林の保全」などの環境施策や、環境による地域活性化として「持続可能な農林水産業の振興」について町民の期待が大きいことから、これらの重点的な取り組みを図っていきます。
- 今後は、木材・間伐材の需要拡大、生産基盤の整備と人材育成、森林の有効利用と意識啓発などにより、広大な森林を適正に管理します。



(2)町の取り組み

森林の適正管理

環境、社会、経済すべてに配慮した施業を行い、継続可能な森林管理を目指して、FSC 森林認証の認証面積の拡大、COC 認証（加工、流通認証）取得の推進、普及啓発を図ります。《プロジェクト》	産業課
森林の管理が難しい森林所有者へのサポート・アドバイスをを行います。《プロジェクト》	産業課
国・県の各種補助事業に加えて、町単独の補助を行うなど、荒廃森林の除間伐や針広混交林化、広葉樹林化などを促進します。	産業課
治山事業の実施などによる森林の保全・育成に努め、森林の保水力の向上を図ります。	建設課
高性能林業機械を導入するなど、効率的施業を実施します。	産業課
県に対し、森林づくり県民税による事業の継続的な実施を要望するなど、恒久的な森林環境の保全に向けた働きかけを行います。	産業課
森林の適正な管理のための作業路の開設などを推進します。	産業課
花粉の低減に向けて、少花粉スギ林や広葉樹林等への転換を促進します。	産業課

木材・間伐材の需要拡大

計画的な造林作業を行い、建築家や工務店と連携した高品質の地元産材木の家づくりを推進します。	産業課、建設課
公共施設の建設には可能な限り地元産材木を使用することに努めます。	産業課、建設課
需要拡大を図るため、新築家屋に地元産材木を使用した場合の補助金の交付や、「柱」プレゼント事業などを実施します。	産業課、建設課
地元産材木を使用し、環境にも配慮した家づくりに加え、高齢者や障害のある人にも使いやすい住宅の建築を促進していきます。	建設課、産業課
間伐材の有効活用を進め、間伐材や製材所端材などを有効活用した木質バイオマスエネルギーシステムの構築を検討します。	産業課、企画課
林道法面などに間伐材を利用した丸太柵工を施工します。（林道開設事業）	建設課、産業課

生産基盤の整備と人材育成

林業経営の安定を図るため、林業生産基盤と林道の整備を行います。	建設課、産業課
林道・施業道・作業道の計画的な整備を進め、簡易作業路・自力作業道についても、県・町補助金の活用を含めた整備を推進します。	建設課、産業課
林業後継者と労働力の確保を図るため、技術講習会等への参加を支援するなど、機械化に対応した人材の確保・育成に努めます。	産業課
計画的な森林管理を支援するとともに、環境学習指導員や森林ボランティアの育成を図ります。	産業課

森林の有効利用と意識啓発

森林が人々の交流の場となるよう「交流の森」として森林を開放し、アクセス道路や歩道の整備を実施します。《プロジェクト》	産業課、建設課
森林組合や林業家、小中高等学校と連携し、森林環境の保全に対する理解を深めるための植林や間伐、枝打ち、下草刈り、炭焼き、しいたけ栽培などの体験の場を提供します。	産業課、教育総務課
関係機関等と連携し、森林セラピーについて研究します。	産業課、生活健康課
公益的機能を持った森林を守り育てていく「水と森の番人」であることを誇りに思えるよう、広報やホームページなどを活用して町民の意識の高揚を図ります。	産業課

(3) 町民の取り組み

森林保護のためのボランティア活動に参加・協力します。《プロジェクト》
森林が好きになってもらえるように、森林や林の中での遊びを子供に伝えます。《プロジェクト》

(4) 事業者の取り組み

FSC 森林認証や CoC 認証（加工、流通認証）の取得に取り組みます。《プロジェクト》
里山の適正な管理を実施することにより、人と野生鳥獣が自然の中で共存できる環境づくりを行います【再掲 1-4】。《プロジェクト》
森林保護のためのボランティア活動に参加・協力します。《プロジェクト》
山林所有者は「森の力再生事業」や補助金制度を利用するとともに、森林管理を行います。自然の法則を無視せず、無理のない森林の管理法を研究・実施するように努めます。
森林組合は補助制度などの周知に努力し、森林管理の必要性を啓発します。
間伐材の有効利用を図ります。
天然林の保護、復元、そして保全を推進します。
貴重な動植物が生息・生育できる森林づくりを行います【再掲 1-4】。
林内道路は車道だけでなく、歩道の整備にも取り組みます。
森林の中で育まれた技術を次代へ伝えます。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
林道総延長	201,301 m	H20	253,101 m	H31	建設課
FSC 森林認証森林面積	1,466 ha	H20	3,900 ha	H31	産業課
間伐事業実施面積	376 ha	H20	630 ha	H31	産業課
森林施業計画認定面積	1,012 ha	H20	3,900 ha	H31	産業課

1-2 農地の保全

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- ▶ 農家数や耕地面積は年々減少し、農業従事者の高齢化や担い手不足などに伴って、荒廃農地が増加傾向にあります。しかし、農地は多様な生物の保護、潤いある住環境の構築等の観点からとても重要です。
- ▶ 今後は、農地の保全と活用、生産基盤の整備と人材育成、食育・地産地消の推進、観光農園の整備などにより、茶園などの農地を守ります。



(2)町の取り組み

農地の保全と活用

荒廃茶園の有効活用、利用されていない遊休土地の有効かつ適切な土地利用の促進に努めます。《プロジェクト》	産業課
耕作放棄地の減少に向け、地域自らや地域団体が実施する取り組みを支援します。《プロジェクト》	産業課
農地が持つ浄化・保水、災害防止などの機能を生かすため、農地の保全を図ります。	産業課

生産基盤の整備と人材育成

経営規模の拡大や作業効率の向上、耕作放棄農地や遊休農地を増加させないために、農協等と協力して農地銀行の業務を拡充するなど、より一層の農地の有効活用を推進します。《プロジェクト》	産業課
農業経営の安定を図るため、農道の新設や改良、排水路設置など、集落を単位とした農業生産基盤の整備を計画的に実施します。	産業課、建設課
優れた経営感覚を持った意欲的な農業経営者の育成に向け、研修や異業種との交流機会の拡大などを促進します。	産業課
ビジネスとしての農業経営を積極的に展開する、農業経営体の育成強化を図るための調査、指導を促進します。	産業課
新規就農者の技術・知識の取得のための研修など、担い手が参入しやすい仕組みづくりを検討します。	産業課
地域（共同体）等による農作業受委託の仕組みづくりを進め、様々な形での新規就農の在り方を検討します。	産業課

食育・地産地消の推進

教育委員会や学校、家庭、農家などが連携し、地元産の食材を使った給食や家庭での料理などの食育を進めます。	教育総務課、産業課、生活健康課
---	-----------------

観光農園の整備

茶園に観光客を呼び込み、お茶摘み、お茶もみ、試飲などの農業体験を推進します【再掲 2-1】。《プロジェクト》	商工観光課、産業課
販売促進につながるシステムを検討します【再掲 2-1】。	商工観光課、産業課
農村の日々の暮らしについて学べる場をつくります【再掲 2-1】。	産業課

(3) 町民の取り組み

- お茶の地産地消への協力を行います。《プロジェクト》
- 市民農園として茶園を利用します。《プロジェクト》
- お茶について知識を習得し、町外者へのPRを行います。《プロジェクト》
- 家庭菜園レベルで生産される野菜を集めて、町内で消費する地産地消を目指します。
- 農作物の収穫の楽しさを子供と一緒に体験します。

(4) 事業者の取り組み

- 保全の難しい農地が地区内に発生した場合、近隣で助け合うようにします。《プロジェクト》
- 耕作放棄地の登録と支援に協力します。《プロジェクト》
- 農産物の有機農業・減農薬の推進を図ります【再掲3-3】。《プロジェクト》
- 茶園を持つ楽しさと、収穫のよこびを味わうことのできる茶園の市民農園的な活用を図ります。《プロジェクト》
- 茶園はグリーンツーリズムを取り入れ、改植・刈りならし・茶摘みなどさまざまな体験学習や環境学習に活用します。《プロジェクト》
- 機械化での収穫が可能な茶畑に改植することで、経営基盤を強化します。《プロジェクト》
- 茶園で農業体験ができるように、プログラムの開発や場所の整備・PRなどを行います。【再掲2-1】《プロジェクト》
- やむを得ず放棄された農地は作目の転換を検討します。《プロジェクト》
- 家庭菜園の環境が無く、やりたくてもできない人への農地の貸し出しを行います。
- 土地にあった名産品の栽培と販売を行います。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
認定農家への農地集積面積	95 ha	H20	173 ha	H27	産業課
市民農園区画数	46 区画	H20	100 区画	H31	産業課

石ころ・砂図鑑（川根本町編）をつくる

大井川の河原には、いろいろな石が見られます。平成21年の8月に開催した「ネイチャーウォッチング（自然観察会）」では、普段はあまり気にすることのないこれらの石にスポットをあて、石の種類や形などから川根本町の地形がどのように成り立ってきたのかを学びました。また、現地の砂（大井川）のほか、県内のさまざまな海岸や河川などの砂サンプルを地図上に貼って砂図鑑を作成しました。砂の色が場所によって違うのは、砂が運ばれてくる上流の石の種類の違いであることが分かりました。



いろいろな石がある河原



石ころ観察



砂図鑑づくり

1-3 河川・湧水などの保全

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 町内を流れる大井川は、峡谷、穿入蛇行、還流丘陵、河岸段丘などの特徴的な地形が数多く見られる、いわば「地形の博物館」です。また、「水の郷百選」や「静岡県のみずべ100選」などにも選定されるなど、良好な河川環境が残っています。
- 大井川はその昔、町民生活と密接な関わりがありましたが、ダム建設や交通網の整備、ライフスタイルの変化により、現在ではその関わりが薄らいでいます。さらにアンケート結果によると、町民が最も大切にしたい環境として「大井川」が選ばれています。このため、本町の環境のシンボルになっている大井川の特徴を捉え、大切な環境資源として保全していくことが求められます。
- ダムの設置により、水の濁りや河川流量の減少、河床の上昇、ダム湖への堆積土砂などが大きな問題となっています。関係機関との連携を図りながら、昔のような大井川の環境に近づけ、大井川と人との関わりを深めていけるような取り組みの展開が必要です。
- 昔より湧水量が減少している湧水が多いですが、「ときどんの池」や「小長井の湧水」では今も通年で湧水があります。上水道の普及により、湧水の存在は薄いものになりつつありますが、貴重な水資源として保全していくことが必要です。
- 今後は、河川の保全・整備、河川の保全活動と有効利用、水資源の有効活用により、大井川をはじめとする河川や貴重な湧水を守ります。



(2)町の取り組み

河川の保全・整備

災害の防止と河川本来が有する浄化作用や豊かな自然環境を保全するため、自然に配慮した排水路及び河川改修工事を行います。《プロジェクト》	建設課
うるおいのある河川周辺の整備に向けて、水辺の自然環境の保全と回復を図り、親水護岸の導入など、河川敷を活用した水辺空間の創出を促進します。《プロジェクト》	建設課
町の河川環境の整備方針を関係機関と協議し、堆積土砂排除や下流部への流砂を計画的に進めるなど、健全な河川環境の整備を促進します。	建設課
河川改修にあたっては多自然型工法の採用など、自然環境や景観に配慮します。	建設課
河川の水質保全意識の高揚を図り、合併処理浄化槽の計画的な補助整備や環境にやさしい洗剤の使用など、家庭排水浄化の取り組みを進めます。	生活健康課

河川の保全活動と有効利用

住民による河川美化・保全活動を推進するため、自治会や小・中・高校などの河川環境保全に取り組む組織や、ボランティアグループなどの自主的な河川美化活動を支援します。《プロジェクト》	企画課、教育総務課
町内の河川美化活動や生物・植物育成などを町民との協働により検討します。《プロジェクト》	企画課
ダム湖や大井川本流、溪流などを利用したボートやカヌー、魚釣りなどの利用を促進します。	生涯学習課
大井川や接岨湖などをイベントやスポーツ大会等に利用するなど、水辺の柔軟な利用の拡大を図ります。	生涯学習課

水資源の有効活用

広報やホームページなどを活用し、水資源を大切に使用するための啓発
を図ります。 企画課

(3)町民の取り組み

河川の整備活動に参加・協力します。《ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ》
地域で水辺の保全問題について話し合いを行います。《ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ》
河川での遊びの中で、大井川に愛着を持ちます。《ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ》
家庭から出る生活排水の浄化を心がけます。
町民の有志により、湧水地点の整備を行います。

(4)事業者の取り組み

河川の整備活動に参加・協力します。《ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ》

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
河川清掃参加者数	2,097 人/年	H20	2,400 人/年	H25	建設課
河川愛護活動実施回数	27 日/年	H20	34 日/年	H25	建設課
河川愛護活動実施団体数	25 団体	H20	34 団体	H25	建設課
大井川の濁水の苦情件数	1 件/年	H20	0 件/年	H25	企画課
上水道有収水率	96.8%	H20	100%	H29	建設課

川の生きものを調べて水質を判定する

川の底に生息している水生生物を採集・観察することによって、川の水質を調査することができます。平成 21 年度に開催した「ネイチャーウォッチング(自然観察会)」では、長尾川が大井川に合流する地点で観察を行いました。当日はカワゲラ、ヒラタカゲロウ、コガタシマトビケラなどの指標生物が観察でき、水質は「きれいな水」と判定されました。また、指標生物以外ではガガンボ、トビイロカゲロウ、ヤゴの仲間、カワヨシノボリ、シマドジョウなどが確認されました。



水生生物の採集



水生生物の観察



ヒラタカゲロウ

1-4 野生動植物の保護・管理

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 低地帯から高山帯の多様な植生や、大井川源流部の原生自然環境保全地域、貴重な植生や植物群落、巨樹を保全し、将来の世代に継承していくことが必要です。
- 町内では4,134種の動植物が確認され、このうち、絶滅の可能性のある動植物として220種が該当します。動植物の生育・生息や絶滅の可能性のある種について情報収集するなど、生物多様性の確保や保全に向けた対策の検討が必要です。
- 特定外来生物に指定されている動植物が確認されており、地域固有の生態系を保全していくためには、外来生物への対策が求められます。
- シカ、カモシカ、サル、イノシシなどによる農作物などへの被害が増加しています。有害鳥獣として駆除するだけでなく、被害から守るための対策、森林や農地の適正管理など、地域生態系のバランスを考慮しながら野生動物と人間との共生を図っていく必要があります。
- 今後は、動植物の保護・保全、生態系のバランスを考慮した野生鳥獣との共生により、本町の貴重な動植物を守り、生物多様性を確保します。



(2)町の取り組み

動植物の保護・保全

国・県と連携し、奥大井県立自然公園や原生自然環境保全地域を含めた動植物などの自然環境の保全に努めます。《プロジェクト》	商工観光課
身近な水辺に生息する動植物や魚類、昆虫などを保護し、誰もが楽しめる水辺空間を整備します。《プロジェクト》	企画課
貴重な動植物を保護・保全するため、パンフレットや看板等による意識の啓発を行います。	産業課
生涯学習などで貴重な動植物に関する勉強会を開催します。	生涯学習課

外来種の防除・野生鳥獣との共存

被害実態調査を実施し、有害鳥獣の計画的な捕獲・駆除及び被害防止対策を推進します。《プロジェクト》	産業課
野生鳥獣の防除のための対策を町民・事業者に提供し啓発します。《プロジェクト》	産業課
生態系に悪影響を及ぼす恐れのある特定外来生物の被害状況の把握に努め、適切な防除に取り組みます。	産業課

(3)町民の取り組み

動植物の保護・保全活動を町全体に広げ、その結果を報告します。《プロジェクト》
町内に生息・生育する動植物に関心を持ち、知り、大切にします。
町民参加による自然環境（動植物）調査に参加します。
貴重な植物の盗掘を防ぐためのパトロールを実施します。

(4)事業者の取り組み

防護柵や防護ネットなどの活用により、野生鳥獣による被害を減らします。《プロジェクト》
里山の適正な管理を実施することにより、人と野生鳥獣が自然の中で共存できる環境づくりを行います【再掲1-1】。《プロジェクト》
貴重な動植物が生息・生育できる森林づくりを行います【再掲1-1】。

1-5 流域全体の視点による自然環境保全

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- ▶ 本町は大井川の上・中流域にあたり、町内の広大な森林やダムによって多くの水資源が蓄えられ、下流域の農業用水や工業用水、生活用水などに利用されています。このほか、森林には動植物の生息・生育場所や大気浄化、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有しており、これらの環境は流域全体の環境資源とも位置づけられます。
- ▶ 今後は、流域全体の環境資源を守る「水と森の番人」としての役割を担い、流域市町との連携や交流を深めていきます。



(2)町の取り組み

国・県・発電、下流の利水者などと協働し、河川環境の保全を行うとともに、流域全体として河川環境の改善を推進します。《プロジェクト》	企画課
流域市町と連携し、要望、陳情活動、現状調査を行い、大井川の濁水対策、流況改善を図ります。《プロジェクト》	企画課
ダム上流部の堆積土砂の除去だけでなく、下流沿岸部への流砂を促進し、本来の大井川の姿を取り戻すため、大井川流域の住民が一体となって関係機関に働きかけを行います。	企画課、建設課
自然環境を守るためのエコツーリズムや森林ボランティア活動、農業体験を盛り込むグリーンツーリズムなど、都市住民との様々な交流を促進します【再掲 5-1】。	商工観光課、産業課
自然環境を保全するため、土地利用に関する計画などに基づき、乱開発の防止や計画的な土地利用の促進に努めます。	企画課
南アルプスの世界自然遺産への登録に向け「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」により、関係自治体と協力して要望活動に取り組みます。	商工観光課
山・川・海の自然循環についての啓蒙を図り、水源について学ぶ観察会などを開催します。	企画課
景観形成や道路交通網の整備、大井川の環境や森林の保全などについて、周辺市町と連携した取り組みを充実・強化します。	企画課、建設課、産業課

(3)町民の取り組み

町の自然環境を利用し、暮らしの中における資源循環の仕組みを学びます。
山・川・海の自然循環についての啓蒙を図り、水源について学ぶ観察会などに参加します。
都市住民との交流を促進するような機会に参加します。

(4)事業者の取り組み

エコツーリズムなど、都市住民との交流を促進するような場所や機会の提供を行います。
土地利用は計画的に行い、自然環境に大きな影響を与えるような開発は行いません。
山・川・海の自然循環に配慮し、森林の保全や水質の浄化、地下水汚染の防止など、流域全体の環境保全につながる事業活動を常に心がけます。

2 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち

2-1 人と自然とのふれあいの場の活用・創出

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- ▶ 自然とのふれあいの場として大井川やキャンプ場、自然観察のできるハイキングコース、紅葉スポットなどがあります。その他、身近な山や河川、森林などはふれあいの活動の場として捉えることができます。しかし、大井川の濁水や森林・農地の荒廃など、ふれあいの活動の場としての魅力を下げってしまう問題も発生しています。
- ▶ 美しい渓谷や温泉保養地、山岳、SL、星空など観光資源に恵まれており、本町を訪れる観光客は年間約53.6万人です。
- ▶ アンケート結果によると、環境による地域活性化として、エコツーリズムなどへの期待が大きくなっています。
- ▶ 今後は、エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進、ふれあいの場の整備・活用などにより、人と自然とのふれあいの活動を促進していきます。



(2)町の取り組み

エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進

茶園に観光客を呼び込み、お茶摘み、お茶もみ、試飲などの農業体験を推進します【再掲 1-2】。《プロジェクト》	商工観光課、産業課
奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に基づいたエコツーリズムの推進を図るため、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想連絡会やまちづくり観光協会、民間事業者や関係諸団体と連携します。	商工観光課
温泉保養地、SL、川根茶、自然などさまざまな観光資源を有効に結びつけた観光メニューを研究・考案し、ホームページやパンフレットなどによる効果的な情報発信を実施します。	商工観光課
近隣市町や旅行者と連携し、富士山静岡空港から南アルプスまでをつないだ、人と自然と触れ合える観光周遊ルートを検討・確立します。	商工観光課
森林浴と温泉との組み合わせや、町の特性を活かした体験観光など多様なプログラムの整備を図ります。	商工観光課
情報発信拠点の体制づくりを行います。	商工観光課
エコツーリズムやグリーンツーリズム、自然や農業体験観光などの担い手を確保するため、インタープリター等の育成を支援します。	商工観光課、産業課
販売促進につながるシステムを検討します【再掲 1-2】。	商工観光課、産業課
農村の日々の暮らしについて学べる場をつくります【再掲 1-2】。	産業課

ふれあいの場の整備・活用

川の環境を知るための観察会を実施します。《プロジェクト》	企画課
ごみの持ち帰り、ポイ捨て禁止等の看板の設置を充実させます。《プロジェクト》	生活健康課
体験学習が可能な施設の整備などについて検討します。	商工観光課
新たなハイキングルートの整備を行います。	商工観光課
森林の観察会を開催します。	商工観光課
なかかわね三ツ星天文台の利用を促進します。	商工観光課

(3)町民の取り組み

川の環境を知るための観察会に参加します。《プロジェクト》
キャンプ、バーベキューを行った後のごみの持ち帰りを徹底します。《プロジェクト》
集落間で結んでいた小路や山仕事の為の作業路の整備にボランティアとして協力します。 森林の観察会に参加します。

(4)事業者の取り組み

茶園で農業体験ができるように、プログラムの開発や場所の整備・PRなどを行います。【再掲1-2】《プロジェクト》
集落間の小路や山仕事のための作業路を再度、通行出来るよう整備します。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
インタープリターなどの数 (体験観光のイストラクター数)	59人	H20	70人	H31	商工観光課
親子水生生物調査参加人数	13人/年	H20	20人/年	H22以降	企画課

子どもたちが守りたい・直したい環境 ~町民環境レポートより~

地域の守りたい環境や改善したい環境について報告していただく「町民環境レポート」を平成20・21年度に募集し、町内の多くの小学生などからたくさんの報告が寄せられました。

子どもたちが特に守りたいと感じているのは、水遊びや生き物がたくさんいる大井川の環境、紅葉がきれいな第一小学校のイチョウ並木、徳山浅間神社の大きな木、しだれ桜などでした。一方で、多くの子どもたちが大井川の散乱ごみや水の汚れを直したいと感じているようでした。子どもたちは、大人とはまた違う視点から本町の環境を眺め、いろいろなことを感じています。将来の世代に豊かな環境を引き継いでいくこと、それが本計画の大きな使命であるといえます。



大井川（守りたい環境）



第一小学校のイチョ（守りたい環境）



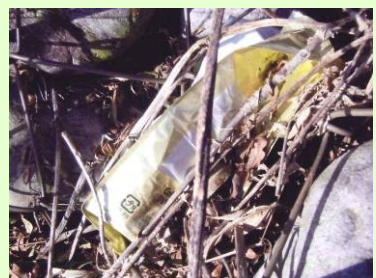
しだれ桜（守りたい環境）



徳山浅間神社（守りたい環境）



大井川のごみ（直したい環境）



大井川のごみ（直したい環境）

2-2 公園・緑地などの整備・管理

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 町内の公園については、長島ダム四季彩公園、智者の丘公園のほか、児童遊園、幼稚園・保育園の遊具と広場の解放、河川敷の親水公園や広場、各地区の手づくり広場などがあります。しかし、アンケート結果によると、公園・緑地などの満足度は子育て世代の若年層を中心に低く、町に公園・緑地の整備や管理を望む声も多く寄せられています。
- 今後は、地域のバランスや公園の持つ機能・役割に配慮しながら、公園・緑地などの整備及び適正な管理を推進していきます。



(2) 町の取り組み

既存の公園・広場の適正な維持・管理を図り、地域の身近な公園等については、地域住民による適正な管理と整備を支援します。	企画課、福祉課
道路沿いや公共施設などの緑化を進めます。	企画課、産業課
広報、ホームページ、イベントなどにより、住民の緑化意識の高揚を図り、花の会や緑の少年団などの自主的な緑化活動を促進します。	企画課、産業課

(3) 町民の取り組み

自宅の庭に花を植えるなど、緑化活動を行います。
公園の利用者やそこに愛着を持っている人達にボランティアを募り、整備や管理(トイレ掃除、草取りなど)に協力します。
出したごみは、すべて持ち帰る習慣を身につけます。

(4) 事業者の取り組み

公園などの整備に資機材の提供をします。
ボランティアの応援体制づくりを行います。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
地域緑化活動団体数	30 団体	H20	40 団体	H31	企画課 産業課

2-3 景観の保全・創造

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 茶畑、大井川・寸又川、山岳・森林などは本町を代表する景観要素です。また、アンケート結果によると、町民が大切にしたい環境として大井川や茶畑、SL・アプト式鉄道の走る景観などがあげられています。
- 荒廃森林や放棄・遊休農地などが増え、また、老朽化して景観にそぐわない看板や建物も増加しています。また、アンケートでは「景観の保全」などの環境施策への期待も大きくなっています。
- 今後は、町全体の総合的な景観形成を図るとともに、道路景観の修景、景観資源の保全、景観阻害要素の除去などにより、自然と調和した景観形成を目指します。



(2) 町の取り組み

総合的な景観形成

町内の優れた眺望点などを広く募集し、景観スポットとして位置づけて活用を図ります。《プロジェクト》	企画課
住民や地域の事業者と協働し、景観形成の基準を定めた「町景観条例」を策定します。	企画課
豊かな自然や茶園などの風景と調和した魅力的な景観形成を進め、町のイメージアップを図ります。	企画課
自然景観に調和した色を基調色とした看板や町並みづくりなどを促進します。	企画課、商工観光課

道路景観の修景

観光のための林道の景観間伐を促進し、混交林化や広葉樹林化を促進します。《プロジェクト》	産業課、商工観光課
幹線道路に沿って、観光客が車を止め、大井川や茶畑、SLなどの景観を楽しむことのできる場所(ビューポイント)の整備を促進します。《プロジェクト》	商工観光課、企画課 建設課
主要な道路への美しい統一的な案内板の整備、景観形成のための間伐や花いっぱい運動の推進、道路清掃ボランティアの支援などに努めます。	建設課、企画課
ガードレール等の人工物は出来るだけその風景に溶け込む色彩にします。	建設課

景観資源の保全

荒廃森林の除間伐や景観伐採を進めるなど、森林景観の保持・形成を図り、町を代表する景観の保全に努めます。《プロジェクト》	企画課、産業課
国・県と連携し、南アルプス国立公園や奥大井県立自然公園、原生自然環境保全地域を含めた自然景観資源の保全に努めます。	商工観光課
大井川の適正な維持流量を確保し、美しい水辺空間の自然景観の保全・回復に取り組みます。	企画課
住民やグループ等の花いっぱい運動など、花と緑の景観づくりを支援します。	企画課、産業課
巨木や古木、社寺、吊橋、発電所など、歴史的な自然や建造物を、その周囲も含めた形で一体的となった景観の保全を図ります。	企画課、生涯学習課
美しい星空も本町の素晴らしい景観の一つであり、観光と合わせた三ツ星天文台の有効活用に努めます。	商工観光課

(3) 町民の取り組み

町内の優れた眺望点（景観スポット）の募集や保全活動に協力します。《プロジェクト》
敷地内の巨樹・巨木、屋敷林などを保護します。《プロジェクト》
庭での花壇づくりを行うなど、花いっぱい運動に協力します。
道路清掃ボランティアに積極的に参加します。
空き家として残る建物については、景観に配慮した家屋の保全に努めます。
家を新築・改築する場合は、色彩や形状などを周辺の景観に配慮したデザインとします。

(4) 事業者の取り組み

道路沿いの景観間伐を実施し、混交林化や広葉樹林化を推進します。《プロジェクト》
敷地内の巨樹・巨木、屋敷林などを保護します。
工場や店舗などを新設・改築する場合は、色彩や形状などを周辺の景観に配慮したデザインとします。
休耕地などで景観作物の栽培などを行います。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
景観団体・グループ数	0 団体	H20	3 団体	H31	企画課
景観スポット認定地点数	0 地点	H20	20 地点	H31	企画課
景観スポットの保全活動参加者数	0 人/年	H20	20 人/年	H31	企画課
景観形成に注意したまちづくり事例数	0 件	H20	10 件	H31	企画課
景観を保全する特別計画協定区域・地区計画区域	0 地区	H20	5 地区	H31	企画課

にほんの里100選

平成21年1月、朝日新聞130周年・(財)森林文化協会30周年記念事業として行われた「にほんの里100選」に本町が選ばれました。

にほんの里100選は、人々の暮らしによって育まれたすこやかな美しい里を景観、生物多様性、人の営みを基準に全国から100箇所を選ぶものです。本町は、大井川の中流域の茶と林業の里として、大井川の河川景観、川根茶の香る茶畑、森林認証FSCの取得などによる環境に配慮したまちづくりが評価されて選ばれました。静岡県内では他に、棚田オーナー制度が評価された松崎町石部地区が選ばれています。



2-4 歴史的・文化的遺産の保全・活用

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 町内には42件の指定・登録文化財があるほか、寺社や鉄道関係施設、吊橋、祭りなど、歴史的・文化的遺産が数多く残っています。
- 地域の歴史を物語る貴重な建物や生活用品、民話、昔話など、多くの地域文化の保存や発掘、伝承活動が行われています。
- 今後は、町内に数多く残る文化財などの歴史的・文化的遺産を大切に保護するとともに、若者が減少するなかで、地域の伝統文化の継承や文化・芸術活動を促進していきます。



(2) 町の取り組み

文化財保護審議会を中心に、地域文化を語る貴重な歴史的・文化的文化財や伝統芸能を調査して新たな町の文化財に指定するなど、保護を促進します。	生涯学習課
伝統芸能や祭りなどへの子どもや若者の参加を促進し、他地域からの文化交流を受け入れるなど、地域に伝わる伝統文化の継承を図ります。	生涯学習課
歴史的・文化的遺産の案内看板を充実させます。	生涯学習課
吊橋の保全を行います。	商工観光課

(3) 町民の取り組み

町内の歴史的・文化的遺産に関心を持ち、学ぶことから始めます。
お宮等祭典前の清掃や飾りつけ作業を子供たちと一緒に行うことで、歴史文化の継承を図ります。
歴史的・文化的遺産の所有者は、指定文化財や登録文化財への指定・登録を行うことによって可能な限り保存を行います。
建造物の空気の入替えや周辺の清掃など、地域の歴史的・文化的遺産の維持管理に協力します。

(4) 事業者の取り組み

歴史的・文化的遺産を維持管理するための物的・人的・資金的な協力をを行います。
--

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
歴史的遺産を学ぶ講演会・見学会等の参加者数	0人/年	H20	20人/年	H31	生涯学習課

3 おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち

3-1 環境の監視及び公害等の対策

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 本町では近年、公害苦情はありませんが、公害防止について啓発活動を実施し、苦情に対する処理体制を整えています。
- 今後は、河川・大気などの環境の監視や、公害苦情を未然に防止するための対策を図り、今後も公害苦情のないまちを目指します。



(2)町の取り組み

河川、大気、土壌などの汚染や騒音・振動・悪臭などの監視に努め、様々な公害に対しての情報の収集と広報、未然防止と早期対策に努めます。	生活健康課
静岡県の生活環境の保全等に関する条例など、生活環境及び人の健康の保護に関する法律や条例に基づく指導を徹底します。	生活健康課
環境保全のための事業の実施やエコアクション21などの取得を目指す事業者に対し、新規事業への展開を促進するための支援を行います。	企画課

(3)町民の取り組み

環境の変化に関心をもち、公害などが生じた場合は速やかに町へ連絡します。
家庭や野外で使用する化学物質のことを知り、乱用を防止します。

(4)事業者の取り組み

事業活動による環境への負荷を抑え、公害の発生防止を図ります。
静岡県の生活環境の保全等に関する条例など、生活環境及び人の健康の保護に関する法律や条例を遵守します。
地域住民とトラブルにならないように、事業活動による周辺環境への影響を常に把握します。エコアクション21の認証取得に努めます。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
公害苦情件数	1件/年	H20	0件/年	H26	生活健康課
生活型苦情解決率	数値なし	H20	100%	H26	生活健康課

3-2 大気汚染・悪臭・騒音・振動対策の推進

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 一般国道362号、主要地方道・川根寸又峡線では混雑度が高くなっています。
- 本町では大井川鐵道、路線バス、町営バスなどが運行されています。しかし、アンケート結果によると、多くの町民が公共交通機関に満足しておらず、町民の移動手段は自動車が主体となっています。
- 本町は夜空が暗く、全国的にも星の観測に適した場所です。これは、過剰・不要な照明などの光害が少ないことと同時に、空気がきれいであることを示しているといえます。また、本町には「三ツ星天文台」などの施設も充実しています。
- 今後は、公共交通機関の利用促進や家庭ごみの焼却廃止などにより、大気汚染や悪臭、騒音・振動などの低減を図っていきます。



(2) 町の取り組み

低炭素交通機関の利用拡大を図ります【再掲 4-3】。	企画課
公共交通機関がない地域への町営バスの路線新設の実現に向けて、検討を進めます【再掲 4-3】。	企画課
公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、通院や買物をサポートする外出支援サービス事業の路線の拡充を図ります【再掲 4-3】。	福祉課
町民や企業・事業者などと協議しながら、より利便性が高く、低コストの新しい公共交通システムについて調査・検討します【再掲 4-3】。	企画課
ごみの家庭焼却の廃止を徹底します。	生活健康課

(3) 町民の取り組み

自家用車よりも公共交通機関の利用を心がけます【再掲 4-3】。
自転車や徒歩による通勤や移動を心がけます【再掲 4-3】。
アイドリングストップ、相乗りなどのエコドライブを心がけます【再掲 4-3】。
ハイブリッドカーや燃費のよい低公害車を積極的に購入します【再掲 4-3】。
家庭のごみを焼却しないようにします。

(4) 事業者の取り組み

事業活動に伴って発生する大気汚染物質を低減します。
自転車や徒歩による通勤や移動を心がけます【再掲 4-3】。
アイドリングストップ、相乗りなどのエコドライブを心がけます【再掲 4-3】。
ハイブリッドカーや燃費のよい低公害車を積極的に購入します【再掲 4-3】。
事業活動に伴う悪臭の低減を図ります。
畜産施設に起因する悪臭を防止するため、悪臭防止用設備などの導入を促進し、畜産経営の環境改善に取り組みます。
悪臭防止用設備などを導入し、家畜や肥料の悪臭防止に努めます。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
公共交通網整備地区数【再掲 4-3】	70%	H20	100%	H22	企画課

3-3 水質汚濁対策の推進

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- ▶ 大井川・下泉橋調査点の水質は、BODの値が低くきれいな水ですが、SSの値が高い年があり、水の濁りが見られます。これはダムによる影響があると考えられます。
- ▶ 生活排水の約6割が直接、河川に流れ込んでいます。
- ▶ アンケート結果によると、「河川・池の保全」などの環境施策への期待が大きくなっています。
- ▶ 今後は、合併処理浄化槽の整備など生活排水対策を図っていくと同時に、水質汚濁物質の削減に向けた取り組みを図っていきます。



(2)町の取り組み

生活排水による河川環境への負荷軽減のため、家庭でできる浄化対策を紹介するなど水質保全への意識の高揚を図り、地域住民による河川美化活動を支援します。《プロジェクト》	生活健康課、建設課
家庭での生活排水やし尿の適正な処理のため、合併処理浄化槽の設置補助を引き続き実施し、生活排水処理施設等の整備を進めます。《プロジェクト》	生活健康課
各家庭の汲み取りし尿や浄化槽汚泥については、川根地区広域施設組合のし尿処理施設において処理を行います。	生活健康課
大井川水質保全に関する広報周知及び環境教育の実施を行います。	企画課

(3)町民の取り組み

合併処理浄化槽の整備に協力し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に更新します。《プロジェクト》	
ごみを排水口に流さない、できるだけ洗剤は使用しないなど、環境への負荷の少ないエコクッキングを実践します。《プロジェクト》	
浄化槽の適正な維持管理を行います。	

(4)事業者の取り組み

事業排水に対応した汚水処理設備を設置するとともに、事業活動に伴う水質汚濁物質を減らします。《プロジェクト》	
農産物の有機農法・減農薬の推進を図ります【再掲1-2】。《プロジェクト》	
薬剤散布を行う時は、薬剤が川に入らないよう十分に留意します。	

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
合併処理浄化槽の延べ設置数	900基	H20	1,140基	H28	生活健康課
汚水衛生処理率	40%	H19	55%	H28	生活健康課
汚水処理整備率	29.5%	H20	40.1%	H28	生活健康課
水洗化率	86%	H19	87%	H28	生活健康課

4 資源・エネルギーを大切にすま

4-1 ごみの減量・再資源化と適正処理

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 本町のごみ総排出量は、平成19年度以降減少し、平成20年度は2,019tでした。町民1人当たりのごみ総排出量も県平均よりも少なく、ごみのリサイクル率は県平均を上回っています。
- 今後も分別の徹底、ごみの減量・資源化の推進、ごみに関する環境教育の充実、収集運搬体制の充実などにより、循環型社会の構築を目指します。



(2)町の取り組み

分別の徹底

分別区分の排出ルール徹底を図ることにより、紙類、空きびん、ペットボトル、白色発泡スチロール・トレイ類等を適切な資源化ルートへ誘導していきます。	生活健康課
不燃ごみから資源ごみの分別収集を行い、資源化を図っていきます。	生活健康課
新たな分別収集品目の検討とリサイクルルートの確保を図ります。	生活健康課
古紙の資源集団回収活動に対する助成制度等を積極的に推進し、効果的な運用を図っていきます。	生活健康課

ごみの減量・資源化の推進

販売店等に対してレジ袋の有料化の推進や過剰包装白肅の呼びかけを行うとともに、地域住民が買い物袋を持参するマイバッグ運動を推進し、ごみ減量を進めていきます。	生活健康課
物を大切にする心と環境に対する意識向上を図ります。	生活健康課
破碎された舗装面を路盤材として再生し、新規舗装に利用します(再生路盤処理工)。	建設課
リサイクルトナーの使用やファイル・バインダーの再使用など、庁舎内のごみの減量を図ります。	総務課、全課
間伐材や農業・畜産廃棄物など再生可能なエネルギーの利活用を検討します。	産業課
家庭用生ごみ処理機及びコンポスト購入に対する助成制度等を積極的に推進し、効果的な運用を図っていきます。	生活健康課
廃食用油の回収・リサイクルを行います。	生活健康課

ごみに関する環境教育・環境学習の充実

広報や学校教育、生涯学習などにおいてごみに関する学習を推進し、だれもが正しいごみの処理方法に対する理解を深め、ごみの減量化や資源化、ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止などについて住民の意識の高揚を図ります。	生活健康課、教育総務課、生涯学習課
子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、小中学校の総合学習や地区・団体にゴミの出し方、資源化教室、リサイクルを楽しむ意識教室の開催等、環境教室や環境学習、環境美化の啓発についても努めています。	生活健康課、教育総務課
田代環境プラザや最終処分場で現状に対する認識を広げていきます。	生活健康課

適切な情報収集・提供の実施

ごみ問題を正しく理解し、ごみ処理の現状や課題といった情報などについて、広報紙及びホームページ等を使ってわかりやすい形で提供し、周知徹底を図ります。	生活健康課
さまざまな情報媒体や機会を通じて、ごみの減量・再資源化へのアイデア収集を図っていきます。また、コンクールの開催やコンテストの実施等を行うなど、地域住民・事業者・行政の創意工夫により、実践への試みを図ります。	生活健康課

収集運搬体制の充実

社会的な情勢の変化に柔軟に対応した地域住民サービスの充実や地域住民の利便性にも考慮しながら、より効率的、効果的なごみ収集運搬体制の確立に努めていきます。	生活健康課
収集作業の安全性確保に努めていくとともに、ごみステーションの見直しなど収集体制の効率化、環境負荷の低減を推進していきます。	生活健康課
住民の生活に密着したごみ処理を効率的に行うため、引き続き広域的な取り組みを進めていきます。	生活健康課

(3)町民の取り組み

ごみとして出さないことを心がけます。
ごみの分別を徹底します。
買い物の際にはエコバッグ、マイバッグを持参します。
生ごみは生ごみ処理機やコンポストなどを使って堆肥化し、家庭菜園などに利用します。
生ごみの水切りを徹底します。
フリーマーケット、不用品バザーを開催します。
修理できる物は直して使用します。
廃食用油の回収・リサイクルに協力します。

(4)事業者の取り組み

ごみを出さない簡易包装とします。
容器包装などの店頭回収を行います。
産業廃棄物の適正処理を図ります。
廃食用油の回収・リサイクルに協力します。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
ごみ排出量	2,019 t/年	H20	1,542 t/年	H28	生活健康課
住民1人当たりごみ排出量	622 g/人・日	H20	525 g/人・日	H28	生活健康課
電気式生ごみ処理機器購入助成数	15台	H20	30台	H31	生活健康課
年間資源リサイクル率(集団回収を含む)	31%	H20	40%	H28	生活健康課
廃食用油回収自治会数	0地区	H20	34地区	H31	生活健康課
容器包装廃棄物の排出量	197 t	H20	171 t	H24	生活健康課
最終処分量(埋立量+客土)	107 t	H20	60 t	H28	生活健康課

4-2 不法投棄対策・環境美化の推進

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 本町では不法投棄や道路脇、河川へのごみのポイ捨てが増加する傾向にあります。また、アンケート結果によると、町民の不法投棄やごみのポイ捨てに対する関心度、環境施策に対する町民・事業者の期待も大きくなっています。
- 今後は、不法投棄やポイ捨てについて、町民や事業者だけではなく、本町を訪れる観光客などにも広く呼びかけ、環境美化の推進を図っていきます。



(2) 町の取り組み

不法投棄の未然防止のため、町、町民、事業者などが協力・連携して、不法投棄の監視・連絡体制を確立します。	生活健康課
ごみのポイ捨てや不法投棄をなくすよう、町民や観光客の意識啓発に努めます。	企画課、生活健康課、商工観光課
地区、団体、学校、事業者などに対し、道路や河川の清掃活動や地域の緑化・花壇づくりの推進など、自主的な活動を促します。	企画課、産業課建設課
地区や団体などが行うごみ処理施設や先進的な取り組みに対する視察、住民の自主的な美化活動を支援します。	生活健康課、建設課

(3) 町民の取り組み

ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。
不法投棄に関心を持って監視し、不法投棄を見つけた場合はすぐに関係機関へ通報します。
ごみが投棄されないよう、周辺の草刈りを行います。
イベントなどとして、道路沿いに捨てられたごみ拾いや道路辺りの草刈りを行います。
地域の美化活動に参加・協力します。
ペットの糞を放置しません。

(4) 事業者の取り組み

ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。
不法投棄の監視に協力します。
ごみが投棄されないよう、周辺の草刈りや森林の間伐を行います。
地域の美化活動に参加・協力します。

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
不法投棄確認件数	11件/年	H20	0件/年	H31	生活健康課
不法投棄監視パトロール実施回数	1回/年	H20	6回/年	H31	生活健康課
不法投棄苦情件数	1件/年	H20	0件/年	H31	生活健康課

4-3 エネルギーの有効利用

(1)環境の現状・課題と取り組み方針

- 町内には5箇所(湯山、大間、奥泉、大井川、久野脇)の水力発電所があり、電力エネルギーの安定供給確保に努めてきました。しかし、現在では水力発電に変わる原子力発電などが主流となっているほか、国内では環境への負荷の少ない太陽光や太陽熱、風力、木質バイオマスといった新エネルギーの導入や検討が積極的に行われています。
- 本町では、豊富にある森林資源を有効活用するため、木質バイオマス燃料を使用するストーブ・給湯ボイラー・風呂釜などに対する補助を行っています。また、平成21年度からは新たに太陽光発電、太陽熱温水器、高効率給湯器などの新エネルギー・省エネルギー機器にも拡大されました。
- 今後は、省エネルギーの推進、公共交通機関の維持・充実、新エネルギーの普及拡大などにより、限りあるエネルギーを有効に利用します。



(2)町の取り組み

総合的なエネルギー対策

町が行う事務や事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減するために、川根本町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを推進します【再掲 4-4】。	企画課
エコアクション21による環境マネジメントシステムの運用を図り、町施設でのエネルギー使用の削減を図ります【再掲 4-4】。	企画課
地域の事業所に対して、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を促進します【再掲 4-4】。	企画課

省エネルギーの推進

町有施設での省エネ機器の利用や照明、冷暖房温度の適正管理、建築物の高断熱仕様化、「緑のカーテン」の設置など、省エネルギーの取り組みを率先して行うとともに、その成果を公表します。	総務課、企画課
6月から9月までの間、ノーネクタイ・ノー上着を励行します。	総務課
工事事業における低燃費型建設機械使用の推進、土木建設機械等のアイドリングストップの指導を図ります。	建設課

公共交通機関の維持・充実

低炭素交通機関の利用拡大を図ります【再掲 3-2】。	企画課
公共交通機関がない地域への町営バスの路線新設の実現に向けて、検討を進めます【再掲 3-2】。	企画課
町民や企業・事業者などと協議しながら、より利便性が高く、低コストの新しい公共交通システムについて調査・検討します【再掲 3-2】。	企画課
公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、通院や買物をサポートする外出支援サービス事業の路線の拡充を図ります【再掲 3-2】。	福祉課

新エネルギーの普及拡大

森林の再生など、森林の公益的機能の向上を目指し、未利用間伐材や製材端材などの木質バイオマスを活用した新エネルギーシステムの構築を検討します。	産業課
太陽熱利用や太陽光発電、薪ストーブ等の購入に対する補助を行います。	企画課、産業課
小規模水力発電、風力発電など、地域の特性にあった新エネルギーの導入を研究、検討を進めます。	企画課

(3)町民の取り組み

新エネルギーに関心を持ち、自分で出来ることを考えます。
太陽光発電や太陽熱温水器を取り入れます。
薪など、昔から利用されているエネルギーを見直します。
自家用車よりも公共交通機関の利用を心がけます【再掲 3-2】。
自転車や徒歩による通勤や移動を心がけます【再掲 3-2】。
アイドリングストップ、相乗りなどのエコドライブを心がけます【再掲 3-2】。
ハイブリッドカーや燃費のよい低公害車を積極的に購入します【再掲 3-2】。

(4)事業者の取り組み

太陽光発電や太陽熱温水器を取り入れます。
自転車や徒歩による通勤や移動を心がけます【再掲 3-2】。
アイドリングストップ、相乗りなどのエコドライブを心がけます【再掲 3-2】。
ハイブリッドカーや燃費のよい低公害車を積極的に購入します【再掲 3-2】。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
公共交通網整備地区数【再掲 3-2】	70%	H20	100%	H22	企画課
太陽光発電、太陽熱利用設備などに対する補助件数	0 軒	H20	延べ 350 軒	H23	企画課
エコアクション 21 認証取得事業所数【再掲 4-4】	1 事業所	H20	20 事業所	H31	企画課
小規模水力発電の導入量	0 基	H20	5 基	H31	企画課
太陽光パネルの一般家庭への設置率	全世帯の 1%以下	H20	全世帯の 20%	H31	企画課
公用車の低公害車導入率	0%	H20	50%	H31	総務課
役場、小中学校などへの新エネルギー導入率	0%	H20	100%	H31	教育総務課 総務課
新エネルギーに関する勉強会回数	0 回	H20	延べ 2 回	H23	企画課

4-4 地球温暖化対策の推進

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 本町ではアメダス観測開始以来、年平均気温が年々上昇傾向にあるなど、地球温暖化が原因と考えられるような兆候が見られます。地球温暖化は、南アルプスや大井川、本町の基幹産業である川根茶の栽培などにも影響を及ぼす可能性があります。
- アンケート結果によると、地球温暖化は町民・事業者が最も関心のある環境問題であり、事業活動に伴う環境影響の種類としても二酸化炭素等の排出があげられています。二酸化炭素排出量は、特に家庭・業務分野で増加が著しく、町民や事業者に対する地球温暖化対策が求められます。
- 本町の森林が1年間に吸収する二酸化炭素量は、約42,000世帯が1年間に排出する二酸化炭素量と同じくらいであると推計されます。そのため、森林の保全及び適正管理を行うことにより、二酸化炭素の吸収源対策とすることが可能です。
- 南極上空のオゾンホールが拡大する状態が続いており、オゾン層破壊物質の適正処理など、オゾン層の保護対策の推進が求められます。
- 今後は、各主体による地球温暖化防止に向けた取り組みや吸収源対策などの地球温暖化対策に加え、オゾン層の保護を図っていきます。



(2) 町の取り組み

総合的な地球温暖化対策

町が行う事務や事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減するために、川根本町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを推進します【再掲 4-3】。	企画課
エコアクション21による環境マネジメントシステムの運用を図り、町施設でのエネルギー使用の削減を図ります【再掲 4-3】。	企画課
地域の事業所に対して、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を促進します【再掲 4-3】。	企画課

各主体による地球温暖化対策の実施

広報やホームページ、各種イベントを活用し、地球温暖化に配慮した生活のあり方や取り組みなどについての啓発活動を行います。	企画課、生活健康課 福祉課
地球温暖化対策活動推進員の育成のための研修機会を充実し、地球温暖化防止に取り組む人材の養成を図ります。	企画課
地球温暖化対策活動推進員を中心とした住民の自主的な活動を促進します。	企画課

吸収源対策の実施

除間伐や地元産材木の活用など木材資源の有効活用を図り、森林の二酸化炭素固定・吸収能力を拡大して地球温暖化防止に貢献します。	産業課
二酸化炭素固定：植物や微生物が行っている葉緑素を用いた光合成により、大気中の二酸化炭素を炭水化物に代えて生物躯体として固定させること。	

オゾン層の保護

オゾン層の破壊による影響などについて啓発し、その対策を町民・事業者に普及します。	企画課
--	-----

(3)町民の取り組み

電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量を削減し、省エネに心がけます。
緑のカーテン事業に協力します。
除間伐や地元産材木の活用など木材資源の有効活用を図ります。
スプレー類はなるべく使わないようにします
エアコン、冷蔵庫等新しい製品に買い換える時には、古い製品をきちんと処理します。
オゾンを破壊する製品の購入を控えます。
オゾン層の保護に関する法律や条例などについて学びます。

(4)事業者の取り組み

森林の保全・適正管理に努めます。
緑のカーテン事業に協力します。
建築物の断熱対策を行います。
古い電化製品（フロン類含有）の回収を確実にを行います。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
地球温暖化対策活動推進員	7 人	H20	10 人	H25	企画課
町行政の温室効果ガスの削減	4 %	H18	9 %	H24	企画課
町施設温室効果ガス排出量	1,897,912 Kg-CO ₂	H18	1,727,100 Kg-CO ₂	H24	企画課
エコアクション 21 認証取得事業所数【再掲 4-3】	1 事業所	H20	20 事業所	H31	企画課

環境町民会議

町民・事業者の皆さんの意見を本計画に反映するため、平成 20～21 年度に「環境町民会議」を設置し、13 人の町民委員の方に参加いただきました。

会議は全体会議及びワークショップ形式で行い、環境の現状把握と課題抽出、重点プロジェクトの検討などを行っていただきました。会議では毎回、活発な意見交換・提案が行われ、その成果を計画案に反映しながら作業を進めました。

また、一部の委員の方には本計画の策定に関するイベント「川根本町の環境を考えるワークショップ」「川根本町の環境を調べるネイチャーウォッチング」の参加者及び講師としてご協力いただきました。



全体会議



重点プロジェクトの検討



意見発表

5 森林の恵みに感謝する心を育てるまち

5-1 環境教育・環境学習・環境保全活動の推進

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- ▶ 地球温暖化防止や森林づくりをはじめとした環境教育・環境学習、環境保全活動が行われていますが、アンケート結果によると町民及び事業者の取り組みの実践率は、他の分野の取り組みと比べて低い状況です。また、特に若年層の環境に対する関心度や取り組みの実践率が低い傾向にあります。
- ▶ アンケート結果によると、町民・事業者の環境への取り組みに前向きな考えを持っているため、町民・事業者の参加・協力をより促すようなきっかけづくりの検討が必要だと考えられます。
- ▶ 今後は、あらゆる主体による環境教育・環境保全活動の推進、環境リーダーの育成など、町民や事業者の参加・協力を促すきっかけづくりを行います。



(2) 町の取り組み

環境教育・環境保全活動の推進

森林セラピーや森林レクリエーションなど、森林を活用した環境教育を推進し、様々な形態による森林資源の利活用を図ります。《プロジェクト》	産業課、生活健康課
幼児期からの食生活についての重要性を認識し、家庭における食育を推進します。	福祉課、生活健康課 教育総務課
子どもたちが地域の良さを再発見し、地域に根ざした知識や技能を伝えるため、お茶博士になるう、大井川不思議発見、茶摘み体験やふるさと交流学習など、特色ある教育を推進していきます。	教育総務課、産業課、生涯学習課
小・中学校の総合的な学習の時間を利用した環境教育を行います。	教育総務課、生涯学習課
各事業所へ環境教育指導を実施し、地域環境保全活動にも積極的な参加を呼びかけます。	企画課
自然環境を守るためのエコツーリズムや森林ボランティア活動、農業体験を盛り込むグリーンツーリズムなど、都市住民との様々な交流を促進します【再掲 1 5】。	商工観光課、産業課

環境リーダーの育成

森林ボランティアをはじめとする自然保全活動に取り組むボランティア団体の育成を支援し、その活動が普及・拡大するよう、活動の場の提供や団体間の交流を促進します。《プロジェクト》	企画課、産業課
自然や環境をはじめ、様々な分野の達人をマイスター制度により認定して人材登録バンクを充実し、各種のリーダーや講師として活躍する場や機会の提供・支援を図ります。	企画課

(3)町民の取り組み

家庭で子供に環境保全活動の手本を示します。
家庭菜園を行ったり、植樹活動などに参加します。
幼児、小中高生、一般、お年寄りなどを含めた縦割りの環境教育・話し合いを行います。
インターネットなどを利用して、先進事例などの学習をします。
マイスター制度などの人材登録バンクに登録し、環境リーダーとして活動します。
森林ボランティアをはじめとする自然保全活動に参加します。

(4)事業者の取り組み

子どもに対する森林体験教室を実施します。《プロジェク》
社内での環境教育を行います。

(5)数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
環境保全団体の登録件数	1 団体	H20	3 団体	H31	企画課
環境リーダーの育成人数	0 人	H20	10 人	H31	企画課
こどもエコクラブ登録団体数	5 団体	H20	8 団体	H31	企画課

川根本町の環境を考えるワークショップ

町民の方々に地域の身近な環境問題を考えてもらうため、平成21年6月に「川根本町の環境を考えるワークショップ」を開催しました。

当日は「川根本町の水」を当てる飲み比べや、自然環境、資源エネルギー、生活・快適環境の3グループに分かれて、ワークショップを行いました。ワークショップのグループ協議では、川根本町の未来の環境像を話し合ったり、今後の取り組みや重点プロジェクトなどについて意見交換を行い、その内容をまとめてグループ発表をしました。

参加者からは「地域の資源やごみをエネルギー化したい」「大井川を中心に景観の映える町づくりをしたい」「美しい大井川と触れ合う場として川の駅を作りたい」「放棄茶園を登録制にして茶園を有効活用したい」など多くの意見が出されました。本計画はワークショップでの提案を反映して策定しました。



水を当てる飲み比べ



ワークショップ



グループ発表

5-2 環境情報の提供・発信・共有化

(1) 環境の現状・課題と取り組み方針

- 町のホームページや広報紙などで環境情報の提供を行っています。また、アンケートでも町民は環境情報の提供促進を望んでいることがわかりました。
- 今後もさまざまな情報媒体により、内容の充実した環境情報を提供・発信・共有化し、有効活用を図っていきます。



(2) 町の取り組み

町が発行する各種の広報資料のほか、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に関する情報発信のための整備やホームページを活用し、自然環境の保全に関わる様々な情報発信を行います。	商工観光課、企画課
ブロードバンドなど情報網の整備を進めることにより、全ての町民が環境情報の活用しやすい環境を整えます。	企画課
町民に限らず、町内出身者や町外の人達の環境に関する意見も積極的に集めます。	企画課
野生動植物の生息・生育状況などについて、調査結果を蓄積し、環境情報の整備を図ります。	産業課、企画課

(3) 町民の取り組み

インターネットや図書館などを利用して、環境情報を収集・活用します。自分で集めた環境情報を積極的に提供します。	
--	--

(4) 事業者の取り組み

環境保全対策の取り組み状況などについて、環境報告書やホームページによる環境情報の公開を行います。	
--	--

(5) 数値目標

環境指標	基準		目標		担当課
	基準値	年度	目標値	年度	
情報インフラ世帯カバー率 (ブロードバンド)	98%	H20	100%	H25	企画課

第5章

計画の進行管理と推進体制

本章では、今後、環境基本計画を円滑に進行管理するための方法や推進体制の仕組みを示しています。



第 1 節 進行管理

計画を着実に推進していくため、本計画では施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)の PDCA サイクルを導入します。

1 計画(Plan)

(1)計画の策定・改定時

町は町民や事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。
環境審議会は、町長から環境基本計画に関する諮問を受けて審議を行い、町長へ答申します。

(2)毎年度

町は毎年度、見直し (Action) の結果を受けて施策や事業の計画を再確認し、総合計画の実施計画やエコアクション 21 の環境活動計画などに反映します。

2 実行(Do)

町は重点プロジェクトや個別の施策・事業などの「町の取り組み」を推進するとともに、「町民・事業者の取り組み」の推進を図ります。
町民・事業者は自発的・積極的に取り組みを推進するとともに、「町の取り組み」に対して協力します。

3 点検(Check)

庁内推進組織が中心となって目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況をとりとまとめ、環境町民会議や環境審議会での点検・評価を経て、年次報告書を発行します。
町は年次報告書をホームページ等で公表し、町民・事業者から意見を募ります。
町民・事業者は、年次報告書に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

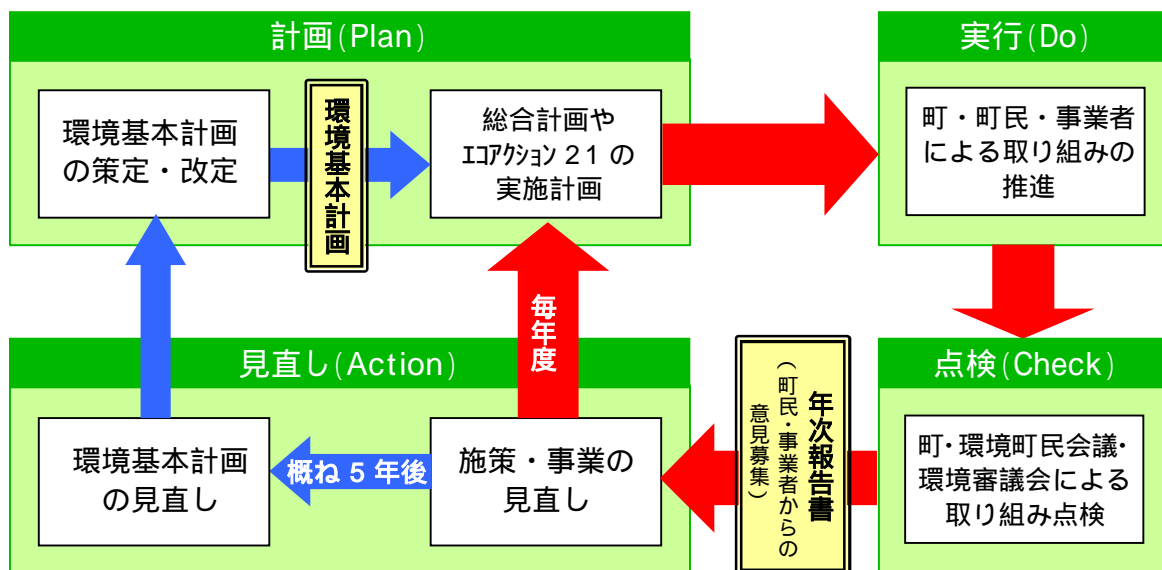
4 見直し(Action)

(1)毎年度

環境町民会議や環境審議会における点検・評価、町民・事業者からの意見を踏まえ、町は「町の取り組み」の見直しを行います。

(2)計画の見直し時

必要に応じ、概ね 5 年後を目途に計画内容を見直します。



計画の進行管理のフロー

第 2 節 推進体制

環境基本計画の着実な推進を図るためには、町・町民・事業者などのそれぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自らが出来ること、なすべきことを責務とし、自発的に行動することが大切です。さらに、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような推進体制の構築を目指します。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

1 町・町民・事業者

(1)町

庁内各課

町の施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行うことによって、「町の取り組み」を着実に推進していきます。また、「町民・事業者の取り組み」に対する支援などを積極的に行います。

庁内推進組織

環境基本計画に掲げた重点プロジェクトや、町の施策・事業などを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が求められます。そのため、横断的な庁内推進組織を設置し、関係各課の環境保全に係る施策・事業を調整して「町の取り組み」を積極的に推進します。また、計画の進捗状況について「町の取り組み」を把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

(2)町民

「町民の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「事業者の取り組み」の推進などに協力します。また、地域組織や民間団体・NPO などで活動に参加することも望まれます。

(3)事業者

「事業者の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「町民の取り組み」の推進などに協力します。また、近年では企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

2 環境町民会議

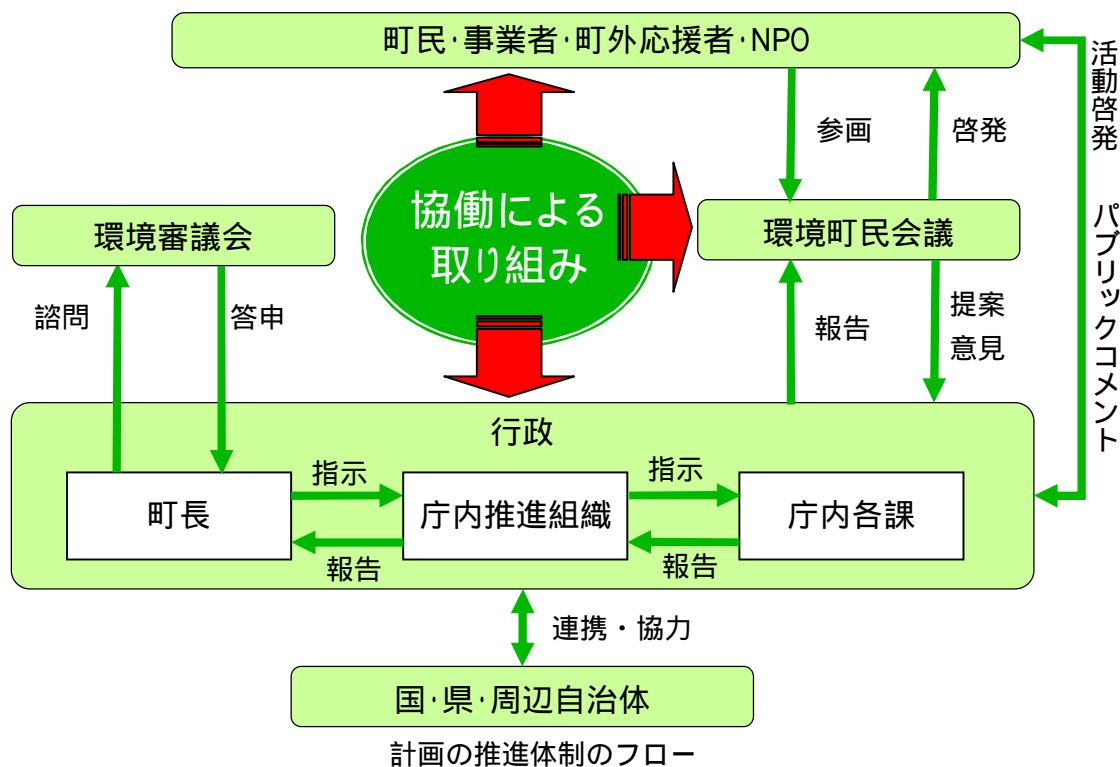
環境町民会議は、町民や事業者などの代表者で組織され、環境基本計画の策定や計画の推進などの審議を行います。また、庁内推進組織がとりまとめた目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

3 環境審議会

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するための町長の附属機関です。また、庁内推進組織がとりまとめた目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

4 国・県・周辺自治体との関係

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺自治体や県、国などとの連携・協力を努めていきます。



第3節 その他の計画推進方策

計画の周知や他の行政計画との調整、財源措置などによって、計画を推進していきます。

1 計画の周知・広報

環境基本計画の計画書は町のホームページに掲載するとともに、計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を町民や事業者に配布します。また、「広報かわねほんちょう」のほか、さまざまなメディアを活用して広く計画を周知します。

2 各種計画との連携

本計画は川根本町総合計画をはじめ、他の行政計画と調整を図りながら推進します。なお、環境の保全及び創造に関しては、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう、相互の連携を図ることとします。

3 財政措置

環境基本計画に掲げられた各種取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に重点プロジェクトに位置づけられている取り組みについては、優先的かつ重点的に財政上の措置を講ずることとします。

エコアクション 21 認証取得

本町は、平成20年5月に環境への取り組みを認証・登録する環境省の制度「エコアクション21」の認証登録を受けました。県内の自治体では牧之原市、藤枝市に次いで3例目で、町としては初めての認証取得でした。

全職員に対する勉強会などを開催し、温室効果ガス抑制のため取り組むことをチェックするなど、総合的な評価をしています。

具体的な取り組み内容としては、パソコンスリープモードの5分設定、両面コピーの徹底、封筒や用紙の再利用、緑のカーテンの設置、などを実施しています。

今後は、環境保全のための事業の実施やエコアクション21などの取得を目指す事業者に対し、支援を行っていききたいと思っております。



エコアクション 21 研修会

大井川の中流域を学ぶ視察会

島田市、牧之原市、御前崎市、掛川市、菊川市と吉田町、川根本町の首長・議長で構成する「大井川の清流を守る研究協議会」(会長：川根本町長)では、大井川流域で暮らす住民に中流域の現状を知ってもらい、環境保全に対する理解を深めるために「大井川の中流域を学ぶ視察会」を毎年実施しています。

平成 21 年度に実施した視察会では、大井川用水分水工から中流域のダムなどで講師が説明しながら現地を視察しました。視察を通じて大井川の現状を知ることができ、大井川の大切さ・重要性を改めて感じました。



視察会のようす

クリーンエネルギー機器導入促進事業補助制度

本町では、平成 21 年度からクリーンエネルギー機器(太陽光発電システム、太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器など)を導入する町民への補助金制度を創設しました。

本事業は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的とし、「緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり」を町民との協働により推進するためです。



太陽光発電

緑のカーテン

本町では、エコアクション 21 の一環事業で行っている「緑のカーテン」が毎年 7～9 月にかけて役場本庁舎の窓ガラス全体を覆っています。

毎日、職員が交代で水かけを行い、アサガオなどのツルで覆われた天然カーテンは、青色や白色の花が咲き来庁者を優しく出迎えております。

「地球温暖化防止を川根本町から」をメッセージに、「緑のカーテン」は役場のほかにも各区や学校施設でも取り組んでおり、地球温暖化防止活動の一役を担っています。



役場に設置した緑のカーテン

參考資料

1 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
平成 20 年		
6 月 30 日	第 1 回庁内策定委員会	川根本町環境基本計画策定の趣意、策定体制及びスケジュール、企画提案参加要領及び仕様書について、町民会議について
8 月	基礎調査および環境関連計画・施策の把握	
9 月	町民環境リポートの募集（平成 21 年 2 月末まで）	ホームページ、回覧、広報かわねほんちょう 10 月号にて募集（守りたい環境 39 地点、直したい環境 16 地点、合計 55 地点）
9 月 26 日	第 2 回庁内策定委員会	計画の基本的考え方の説明、環境関連計画・事業の把握についての説明、アンケート調査(案)についての検討
9 月 30 日	第 1 回環境町民会議	委嘱式、委員自己紹介、環境基本計画についての説明、計画の基本的考え方・策定スケジュールの説明、課題の抽出・検討（各委員の意見把握）、アンケート調査(案)についての抽出・検討
10 月 23 日	川根本町環境基本計画に関するアンケート調査（11 月 7 日まで）	配布数は町民 1,000、事業者 68、有効回答率は町民 47.8%、事業者 63.2%。
12 月 18 日	第 2 回環境町民会議	環境関連計画・事業およびアンケート調査の結果報告、課題の抽出・検討
平成 21 年		
1 月 15 日	第 3 回庁内策定委員会	アンケート調査の結果報告、課題の抽出・検討
2 月 1 2 日	第 4 回庁内策定委員会	環境の現状把握・環境特性マップ・川根本町対応レッドリスト・外来種リストの結果報告、課題の抽出・検討
2 月 27 日	第 3 回環境町民会議	環境の現状把握・環境特性マップ・川根本町対応レッドリスト・外来種リストの結果報告、課題の抽出・検討
6 月 7 日	川根本町の環境を考えるワークショップ	地域の抱える環境課題、課題を解決する方策は、川根本町の未来の環境（町民 12 名参加）
7 月 3 日	第 4 回環境町民会議	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討
7 月 22 日	第 5 回庁内策定委員会	重点プロジェクト・取り組みの検討
8 月 4 日	第 6 回庁内策定委員会	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討
8 月 21 日	川根本町の環境を調べるネイチャーウォッチング	水生生物調査による水質判定、河原の石ころ調査（小学生 14 名参加）
10 月 14 日	第 7 回庁内策定委員会	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討、数値目標の検討
12 月 11 日	第 5 回環境町民会議	計画案の検討
平成 22 年		
2 月～3 月	パブリックコメント	
3 月	計画の策定	

2 委員名簿

(1)環境町民会議 (敬称略)

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
浅野良之助	接岨	澤本 等	徳山	的場 正明	吉町河内
小澤 節子	高郷	鈴木 正文	梅高	宮木 典彦	小長井
後藤 勝	小長井	中尾 人巳	水川	森下 文子	上長尾
小西 宣幸	藤川	波多野 勲	大間		
佐藤 福美	下長尾	松下 正巳	徳山		

(2)庁内策定委員会

(平成20年度)

役職	氏名	役職	氏名
副町長(委員長)	澤本 廣	企画観光課長	山田俊男
総務課長	小坂 進	住民課長	的場 徹
町民課長	西村太一	事業課長	(建設課長兼務)
産業課長	鈴木一男	教育総務課長	小坂泰夫
建設課長	岩田利文	企画環境課長	羽根田泰一

(平成21年度)

役職	氏名	役職	氏名
副町長(委員長)	澤本 廣	建設課長	大石守廣
総務課長	小坂泰夫	商工観光課長	西村太一
生活健康課長	羽倉範行	教育総務課長	山田俊男
産業課長	鈴木一男	企画課長	羽根田泰一

3 川根本町の環境を考えるワークショップ参加者

(敬称略)

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
山田 典秀	田代	芹澤 一志	上岸	橋本 務	徳山
筑地 秀昭	小長井	長嶋 勝	接岨	澤口 浩忠	徳山
土田 慎	上岸	浅野良之助	接岨	山本美津江	下長尾
森越 節子	上岸	中澤 智義	徳山	山口 文久	下泉

4 町民環境リポート協力者

中川根第一小学校児童 38 名、中川根南部小学校児童 16 名、長塚誠(敬称略)

5 環境基準等

(1)大気汚染

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること
達成期間	5年以内	7年以内	早期	早期	早期
告示年月日	S48.5.16	S53.7.11	S48.5.8	S48.5.8	S48.5.8

- 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトミントレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

- 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2)騒音

騒音に係る環境基準（道路に面さない地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

- AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

- 1車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線道路を担う道路に近接する空間における特例

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）
 - 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m
 - 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成11年3月26日 静岡県告示第277号）

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

(3)水質汚濁

生活環境の保全に関する環境基準

ア．河川（その１）（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道１級、 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/l	25 mg/l	7.5 mg/l	50MPN/	水域類型 ごとに指 定する水 域
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
A	水道２級、水産１級、 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2 mg/l	25 mg/l	7.5 mg/l	1,000MPN/	
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
B	水道３級、水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/l	25 mg/l	5 mg/l	5,000MPN/	
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
C	水産３級、工業用水１級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/l	50 mg/l	5 mg/l	-	
		8.5 以下	以下	以下	以上	-	
D	工業用水２級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上	8 mg/l	100 mg/l	2 mg/l	-	
		8.5 以下	以下	以下	以上	-	
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上	10 mg/l	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/l	-	
		8.5 以下	以下		以上	-	

1.基準値は日間平均値とする。

2.自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

3.水道１級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4.水産１級 : ヤマメ、イワナなど貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級 : コイ、フナなど、中腐水性水域の水産生物用

5.工業用水１級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級 : 特殊な浄水操作を行うもの

6.環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ．河川（その２）

類型	水生生物の適応性	全亜鉛	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	

1.基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

水質汚濁にかかる環境基準設定水域（河川）

名称	範囲	水域類型	達成期間	設定期日	
大井川水系	大井川上流	駿遠橋から上流	河川 AA	直ちに達成	昭和46年5月25日

人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下

1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) 土壌・ダイオキシン類 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の基準	項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1 mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006 mg 以下であること。
鉛	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05 mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
砒素	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002 mg 以下であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005 mg 以下であること。	チウラム	検液 1l につき 0.006 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1l につき 0.003 mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。	セレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002 mg 以下であること。	ふっ素	検液 1l につき 0.8 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004 mg 以下であること。	ほう素	検液 1l につき 1 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。		

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては項目ごとに定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

ダイオキシン類に係る環境基準・耐容 1 日摂取量

区分	項目	基準値	項目	基準値
環境基準	大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	底質	150 pg-TEQ/g 以下
	水質(底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下	土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
耐容 1 日摂取量	-	4 pg-TEQ/kg/日 以下		

1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
5. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。
6. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
7. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 用語解説

あ行

アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO₂）などがある。SO_xともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

インタープリター

自然観察や自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称している。

エコアクション 21

ISO14001 規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片付け、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切に暮らすを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。「エコツーリズム推進法」（平成 19 年）においては、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度 20～40km 付近に多く

存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより、地球上の生物を守る働きをしている。しかし、大気中に放出されたフロン類によってオゾン層が破壊され、地表に達する紫外線の量が増大している。そのため、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害を引き起こすことが懸念されている。

オゾン層の保護のためのウィーン条約

オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みに関する条約で、1985 年 3 月に採択され 1988 年 9 月に発効した。日本は 1988 年加入。国連環境計画（UNEP）を中心として検討されてきたこの条約では、国際的に協力してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、オゾン層に影響をおよぼす人間活動を規制する措置、オゾン層の保護に関する研究、観測、情報交換が決定された。

オゾン層保護法

オゾン層の保護のための国際的な協力を促進することを目的とした「オゾン層保護のためのウィーン条約」や、その具体的な推進のためのモントリオール議定書を国内で適切に施行することを主たる目的として 1988 年 5 月に制定された法律。正式名称を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素（CO₂）などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

外来生物

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった生物のこと。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

環境基本法の規定に基づき、平成6年に策定された計画。本計画では、「循環」「共生」「参加」「国際協力」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。平成12年12月、平成18年3月に見直され、平成18年4月には「第3次環境基本計画」が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。

間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。日本は平成10年4月28日に署名、平成14年6月4日に批准した。先進締約国に対し、平成20～24年（2008～12年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年（1990年）比で、平均5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。平成17年2月16日に発効した。

グリーンツーリズム

平成4年度に農林水産省が提唱した言葉であり、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動として位置づけている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称をいう。

さ行

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成18年3月に「静岡県環境基本

本計画～環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして（改定版）」が策定された。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電などのように、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」という。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコジェネレーション、燃料電池などがある。

森林セラピー

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組であり、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動でもある。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に5年ごとに策定する地域森林計画の対象とされる民有林。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

窒素酸化物

一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NOxとも略称される。窒素酸化物は自動車や工場などからの排気ガスとして発生し、呼吸器系に対する有害性が知られている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に

より、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車などが含まれる。最近では一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ばれる。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む)植物(生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で学術上価値の高いものうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾダイオキシン)に換算して評価するときの単位。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(平成17年6月施行)によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた優良な集団的農地を確保・保全する区域。農地の無秩序な開発行為を予防し、耕作しやすい環境を確保することを目的とする。

は行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体(植物、動物など)のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

廃棄物

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃

油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

ピコグラム (pg)

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム(ng)の1000分の1、マイクログラム(μg)の100万分の1、ミリグラム(mg)の10億分の1。ダイオキシン類など微量な化学物質の濃度を表す単位として用いられる。

不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素が結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン(CFC)は、メタン、エタンなどの水素を塩素やフッ素で置換した極めて安定な物質で、洗浄剤や発泡剤等に広く用いられたが、オゾン層を破壊することが分かり、全廃が決定された。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ま行

マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、繰り返し利用できるバッグを持参するもの。環境省などがマイバッグ運動を展開している。

モントリオール議定書

正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。1987年に採択、1989年発効。日本は採択時に署名。ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物

質の生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。具体的には、成層圏オゾン層破壊の原因とされるフロン等の環境中の排出抑制のための削減スケジュールなどの規制措置を定めている。

ら行

リサイクル（再資源化）

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース（ごみの減量）

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることなどが考えられる。

リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合(IUCN)が昭和41年(1966年)に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、平成12

年からはその改訂版が発行されている。静岡県では平成16年に県版レッドデータブックが公表された。

アルファベット

FSC 森林認証

FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、木材を生産する森林、そしてその森林から切り出された木材を使って生産・加工を行なっているかどうかを認証する国際機関の一つ。FSCは森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、このFSCのマークが入った製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に間接的に関与できる仕組みである。

ISO14001

ISO(国際標準化機構)が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指す。

NPO(特定非営利活動団体)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

川根本町環境基本計画

平成 22 年 3 月

編集・発行：川根本町企画課環境室

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

TEL 0547-56-2221 FAX 0547-56-2235

<http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp>

制作協力：株式会社環境アセスメントセンター



自然と共生する
豊かなまち
川根本町

